

大洲市歴史的風致維持向上計画



大 洲 市
平成 31 年 3 月

■凡　例

- 1 本計画書は、平成 24 年度から平成 33 年度を事業期間とする大洲市歴史的風致維持向上計画である。
- 2 本計画書は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて作成した。
- 3 本計画書は、大洲市歴史的風致維持向上計画協議会を設置し、各協議委員の意見を取りまとめながら、大洲市建設部都市整備課と大洲市教育委員会生涯学習課が事務局を担当する大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会において作成したものである。
- 4 本計画書の執筆は、武田康秀、宇都宮啓三（都市整備課）、岡崎壮一、白石尚寛（生涯学習課）、山田広志（大洲市立博物館）が行った。
- 5 本計画書の編集は、宇都宮啓三（都市整備課）と岡崎壮一（生涯学習課）が担当した。

目 次

はじめに

1. 計画策定の背景と意義	3
2. 計画の策定体制と経過	5

第1章 大洲市の歴史的背景

1. 大洲市の位置	8
2. 自然的環境	8
3. 社会的環境	12
4. 歴史と文化	15
5. 指定文化財の名称と種別、分布状況	34

第2章 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 大洲市の維持向上すべき歴史的風致	49
2. 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題	93
3. 既定計画のまちづくり方針との関連性	96
4. 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	102
5. 計画の推進体制	104

第3章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の設定の考え方と位置	105
2. 重点区域の範囲	106
3. 重点区域の名称及び面積	106
4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果	110
5. 良好的な景観形成に関する施策等との連携	110

第4章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 大洲市全体に関する事項	119
2. 重点区域に関する事項	124

第5章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	129
2. 歴史的風致の維持及び向上に資する事業	131

第6章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 指定における基本的な考え方	142
2. 指定の方針	142
3. 指定候補	143

第7章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 管理の指針の基本事項	149
2. 個別の事項	149
3. 届出不要の行為	150

参考資料 151

参考文献 169

大洲市歴史的風致維持向上計画

計画名称：大洲市歴史的風致維持向上計画

事業主体：大洲市

計画期間：平成 24 年度～33 年度

はじめに

1. 計画策定の背景と意義

四国西南部に位置する大洲のまちは、豊かな歴史と自然に抱かれた風光明媚な土地柄で、その中央を流れる県下随一の清流肱川がもたらす肥沃な土壌を活かした農業を中心に発展した。昭和 29 年(1954)には 10 カ町村が合併して大洲町から旧大洲市へと移行し、また、平成 17 年(2005)1 月 11 日には旧大洲市と肱川流域の 3 カ町村（長浜町、肱川町、河辺村）とが合併し新大洲市が誕生した。

大洲市の中心市街地を形成する肱南地区は、近世に整備された城下町としての風情を残す地域でもある。その西端に大洲城跡があり、この城跡から東に延びる形で短冊状の町割りが形成され、道筋は当時のままにほぼ失われることなくその姿を残し、かつての町人町の町並みと相まって独特の風情や情緒を感じ取ることのできる環境にある。その町並みを構成する建物の多くは、この地域が「木蝋」、「製糸」、「舟運」で隆盛を極めた明治から大正時代に建てられたもので、その中には、明治時代に急速に進められた西洋化の世相を代表する「旧大洲商業銀行本店（現 おおず赤煉瓦館）」がある。明治 34 年(1901)の建築で擬洋風建築としては県内に現存する数少ない煉瓦建造物である。また、城下町が肱川につき当たる東の端には神楽山をいただき、肱川の豊かな水と富士山の緑を借景に「日本の伝統建築・工芸」の粹を集めて建築された「臥龍山荘」が文化財としてその姿を今に留めている。この山荘が建てられたのも赤煉瓦館とほぼ同時期のことである。

このような歴史的な市街地環境の中で、その風土が育んできた歴史と文化を反映した伝統行事などの人々の活動が受け継がれ、大洲市特有の歴史的風致を形成してきた。しかしながら、昭和 50 年(1975)代以降はモータリーゼーションへの対応の立ち遅れ等から商業地としての中心市街地の衰退が著しく、高齢化や空洞化が急速に進行しつつあり、この歴史的環境を維持していく上で我々に警鐘を鳴らす事案も多数発生している。

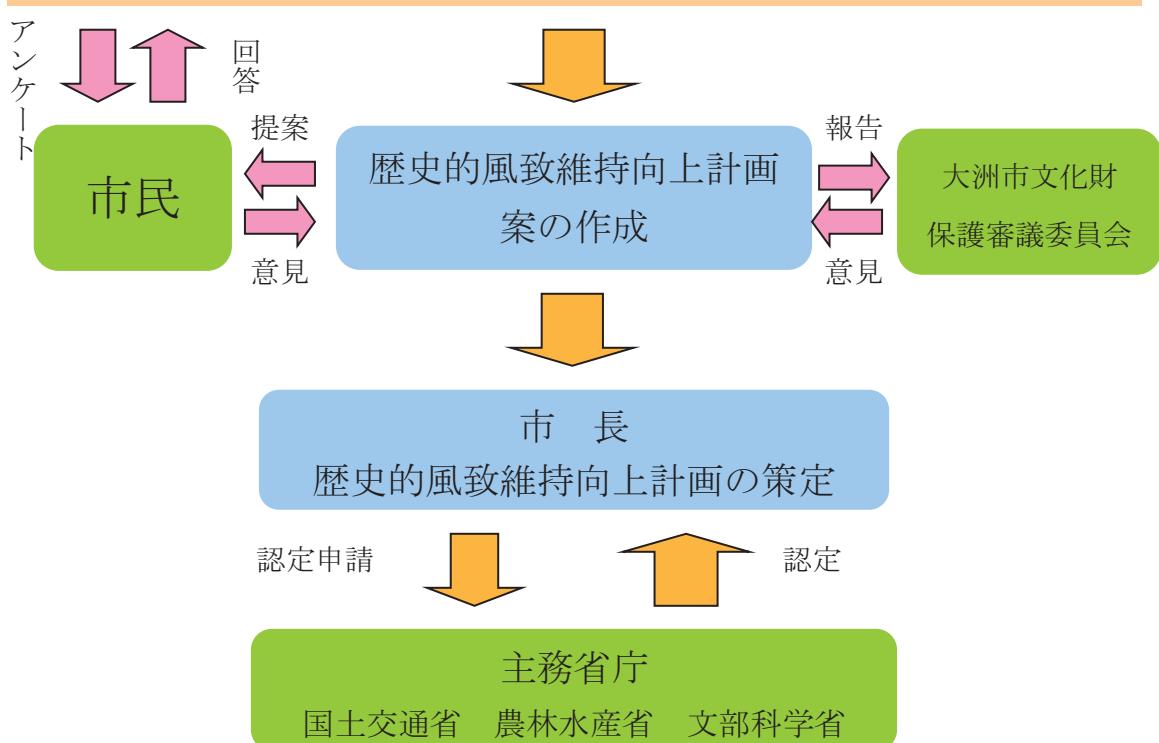
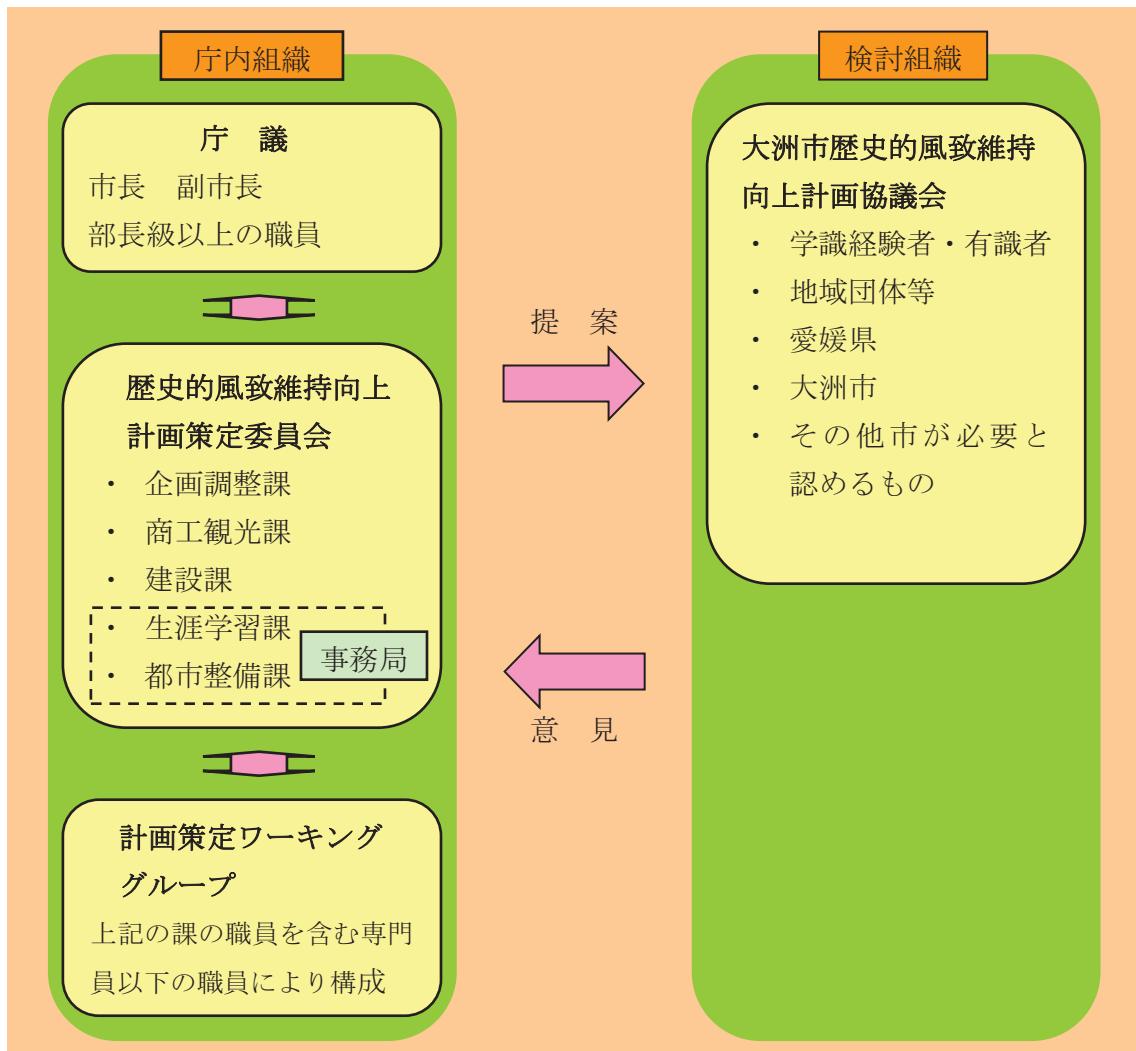
このため、大洲市では、こうした固有の歴史的風致の維持・向上を目指し、平成 11 年(1999)からは、おはなはん通り周辺の伝統的な町並みを保全する

ための外観整備に係る補助制度をスタートした。平成 16 年(2004)には大洲城天守閣(4 層 4 階)と多聞櫓とを豊富な歴史資料を基に完全木造で復元し、約 120 年ぶりにその雄姿を甦らせるなど、様々な事業に取り組んできた。そして、歴史的景観や環境への市民意識が高まりつつある中、大洲の風土が育んできた「良好な景観」を適正に保全し次代へと継承していくために、平成 21 年(2009)3 月に大洲市景観計画を策定し、同年 7 月 1 日から施行した。

こうした景観行政の拡充が文化財保護担当部局とまちづくり担当部局との距離を縮めることになったが、大洲市の歴史まちづくりにおける開発と保存の施策の融合はまだ緒についたばかりである。そのような中、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」という。）の趣旨に鑑み、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局とが連携し、「大洲市歴史的風致維持向上計画」を作成して、貴重な資産である歴史的風致を維持・向上していくための事業を積極的に実施し、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりの推進を図ることとした。

2. 計画の策定体制と経過

(1) 計画の策定体制と流れ



(2) 大洲市歴史的風致維持向上計画協議会

本計画を策定するにあたり、下記のメンバーにて構成する「大洲市歴史的風致維持向上計画協議会」を組織し、庁内組織にて作成を行った素案・原案について、協議・調整を行った。

役 職	所 属	備 考
会 長	大洲市文化財保護審議委員会 委員	学識経験者・有識者
副会長	大洲市都市計画審議会委員	学識経験者・有識者
委 員	北海道大学 観光学高等研究センター 教授	学識経験者・有識者
委 員	肱南区長会副会長	地域におけるコミュニティ 団体
委 員	大洲史談会顧問	歴史・風土・まちづくりに 関連する団体
委 員	愛媛県教育委員会管理部 文化財保護課埋蔵文化財係長	愛媛県教育委員会
委 員	愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所 建設企画課長	愛媛県まちづくり担当部局
委 員	大洲市建設部長	市職員
委 員	大洲市教育部长	市職員

(3) 計画策定経過

本計画の策定経過は次のとおりである。

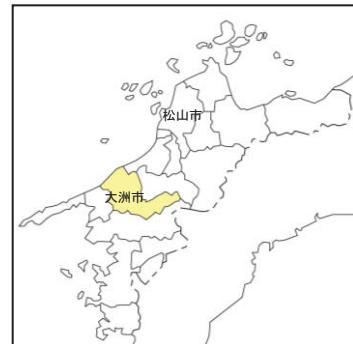
- 平成 21 年 7 月 31 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱の制定
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会設置要綱の制定
- 平成 21 年 9 月 7 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 1 回）並びに
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会（第 1 回）合同会の開催
- 平成 21 年 12 月 17 日
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会（第 2 回）の開催
- 平成 21 年 12 月 21 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 2 回）の開催
- 平成 22 年 6 月 21 日
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会（第 3 回）の開催
- 平成 22 年 6 月 23 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 3 回）の開催
- 平成 23 年 5 月 23 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 4 回）の開催
- 平成 23 年 8 月 18 日
大洲市歴史的風致維持向上計画策定委員会（第 4 回）の開催
- 平成 23 年 8 月 25 日
大洲市歴史的風致維持向上計画協議会（第 5 回）の開催
- 平成 23 年 9 月 5 日～平成 23 年 10 月 4 日
パブリックコメントの実施
- 平成 24 年 1 月 5 日
庁議による最終案の決定
- 平成 24 年 2 月 6 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 平成 24 年 3 月 5 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の認定
- 平成 25 年 11 月 20 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
- 平成 26 年 12 月 3 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
- 平成 29 年 3 月 22 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
- 平成 31 年 3 月 29 日
大洲市歴史的風致維持向上計画の変更認定

第1章 大洲市の歴史的背景

1. 大洲市の位置

本市は、愛媛県の西南部に位置し、県都である松山市から西南に約50kmの距離にあり、東は喜多郡内子町、西は八幡浜市、南は西予市、北は伊予市の3市1町に隣接している。

現在の市域は、平成17年(2005)1月11日に大洲市、喜多郡長浜町、肱川町、河辺村の1市2町1村が合併し、新大洲市となったことにより山間部から瀬戸内海に至る範囲となった。



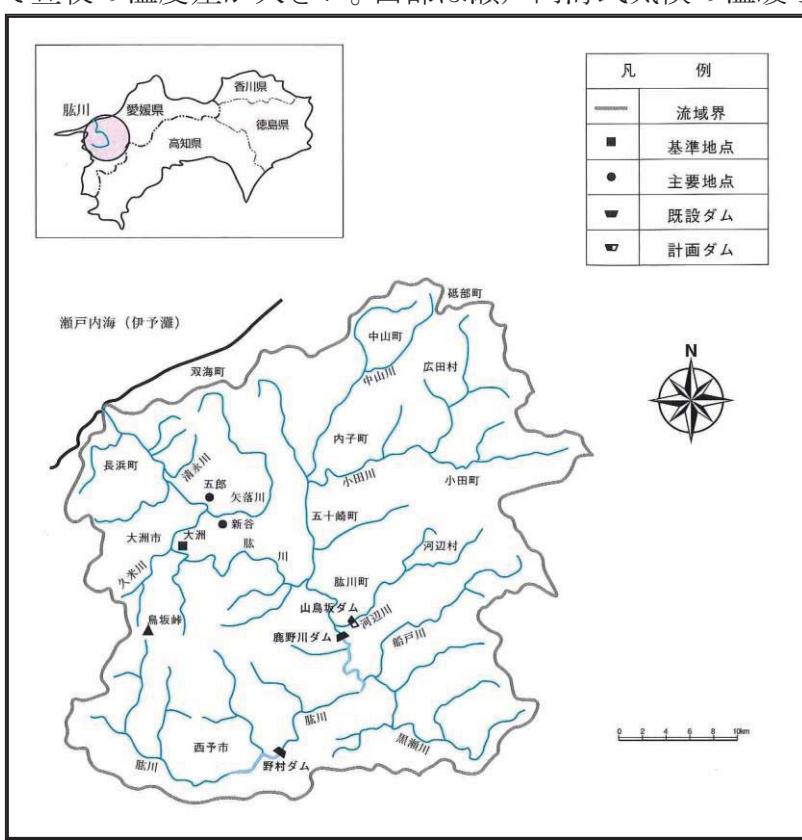
愛媛県における
大洲市の位置

2. 自然的環境

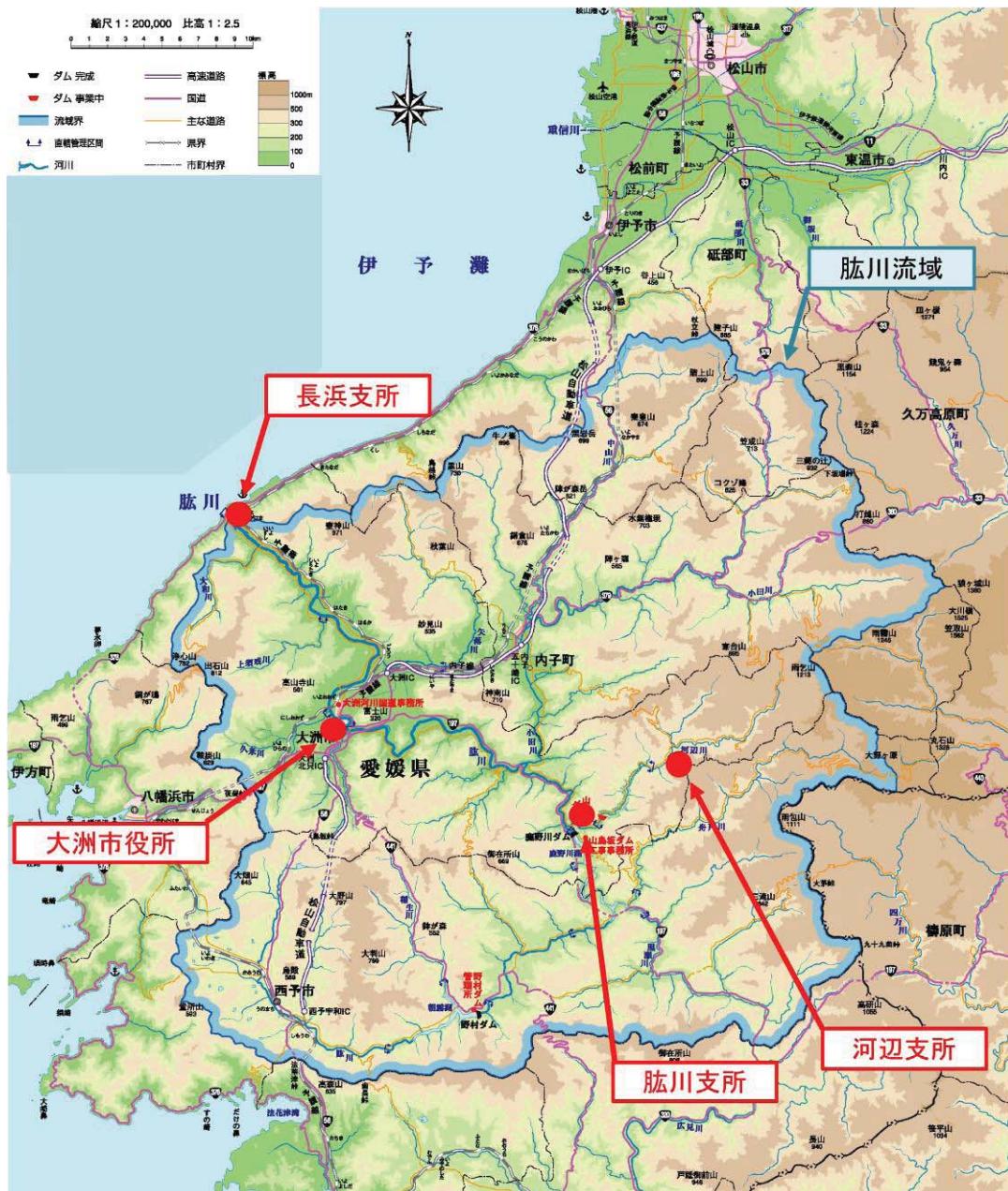
本市は市域の中心を一級河川肱川とその支流の河辺川が流れ、流域に沿つて田畠や集落、市街地が形成されている。本市の面積は432km²で、その70.6%が森林で構成され、豊かな農林業地域を形成している。中央部には大洲盆地が開け、西部は瀬戸内海伊予灘に面している。

東部の山間部は内陸性気候に属しているため寒暖の差が大きく、中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きい。西部は瀬戸内海式気候の温暖小雨の気候になっている。

本市の中心を流れる愛媛県下最大の肱川は、幹川流路延長103km、流域面積1,210km²で、四国内の河川の中でも吉野川、四万十川、仁淀川に次ぐ規模であり、支川の数は全国で第5位の474を数える。



肱川流域図



肱川流域の地形図

このような規模を誇る肱川は、その地形に大きな特徴がある。通常の河川は、土地が隆起した後にその山地をぬうように流路が形成されたものであるが、肱川の場合は、流域の大部分を占める四国山地が隆起し形成される以前に流路が存在しており、隆起していく部分を侵食しながら流路を確保してきた河川である。このよう



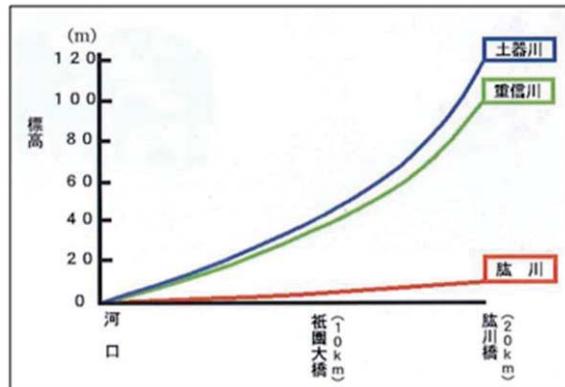
上空から見た肱川中下流域

な河川を「先行性河川」と呼び、肱川流域では上流域だけでなく、下流域でも高い谷壁が河川に迫っているのが見られる。こうした山地より流路が先に形成されたことが、上流域と下流域に極めて緩やかな勾配を形成する結果を生じさせており、肱川流域の河川縦断面から勾配を見ると、中流域で1/600、または1/1000、下流域で1/1500、または1/1800と極めて緩やかとなっている。

このように河川勾配が極めて緩やかで、中流部の大洲盆地に支川が集中しており、中流部において大きく蛇行しているため、流路延長103kmに対して、源流から河口までの直線距離はわずか18kmしかなく、また、大洲盆地から下流は山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりがないといった地形的特性を有しているため、大洲盆地ではたびたび氾濫を起こしており、現在、河川環境の保全に配慮しながら治水対策が進められている。

また大洲盆地の特徴的な気象現象は、10月から3月にかけて発生する濃い霧で、霧の上に突き出た山々が島状に見えることから「雲海」と呼ばれ、秋から冬にかけての風物詩となっている。この雲海は、日中の気温と夜半の気温の差によって生じる肱川の水蒸気が上昇して形成されたもので、雲海に覆われた大洲盆地では、昼近くまで霧が晴れることはなく、人々の生活に大きな影響を及ぼしている。

大洲盆地を囲む山々の中腹に



瀬戸内海に流れ込む一級河川の
河床勾配の比較

表 浸水被害履歴（概ね過去10年間）

年月日	降雨原因	大洲第2 観測所 水位(m)	被害状況		
			床上 (戸)	床下 (戸)	浸水面 積(ha)
H7.7.4	梅雨前線	5.84	768	427	956
H10.10.18	台風10号	5.22	43	138	767
H16.8.30	台風16号	6.85	299	281	965
H16.9.29	台風21号	5.28	6	38	266
H16.10.19	台風23号	5.29	1	9	421
H17.7.3	梅雨前線	4.52	0	0	69
H17.9.6	台風14号	6.49	146	180	713



洪水により浸水した大洲盆地

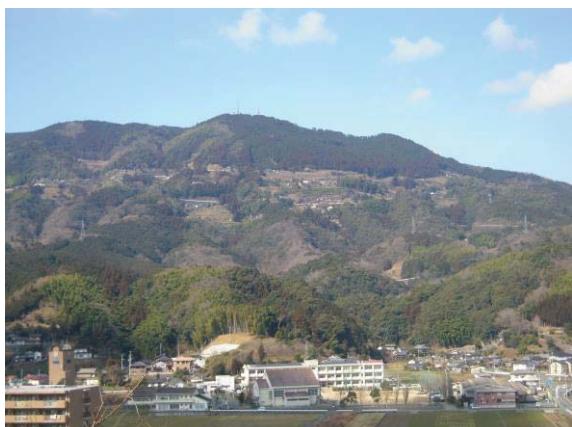
は、あるレベル以上の高地に集落が展開しているのが見られるが、これらの集落は雲海の上に位置し、比較的早く霧の晴れる場所にあたる。濃い霧の中で生活する人々が、より日光の当たる場所を求めて高地に形成した集落であり、大洲盆地特有の自然環境が生み出したものと言える。

さらに、大洲盆地に発生した雲海は、下流域の長浜地区にも独特的な気象現象を生み出している。大洲盆地に溜まった霧が、伊予灘に向けて肱川を勢いよく下り流れ出るもので、霧を伴った台風のごとき強風が吹き流れる。これは、霧が広い盆地から肱川下流域の狭い峡谷へ入り、伊予灘へと向かう際に、大洲盆地と伊予灘の気圧の差から強風となって勢いよく吹き出るもので、肱川独特の地形に起因している。世界的にも珍しい気象現象で、地元では「肱川あらし」と呼ばれ、長浜地区の冬の風物詩となっている。

これら肱川によって生み出された雲海や肱川あらしなどの自然現象は、肱川流域独特の風土を育み、独特的な景観を形成する要素となっている。



大洲盆地に発生した雲海



高地斜面に形成された集落



伊予灘に吹き出る肱川あらし



長浜大橋を吹き抜ける肱川あらし

3. 社会的環境

(1) 人口及び世帯数

国勢調査による平成22年(2009)の本市の総人口は47,157人となっている。昭和55年(1980)から昭和60年(1985)にかけては微増であったが、それ以降は減少傾向にある。

世帯数としては、市全体では増加傾向にあるが、これは核家族化等によるものと推測される。また、市全体の世帯人員(1世帯当たりの人数)についても同様に、減少傾向にある。

人口構成比は、県や全国平均と比べると、老人人口の割合が高く、高齢化の進展が著しいことがうかがえる。

表 人口及び世帯数の推移

単位：上段 人、下段 世帯

		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
大洲地域	人口	38,719	39,915	39,850	38,937	39,011	38,458	36,217
	世帯	11,474	12,155	12,450	12,930	13,737	14,234	13,917
長浜地域	人口	12,314	11,734	10,826	10,180	9,266	8,449	7,531
	世帯	3,763	3,762	3,519	3,538	3,408	3,262	3,079
肱川地域	人口	3,972	3,645	3,479	3,275	3,211	2,790	2,536
	世帯	1,102	1,055	1,034	1,054	1,048	1,022	966
河辺地域	人口	2,009	1,969	1,611	1,458	1,274	1,089	873
	世帯	647	630	606	591	581	524	448
大洲市 (合計)	人口	57,014	57,263	55,766	53,850	52,762	50,786	47,157
	世帯	16,986	17,602	17,609	18,113	18,774	19,042	18,410

資料：国勢調査

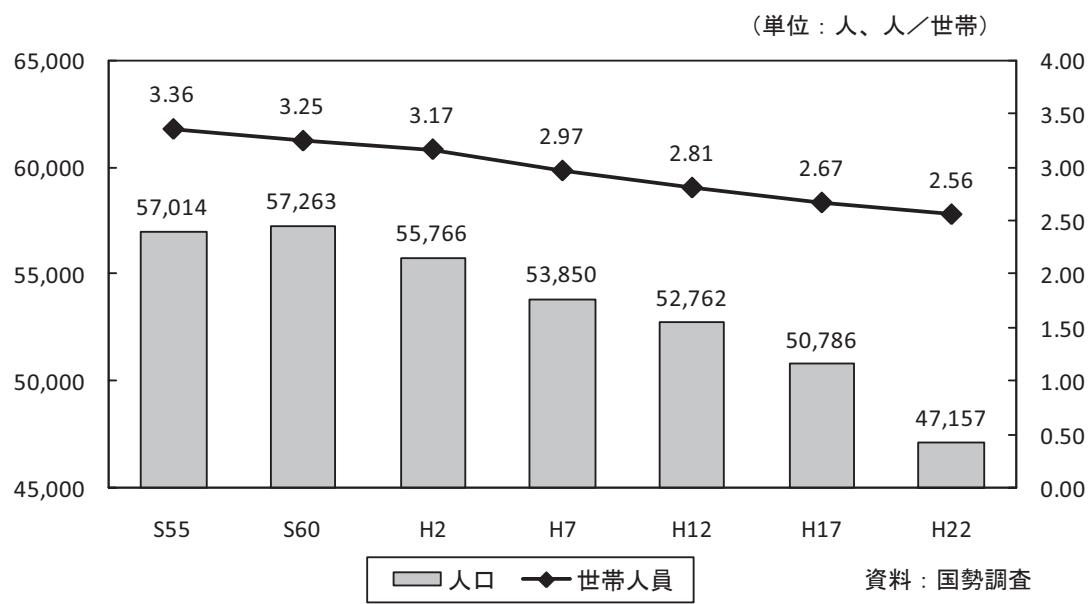


図 大洲市の人口・世帯人員の推移

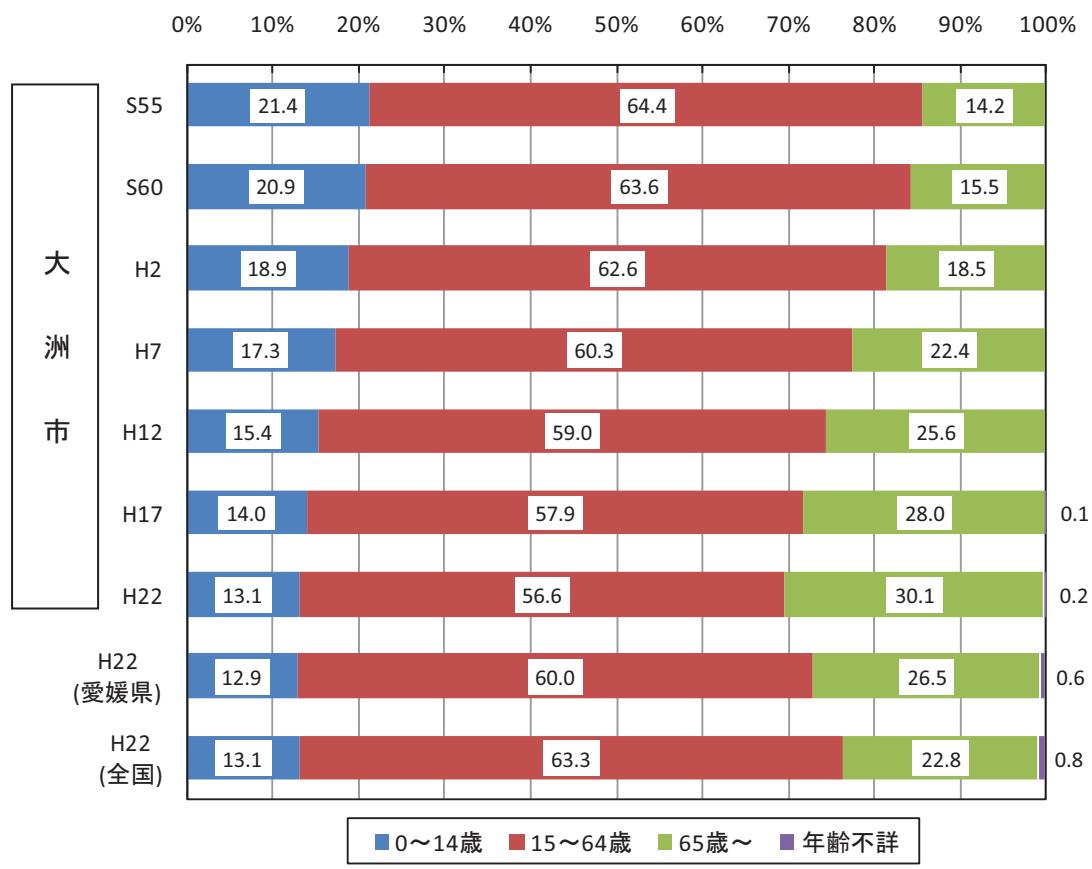


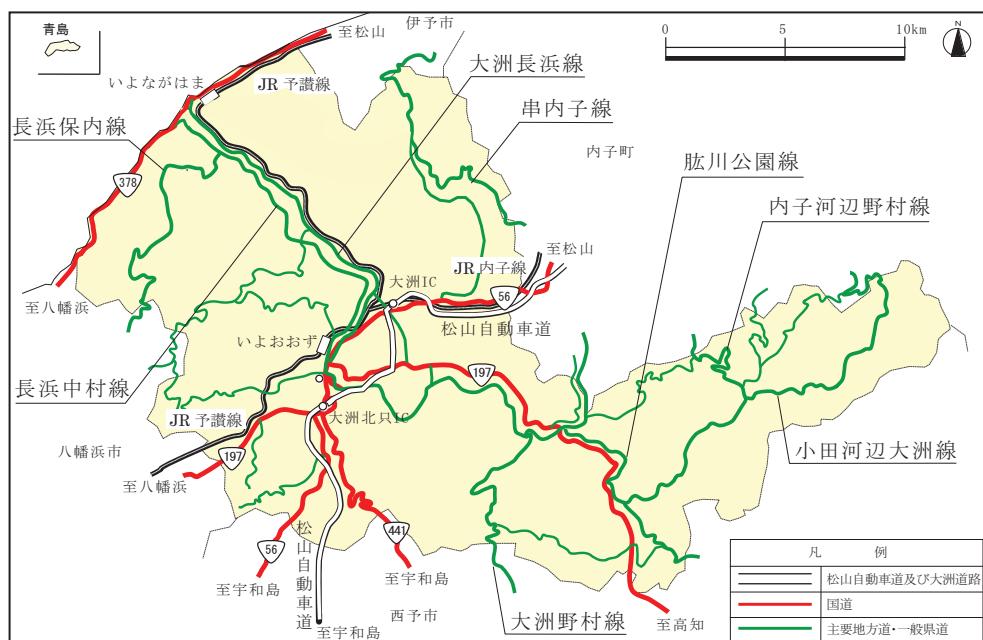
図 人口構成比の推移

(2) 道路及び公共交通

本市には、南北幹線の国道 56 号、東西幹線の国道 197 号、海岸沿いに走る国道 378 号、高知県に延びる国道 441 号の 4 本の国道が広域交通網を形成している。また、大洲長浜線、長浜中村線、小田河辺大洲線などの主要地方道が地域内をつないでいる。

高速道路では、四国縦貫自動車道（徳島・松山自動車道）の徳島～大洲間が平成 12 年(2000)7 月に全線開通するとともに、四国横断自動車道（松山自動車道）も平成 16 年(2004)4 月に大洲北只～西予宇和間が開通し、さらに宇和島市方面に向けて延伸している。また、地域高規格道路（大洲・八幡浜自動車道）についても、八幡浜市方面から大洲に向けて整備が進んでおり、今後さらに広域的な交通の利便性が向上する。

鉄道は、松山から伊予長浜、伊予大洲を経て八幡浜・西予・宇和島を結ぶ JR 予讃線が通るとともに、新谷から内子を結ぶ JR 内子線がある。JR 松山駅から JR 伊予大洲駅までは特急で約 30 分、JR 伊予長浜駅から JR 伊予大洲駅までは普通列車で約 25 分かかる。



大洲市の交通網図

4. 歴史と文化

(1) 大洲市の歴史

① 原始・古代

大洲市における人類の生活の痕跡は、縄文時代早期にさかのぼる。縄文時代の遺跡では田合遺跡や柚木遺跡から縄文時代早期の押型文土器が、常森遺跡からは縄文時代後期の土器片が発見されている。

弥生時代になると遺跡の数が格段に増加し、多量の土器が出土した矢落川遺跡や、石斧の未成品が多量に出土し石斧の製造跡と考えられる村島遺跡など、数多くの遺跡が発見されている。こうした遺跡の多くは台地上で発見されているもので、平地部にも数多くの遺跡が存在すると思われるが、肱川の氾濫による堆積で地下深くに眠っていると思われる。

古墳時代は鶏形埴輪が出土した阿藏古墳、横穴式石室の塚穴古墳（市指定史跡）や田合古墳などが見られる。

律令期の様相は判然としないが、8世紀前半、律令体制が確立されると現在の大洲市域は当初宇和郡に属していたが、貞觀8年

（866）に宇和郡から分立して喜多郡が成立すると、大洲市域の大半が喜多郡に帰属した（『三代実録』）。また、『和名類聚抄』によれば、この喜多郡の下部組織には矢野郷、久米郷、新屋郷の三郷が分立しており、久米郷と新屋郷が現在の大洲市域にあたる。

『扶桑略記』によれば、承平4年（934）藤原純友による承平・天慶の乱において海賊が「喜多郡不動三千余石」を盗んだという記述が見られる。盗まれた不動倉は、久米・新屋郷のうち、水運の便がある場所に設置されていたとされている。



村島遺跡出土の石斧と未成品



塚穴古墳（市指定史跡）の横穴式石室

② 中世

承久の乱前後に伊予国守護となった宇都宮氏は、もともと下野国宇都宮郷に本拠を置く地方豪族であった。宇都宮氏は、代々伊予国守護に任じられるほか喜多郡地頭職を与えられており、喜多郡は宇都宮氏の一族の所領であった。元弘3年（1333）鎌倉幕府倒壊の際には、喜多郡地頭宇都宮貞泰の代官などが根来山城に籠って忽那・三島祝などの反幕勢力と激しく戦っているが、伊予国守護宇都宮氏は元弘の乱によって守護の地位を追われている。しかし、宇都宮氏の一族は喜多郡の地頭として勢力を存続させ、室町、戦国時代には有力な国人領主となった。

戦国時代における喜多郡には宇都宮氏を中心とする多くの在地領主が存在し、隣接する河野氏と西園寺氏に挟まれるなかで、大津城（大洲城）を居城として勢力の維持を図っていた。

その中で、永禄11年（1568）喜多郡と宇和郡の境界にある鳥坂峠で、河野・毛利氏と宇都宮氏の間における戦国時代南予地方最大となる合戦が引き起こされた。

この合戦に敗退した宇都宮氏はその後喜多郡において勢力を衰退させることとなり、宇都宮氏の求心力を失った喜多郡では、中小の在地領主が各自の利害で離合集散する状況となった。そのため、肱川流域の下流域では河野・毛利氏に帰属する領主が出てくるほか、肱川の内陸部では菅田の大野氏のように土佐の長宗我部氏と結び付く領主も出てきた。

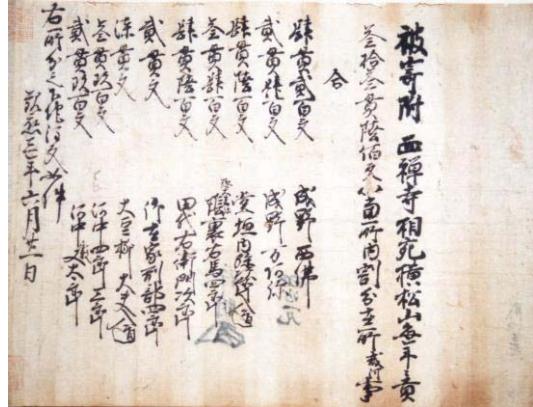
中でも宇都宮氏に従って下野国から移ってきたとされる津々喜谷氏は、南北朝時代よりこの地域で活動していた肱川下流域の有力領主である。大洲盆地と河口の長浜との中間地点に築かれた瀧之城を本拠とし、戦国時代には河野・毛利勢力に属していた。

瀧之城は、地理的性格から河野氏の勢力伸張や、喜多郡内での領主間抗争などの騒乱の中において、喜多郡への進攻や防御の上でも重要な場所と位置付けられている。これは天正12年（1584）、毛利軍が豊臣秀吉の四国平定の先発として喜多郡へ進攻した際には、瀧之城付近において長宗我部氏と連携する喜多郡の在地領主との間で数回にわたる合戦が繰り返されていることからも窺うことができる。



津々喜谷氏の居城 瀧之城跡

こうした喜多郡の情勢については、津々喜谷氏の菩提寺である西禅寺に残されている『西禅寺文書』に見ることができる。この文書は、観応3年(1352)宇都宮貞泰が津々喜谷氏の忠功にむくいるため西禅寺に年貢納付を明示した寄進状を始めとして、天正8年(1580)までにおよぶ寄進状や安堵状17通を巻子1巻にまとめたものである。現在、愛媛県有形文化財に指定されており、中世喜多郡の情勢について窺うことができる重要な資料となっている。



西禅寺文書

(愛媛県歴史文化博物館保管)

③ 近世

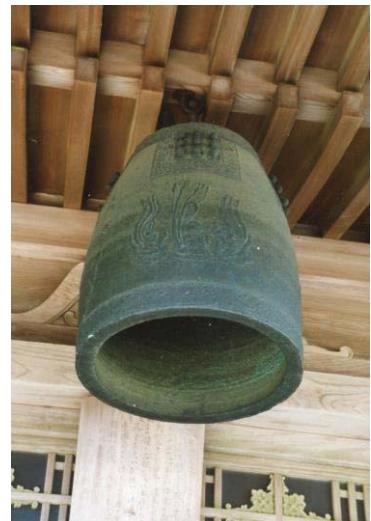
i) 豊臣政権下の大洲

天正13年(1585)、秀吉により四国平定がなされると、伊予一国を与えられた小早川隆景は、伊予国における中世城郭の整理を行っている。喜多郡では、中核となる大津城のみを存城とし、それ以外は破却の方針を示す。しかし、肱川下流域にある祖母谷、瀧之城、下須戒の3城については、一か所に統合させるものとされており、肱川下流域の城郭が、肱川流域における海上・河川交通の中継点、大洲盆地への進入の拠点として重要なものであったことが窺われる。

天正15年(1587)、小早川隆景が筑前国へ転封となると、喜多郡・宇和郡は秀吉の直臣である戸田勝隆が領主となり、大津城を主城とした。戸田勝隆が文禄の役の出陣中に病死すると、文禄4年(1595)に藤堂高虎が喜多・宇和郡の領主となった。

入封当初の藤堂高虎は、大津城を拠点としている。慶長2年(1597)、朝鮮出兵に参加する際には金山出石寺に参詣し、帰国後は朝鮮より持ち帰った銅鐘(重要文化財)を同寺に奉納したと伝えられている。

また、高虎は朝鮮で捕らえた捕虜を大洲へ連行しており、この中には朝鮮の儒学者で、後に



藤堂高虎が奉納したと伝えられる朝鮮鐘

近世儒学の祖といわれた
藤原惺窓と交友し、日本の儒学に
影響を与えた姜沆が含まれてい
る。姜沆は、大洲拘留時代に大津
城下の老僧や金山出石寺の僧など
と漢詩の交換などをやって交
流を深めた。現在、姜沆が拘留さ
れていた大洲城の一角には顕彰
碑が建てられ、姜沆の功績を称え
ている。



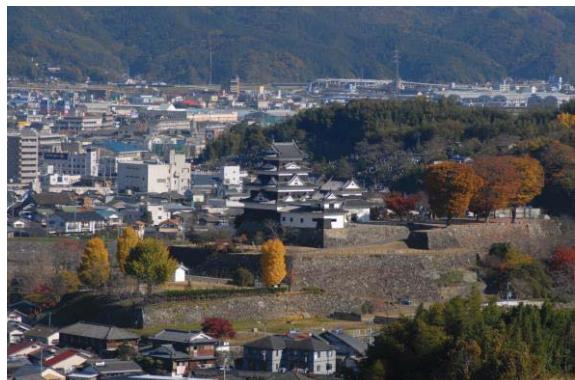
大洲城内に建立された姜沆顕彰碑

その後、宇和島城の築城を開始した高虎は宇和島へと拠点を移し、慶長5年(1600)の関が原の戦いの後、伊予半国20万石を領有すると、今治城を築城し拠点を今治へと移した。

慶長15年(1610)、藤堂高虎が伊勢国の津へ転封となると、代って淡路国洲本城主であった脇坂安治が領主となった。脇坂安治は、入封後すぐに家臣に与えた所領の支配規定を定めた「給人所法度」を定めている。これは、中世・戦国時代の土豪的支配体制を排除し、藩主から任命された庄屋による支配体制を確立させようとするものであり、この脇坂の時代に大洲における近世的な支配体制が確立されたものとされる。

ii) 近世における大洲城と城下町の形成と変遷

大洲城は、大洲盆地の肱川と久米川が合流する付近にある独立丘陵に築かれた平山城である。頂上に本丸、北から南の山麓部には細かく区切った二の丸を配し、内堀を隔てて西から南にかけて三の丸を構える梯郭式の縄張りをとった城郭である。中世の頃には宇都宮氏の居城であったが、天正13年(1585)の豊臣秀吉の四国平定後、伊予国の領主となった小早川隆景の城郭整理によって、大洲城は存城として位置付けられると、その後城主となった戸田、藤堂、脇坂氏の代によって近世城郭へと徐々に整備されたとされている。



梯郭式平山城の大洲城跡

近年、大洲城天守跡の発掘調査が行われ、天守の建替え痕跡が確認されるなど新旧2時期にわたる天守の存在も分かっており、この時期に盛んに城郭整備が行われたことが窺われる。また、豊臣秀吉や秀吉直臣の居城で出土例がある菊紋瓦なども発見されており、大洲城が重要な城郭に位置付けられていたと考えられる。

近世城郭として整備された大洲城は、寛永4年(1627)幕府隠密の『讃岐伊予土佐阿波探索書』や『正保城絵図』から江戸時代初期の様子を知ることができ、最上段の本丸に天守、二の丸に藩主の居住した御殿、三の丸に武家屋敷を配し、それを内堀と外堀の二重の堀が城域を取り囲んでいることから江戸時代初期にはほぼ現在に見られる城郭のスタイルが整っていたことが窺われる。

また、江戸時代には天守を含めて18の櫓が存在したとされており、江戸時代を通じて本丸から三の丸にいたる全範囲においては数多くの石垣の改修や櫓などの建て替えが行われているものの、基本的な城郭のスタイルに大きな変化はなかった。

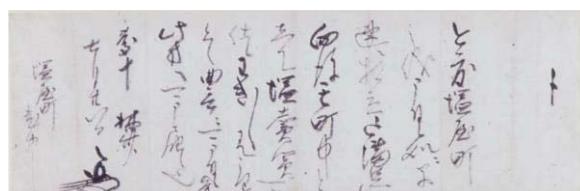
こうして大洲城が近世城郭として形成される一方、その経済的拠点となる城下町も形成され始めた。慶長10年(1605)に藤堂高虎が塩の売買を行う町を整備したことが史料から確認される(『塩屋町創成褒状』)。

また、豊臣時代によく見られるような道路に面した屋敷の間口が狭く、奥行きが長く短冊状に区画された町割りの形成や、城下町の東端で高虎の重臣であった渡辺勘兵衛の屋敷があったと伝えられる場所に、今でもお勘兵衛邸(おかんべやしき)と呼ばれる地名が残ることからも、高虎の頃に概ね城下町が形成されたものと考えられている。その後、元和3年(1617)、大洲藩初代藩主加藤貞泰が入封して以降は、城下町に大きな変化は見られない。

また、城下町は大洲城のある南側(肱南地区)と肱川を挟んだ北側(肱北地区)に分かれており、それぞれ中央部には往還が通り、それらは肱川の「渡し」によって結ばれていた。肱南側は南へ延びる宇和島往還、西へ延



大洲城天守跡の発掘調査で発見された
菊紋瓦などの出土品



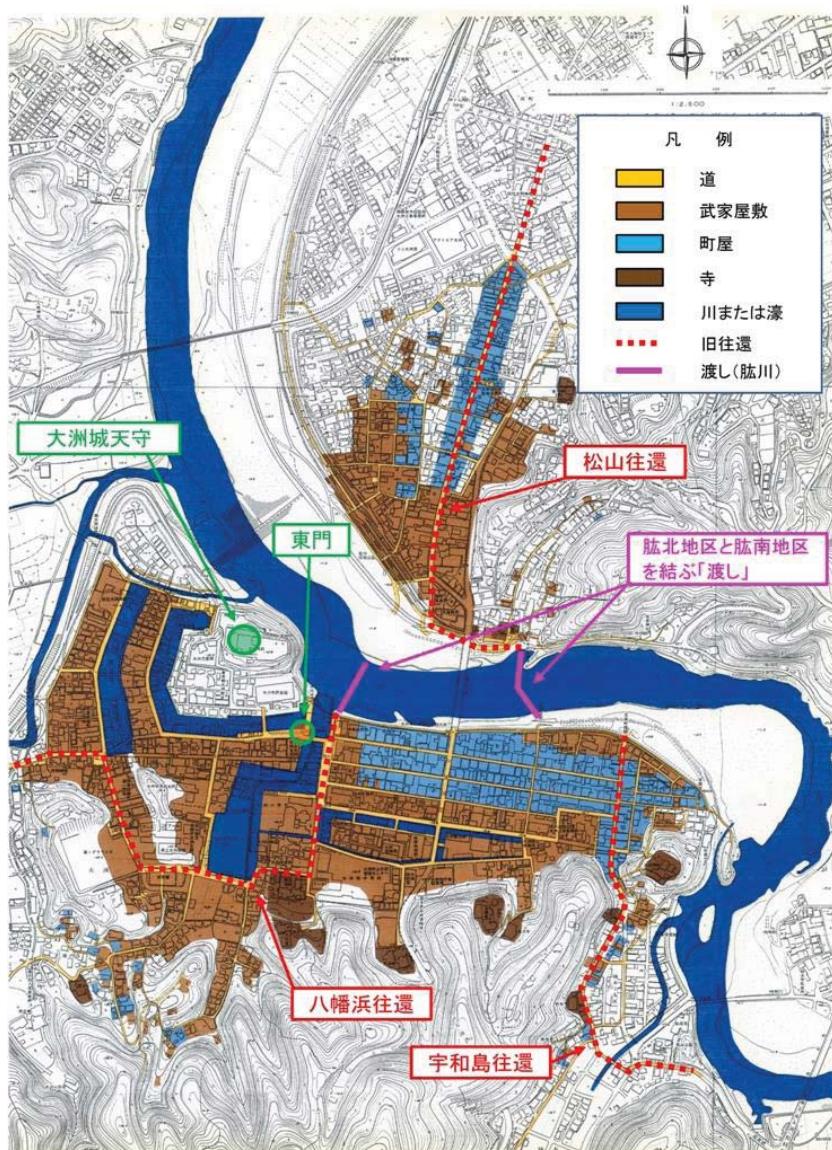
塩屋町創成褒状

こうなん こうほく

びる八幡浜往還の起点に、肱北側は北へ延びる松山往還の起点となつてお
り、喜多郡を含む南予地方の経済的拠点としての役割を担つた。

こうした城下町の様子は、江戸時代後期にあたる文化10年(1813)の城下町絵図からも見ることができ、武家屋敷は大洲城と城下町を取り囲むように配置される一方で、肱川を挟んだ北側へも展開しており、一部の武家屋敷では上中級家臣の屋敷が街道に面した状態で配置されるなど、城と城下町の防御を意図していた

ことが窺われる。



大洲城下町における町割

これに対して町人町も大洲城のある肱南地区だけでなく、肱北地区にも展開していたことが文化10年(1813)の絵図からも窺われる。南側の町人町は、大洲城の大手となる東門から東側にかけて縦に形成された本町・中町・裏町の3筋の町と、この3つの町を横断するように形成された塩屋町・上横丁・下横丁の3筋から構成されていたが、対岸の北側は往還に沿って縦に形成されている。この町は、川を挟んで城下町と町続きであることから、長浜、新谷とともに準城下に位置付けられ、郡内三町と呼ばれる在町である。そのため、城下町と同様に特定商品の販売が許可された町であった(『愛媛県史 近世上』)。

大洲の城下町は、概ね江戸時代を通じて町家数には大きな変化はなく、慶安4年（1651）に町家が302軒に対して、天保7年（1836）には351軒と約200年で49軒しか増加していないことがわかる。

また、享保17年（1732）に城下町の大半となる360軒が焼失した火災の際には、裏町の南側にあった町家と塩屋町にあった武家屋敷の配置替えを行い、裏町・片原町の道路幅の拡張を行っているものの、城下町そのものの形態に大きな変化はなかった。

iii) 大洲藩加藤家の就封と藩政の確立

元和3年（1617）、加藤貞泰が伯耆国米子より伊予大洲6万石に入封して以降は、加藤家が13代にわたって廃藩置県まで在封したが、藩体制が確立されたのは、2代藩主加藤泰興から3代藩主加藤泰恒の頃である。

泰興は、まず大洲藩領が隣藩の松山藩領である風早・桑村両郡の一部に6万石の内1万4400石が存在している点を問題視して、他藩を経由しなければ到達できないような飛地領の解消に取り組んでいる。寛永11年（1634）泰興は、松山城主蒲生家の断絶によって松山城在番を命じられたのをきっかけに風早・桑村郡と伊予郡と浮穴郡の一部の替地を実施し、まとまった藩領の確立を行っている。

また、泰興は藩権力の強化を行うため、弟加藤直泰に1万石を分知し、分家となる新谷藩を確立させたほか、家臣団の充実を図っている。泰興は藩主在任中に87名の家臣を召し抱えており、歴代藩主の中でも一番家臣を召し抱えた藩主である。特に家臣団の召し抱えについては、大名家が廃絶となった際に、浪人となった武士の中で有能な人物を選出して召し抱えている。特にこの頃召し抱えた家臣の本貫地を見ると、九州から東関東など広範囲に及んでおり、全国的な規模で家臣を召し抱えたことが窺われる。

さらに、泰興は、松山城在番、高松城在番、丸亀城在番を勤めた際にも在番先の旧主家の家臣なども召し抱えており、広く家臣団の充実に力を入れていた。

このように家臣団の増加が図られる一方で、3代藩主加藤泰恒は、家臣に土地を給付し、自領からの年貢を俸禄とする旧来の知行地体制から、年貢をすべて藩へ直接納付させ、家臣の俸禄は宛がわれた知行の分を藩から支給する蔵米給与へと変更した。この俸禄制の変更により、従来家臣が直接地方支配を行っていた権力をすべて藩主へ集中させ、家臣自身の権力の削減と藩権力の拡充が図られることとなり、これによって大洲藩の藩体制が確立したものと言える。

iv) 大洲藩の文教政策

大洲藩の歴代藩主は好学として知られているが、その始まりは藩祖加藤光泰にある。光泰は儒書に親しみ、朝鮮出兵時においても『論語』、『孟子』を座右から離さなかった。2代藩主加藤泰興は、禅宗の高僧である盤珪永琢に深く帰依し、寛文9年(1669)には盤珪のために如法寺を創建している。

5代藩主加藤泰温は陽明学に傾倒し、江戸藩邸では陽明学者三輪執斎を招いて聴講するほか、高弟川田雄琴を藩士に召し抱えている。

雄琴は藩主及び藩士に対して講義を行うほか、領内を巡講して近隣町郷教化に努めた。その成果として、延享2年(1745)領民の中で奇才者として賞された人物の事跡を45伝にまとめ、『予州大洲好人録』5巻を編述している。

また、雄琴は藩校建設の任にあたると、延享4年(1747)6代藩主加藤泰衡の代に学堂を完成させた。この学堂は、孔子像を祀る祀堂と講堂から成り立っており、名称も「止善書院明倫堂」と名付けられ、伊予八藩の中で最初の藩校となる大洲藩校として発足した。そして藩校の発足以後も、川田家は4代にわたって藩校の教授として陽明学を教授した。

10代藩主加藤泰済は、歴代藩主の中でも博学探究の学者大名であった。そのため、泰済の藩主在任中には領内各村の旧記や町村の旧家の系譜、和歌集など他藩では見られない多くの著作物が刊行された。その中でも特に注目されるのは、泰済自身が尊敬していた北宋の名宰相韓琦の著作『韓魏公集』の刊本を藩独自で行おうとした点である。しかし、この刊行事業は泰済が藩主在任中には完成することはなく、11代藩主加藤泰幹の代の天保13年(1842)にすべてが完成した。この書の刊行は日本でも唯一のものであり、2代の藩主にわたって完成されたこの書籍は、大洲藩にとって重要な事業であったことが窺われる。さらに、この『韓魏公集』で作成された版木は608点にものぼり、このすべての版木は旧藩主加藤家で近年まで大切に保存してきた。



加藤家に保管されていた
『韓魏公集』の版木

④ 近代

i) 近代における大洲城と城下町の変遷

明治時代に入ると大洲城と城下町に大きな変化が生じ始める。大洲城は、明治 6 年(1873)に城郭の存廃の公示によって廃城と定められると、士族授産事業の格好の対象となっていました。それを窺わせるように、明治 6 年(1873)3 月から大洲城周辺の戸長を中心とする士族たちが、大洲城の外堀や城郭内の土地などの拝借、又は払い下げについて、再三にわたり愛媛県に対して嘆願書を提出している。

このように大洲城を士族授産の対象として考える士族の動きは大きく、ようやく明治 7 年(1874)10 月愛媛県より大洲城の入札の告示が行われ、落札されている。大洲城の落札者を見てみると、数名の下級士族が本丸から二の丸までの所有者となっており、これが、近年まで大洲城本丸の一部に至るまで個人の所有となっていた原因である。その後、大洲城の土地や建物は所有者が変遷していくなかで城内の建物の解体や城郭の荒廃が進み、ついには、明治 21 年(1888)天守の取り壊しまでも行われた。

しかし、こうした大洲城跡の荒廃が進む一方で、明治 25 年(1892)、大日本私立衛生会喜多郡支会によって大洲城跡の公園化も計画されはじめた。この要因としては、江戸時代加藤家の居城であった大洲城が時代の変化によって荒廃していることを憂い、個人が所有となっている由緒ある大洲城を、民衆共有の遺跡として後世に残す目的があったものと考えられる。

つまり、城跡を公園化し、人々の遊覧の場所として位置付けることで、城跡を遺跡として意識付けしようとした点に注目することができる。

明治 30 年(1897)には大洲城跡の公園内に桃樹が植樹されると、この桃樹が絵葉書に取り上げられるほどの名所地となっている。ただ、こうした民衆共有の遺跡を目指した公園化は、大洲城跡の本丸部分のごく一部にとどまり、それ以外の土地は未だ個人所有のままであった。



桃樹が植樹された大洲城跡

その後、公園化が進められた大洲城本丸の部分は、明治 39 年(1906)に大洲町の所有へと移ったが、所有変更の経緯は不明である。ただ、大日本私立衛生会喜多郡支会によって進められた大洲城跡の公園化は寄付によるところが強く、その費用捻出に困難をきたしたためと考えられる。その後、

大洲町へ移った大洲城跡には、桜などの樹木が多数植えられ、大洲城跡は桃樹から桜の名所へと変貌することとなった。

こうした大洲城の変化と同様に、大洲の城下町でも明治時代に大きな変化が生じることとなるが、その中でも特に武家屋敷に変化を見ることができる。

大洲城下の武家屋敷地は、江戸時代には城と城下町を防御するために配置されたものであったが、明治時代になると士族改革などの実施によって士族の困窮が進み、屋敷地を売却し、離散する者が急増したため、屋敷地は激しく空洞化していった。

しかし、こうした空洞化し荒廃化していた武家屋敷地は、養蚕業という新しい産業の受け皿として活用が図られることとなった。これは、武家屋敷地が町人地に比べて広大な屋敷地が連続する居住区を形成していたためである。事実、明治18年(1885)頃から多数の武家屋敷地が、宅地から畠地へ土地の地目を変更されているが、これは養蚕業の基礎となる桑畠として活用するためであった。

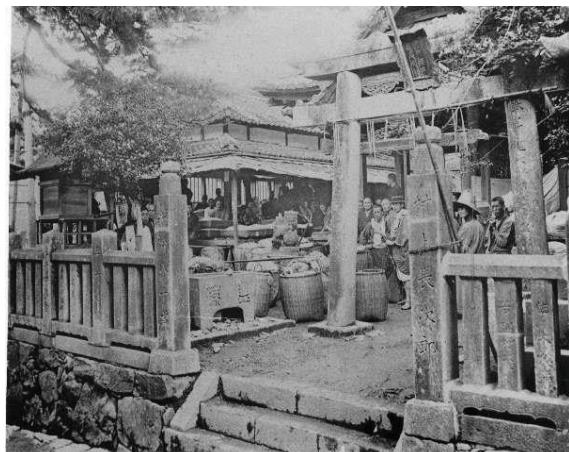
こうした武家屋敷地の桑畠化が進む一方で、町人地であった区域には、商家以外に製糸工場が建設されはじめ、大正時代までに大洲の城下町には大小多数の製糸工場が建設され、昭和時代初期まで一大製糸工場の町として大洲を支え続けることとなった。

ii) 産業の発展

近代に入ると、近代産業の発達によって大洲地方は大きく発展していくこととなった。その産業の一つである養蚕業は、江戸時代後期に肱川流域で始まったとされるが、本格的に大洲地方で養蚕が盛んになるのは明治に入ってからのことである。明治時代初期の養蚕業は主に士族授産事業の一環として行われるが定着はせ

ず、明治15年(1882)に喜多郡長となつた下井小太郎しもいこたろうによって大洲地方や喜多郡における養蚕業の奨励が図られることとなった。

下井小太郎が養蚕業に注目したのは桑木が洪水に強いためであり、洪水の多い大洲地方にとつては最適な産業となることからであった。そのため、



神社内に設置された繭売買所

下井小太郎によって大洲地方や喜多郡における養蚕業の奨励が図られることとなつた。

自らの所有地に桑樹の苗園を設け、良苗を培養して要望者に配布したほか、往来の多い街道沿いに桑を植え、庶民に対して養蚕業の奨励推進を積極的に行つた。

さらに、明治 23 年(1890)、河野喜兵衛と程野宗兵衛によって大洲で初めてとなる製糸工場が建設されると、大正 11 年(1922)までには小さな町内に大小 9 箇所もの製糸工場が設置された。大正時代に出版された本には大洲町について「県下第一の製糸工業地」と紹介されていることからも、一大製糸工場の町として広く認識されていたことが窺われる。しかし、大正時代末期頃からの化学繊維の普及に加え、世界的な不況も重なり、大洲地方の養蚕・製糸業は衰退の一途を辿ることとなつた。

その結果、町内にあった工場は跡形も無くなり建物も取り壊されていったが、明治時代の花形であった赤煉瓦で建築された「大洲商業銀行」、「旧程野製糸工場繭倉庫」などが残されたのは、当時の大洲町市街地の中で一際目立つた建物であったためと考えられる。

また、養蚕・製糸業と並んで当地方の主要産業だった木蝋は、大洲を中心とする喜多郡内で盛況

を誇った。喜多郡で製造される晒蝋は、一か月近く天日に晒して作られるもので、質量ともに国内でも高い評価を受けて繁栄したと言われ、多くの蝋を天日に晒す光景は、大洲の城下町のみならず、肱川流域でもよく見ら



製糸工場で働く女工



明治・大正時代の大洲商業銀行



晒蝋の作業風景

れた。しかし、大正時代中期頃になると電燈や電池の普及、戦後の化学製品の発明により、製糸業と同様に完全にその命脈を絶つこととなった。城下町の外れにある臥龍山荘は、木蠅貿易などで成功した河内寅次郎が構想10年工期4年を要し私財を投じて建築したもので、和風建築の粋が集められた明治時代の名建築として今もなお高く評価され、往時の栄華を物語る象徴的な建造物である。現在、臥龍山荘の臥龍院と不老庵は、愛媛県の有形文化財に指定されている。

こうした製糸業や木蠅業などの産業が衰退すると、その後は目立った産業が発展していないが、昭和40年(1965)代に入るとこれまで盛んでなかつた工業が発展を見せるようになる。昭和48年(1973)に松下寿電子工業株式会社の大規模工場が操業を開始すると、大洲の産業の中心的な役割を果たすようになった。これを契機に、電気・化学・食品などの企業が相次いで大洲へ立地するようになると、大洲は農村工業地域として新たな発展をはじめることになった。また、長浜地域においても昭和40年(1965)代に臨海工業開発が進められ、昭和47年(1972)に埋立面積312,388m²の晴海工業団地が完成すると、誘致主軸工場の昭和サボア電極製造工場を中心に合計32の企業が立地している。さらに、平成元年(1989)には埋立面積345,000m²の拓海工業団地が完成し合計25の企業が立地している。

iii) 交通の発達

江戸時代を通じて肱川流域では橋が架けられることはなく、川によって隔てられた街道・町・村をつなぐ唯一の交通手段は渡舟であった。このような渡舟が河川交通の中心であった肱川に初めて橋が誕生したのは、明治 8 年(1875)のことである。

明治 8 年(1875)に架けられた橋は、数艘の川舟を横に繋ぎ、その上に板を載せた簡易的な橋であったが、橋が設置された場所は、中渡しと呼ばれる松山往還と宇和島往還を結ぶ場所で、人々の通行が頻繁な場所であることから肱川を通行する人々にとって重要な橋として位置付けられた。

また、この橋は、舟に板を載せただけではあるが、川舟や筏が通過できるように中央部分が少し盛り上がった形で作られており、遠方から見ると亀が川から首を出しているように見えることから「浮亀橋」と名付けられ、肱川の名所にもなっていった。

しかし、この浮亀橋も一度大きな洪水が発生すると通行することは不可能となり、洪水時においても通行できる橋の架橋が人々の念願となり、大正 2 年(1913)肱川で初めてとなる鋼鉄製の橋が完成した。橋の架橋を待ち望んでいた大洲の人々にとってその喜びはひとかたならぬものがあり、肱川の河原では開通を祝う催しが三日間にわたって盛大に行われた。

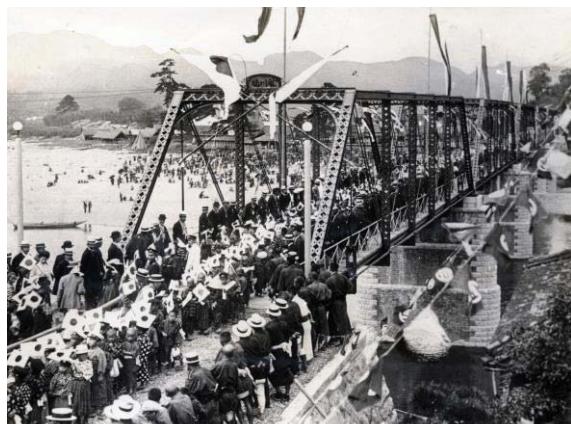
この肱川橋架橋後、肱川流域には次々と鋼鉄製の橋が架けられるようになり、昭和 10 年(1935)には肱川下流域にある長浜大橋や大和橋などが架橋されるなど、橋が渡舟に代わって川を渡る新しい交通手段となっていった。

肱川流域における物資の輸送は川舟が主流であり、肱川を駆け上る帆掛舟はその象徴であった。

こうした川舟が主流の肱川で、大正 7 年(1918)には物資を大量に輸送できる鉄道が長浜～大洲間で開通し、2 年後の大正 9 年(1920)には大洲～内子間



肱川に初めて架けられた橋 浮亀橋



肱川橋開通式（大正 2 年）

が開通した。愛媛鉄道と呼ばれるこの鉄道は、当初伊予郡中から中山・内子を経由して八幡浜へ至るものとして計画されたが、資金調達などがうまく進まなかつた結果、大幅に計画を変更して比較的建設が容易な長浜～大洲間を建設し、その後資金の増額が見込めた際には延伸することとされていた。結局、長浜～大洲～内子間以外の建設は行われることはなかつたが、肱川流域ではこの鉄道の開通によって人や物資などの輸送体系に大きな影響を与えることとなつた。当時の写真を見ると、長浜駅に運ばれた木材が多数

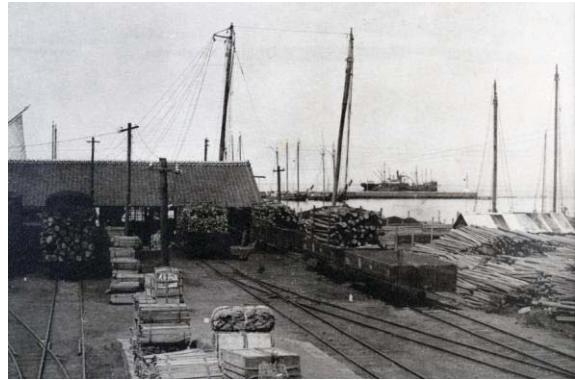
置かれており、木材の運搬に鉄道が利用されていたことが窺われる。

しかし、当初は営業成績も良好であった愛媛鉄道も輸送量の伸び悩みや豪雨による災害復旧費の支出によって厳しい経営状況となり、昭和 8 年(1933)に東から延伸してきた国鉄に買収され、移管されることとなつた。その路線は国鉄に引き継がれ一部路線や駅の位置変更を行い、昭和 10 年(1935)の伊予上灘～大洲、昭和 12 年(1937)には大洲～八幡浜まで開通させ、松山や高松など県都と一本のレールで結ばれることになると、鉄道はさらに重要な交通手段の一躍を担つた。

しかし、昭和 40 年(1965)代以降自動車の普及と道路網の整備が進む中で、特に平成 12 年(2000)に四国縦貫自動車道路が大洲まで延伸されると、大洲にとって高速交通時代の幕開けとなり、新たな交通手段となつた。



大洲・長浜間を走る愛媛鉄道



多くの木材が置かれた伊予長浜駅

(2) 大洲市ゆかりの先人

① 中江藤樹 なかえとうじゅ 慶長 13 年(1608)～慶安元年(1648)

日本における陽明学派の祖とされ「近江聖人」と称えられる中江藤樹は、近江国高島郡小川村(現滋賀県高島市安曇川町上小川)に生まれた。名は原、字は惟命、通称は与右衛門と称した。元和 2 年(1616)、伯耆米子藩主加藤貞泰の家臣であった祖父の吉長の養子となり、翌年に加藤家が大洲に転封となった際、祖父母と大洲へ移り住んでいる。



元和 8 年(1622)に吉長が没し、15 歳で家督を相続すると、17 歳の時に、京都から招かれた禪僧の講義を聴き、儒学の道を志すようになった。

郷里で一人暮らす母を大洲に呼び寄せようとするが同意を得られないことから、寛永 11 年(1634)脱藩し小川村に帰郷した。

帰郷後は、小川村の近在はもとより、大洲などから藤樹の教えを受けるべく訪ねてくる多くの門人への教育を行い、慶安元年(1648)8 月 25 日、41 歳で没した。墓地は上小川の玉林寺にある。

② 盤珪永琢 ばんけいようたく 元和 8 年(1622)～元禄 6 年(1693)

大洲に三大道場となる如法寺を開山した盤珪永琢は、播磨国揖西郡浜田村(現在の兵庫県姫路市網干区浜田)に生まれた。16 才の時赤穂の隨鷗寺にいた雲甫全祥を訪ね禪門に入る。慶安 3 年(1650)明の禪僧道者超元が長崎の崇福寺に住したことを知ると、長崎に赴き、崇福寺で数年を過ごした。明暦元年(1655)、松浦鎮信の招聘を受け、その江戸屋敷内に庵を結び、ここで鎮信は友人であった大洲藩 2 代藩主加藤泰興に紹介する。泰興は盤珪を伊予大洲に招請すると、明暦 3 年(1657)には大洲城南側の椎の森に遍照庵、寛文 9 年(1669)には如法寺を創建し、盤珪を開山とした。



盤珪は播磨浜田の龍門寺、江戸の光林寺、大洲の如法寺の三大道場を中心に、各地を歴訪し説法を数多く行っている。

元禄 6 年(1696)、龍門寺において亡くなると、遺骨は遺言により半分を龍門寺に、半分は如法寺奥旨軒の祖塔に納められた。

③ 川田雄琴 貞享元年（1684）～宝暦10年（1760）

江戸時代大洲に陽明学を広めた川田雄琴は、江戸の出身で名は資深、通称を半太夫といい、琴郷、のちに雄琴と号した。

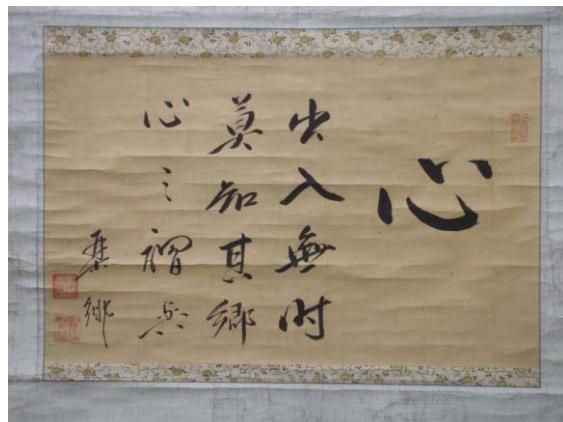
はじめ新井白石門人の梁田蛻巖に従朱子学を学んだが、蛻巖の薦めによつて陽明学者三輪執斎に入門し、高弟に数えられるほどとなった。

享保17年（1732）、雄琴は執斎の推挙により大洲の地に陽明学の興隆を図ろうとした加藤泰温に召し抱えられた。

雄琴は、藩主への御前講義、藩士への教育のほか、近在近郷に赴き領民への講釈も行うなど、精力的に教育活動を行った。

この結果、領内の人々全体の徳性が高まり、孝行者・貞節者などの奇特者が続出すると、藩ではこれら奇特者への表彰を民政の重要な施策として継続していくこととなった。

延享4年（1747）9月6日、藩校「止善書院明倫堂」が完成すると、隠居するまで藩校の教授を勤め、宝暦10年（1760）11月29日に77歳で没した。墓地は、市内柚木の興禪寺にあり、愛媛県指定史跡となっている。



川田雄琴直筆の「心字并釈」

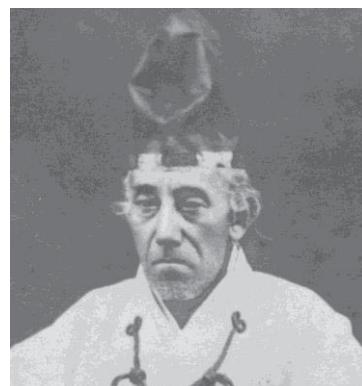
④ 矢野玄道 文政6年（1823）～明治20年（1887）

幕末・明治時代前期の国学者として活躍した矢野玄道は、文政6年（1823）11月17日、喜多郡阿蔵村に矢野道正の長男として誕生した。

弘化2年（1845）、京都の順正書院で学び、同4年（1847）には江戸で平田塾に入門し、さらには幕府の官学昌平校に入塾しているが、慶応元年（1865）には志士との来往を疑われ、新撰組に捕われ拘留されている。

慶応3年（1867）玄道は、「獻芹奮語」と呼ばれる三十六ヶ条の意見書を岩倉具視に上申している。これは、新政の諸制度を打ち立てる方針を示唆したもので、国学者による政権構想として重要視されている。

明治維新後は、神祇官に出仕、内国事務権判事、皇学所御用掛、修史館御用掛などを歴任し、明治19年（1886）に大洲に帰郷したものの、翌年5月



19日に阿藏村の実家で没した。

玄道は、著述が多く、その数は700巻余を数える。中でも『皇典翼』、『神典翼』の二書は玄道畢生の著作とされている。門人の数も全国に及び、誓詞があるので300人を越え、教えを受けに来た者は千数百人に上るとされる。

⑤ 武田成章 たけだしげあや 文政10年(1827)～明治13年(1880)

安政4年(1857)、北辺の防備のため江戸幕府によって築造された函館の五稜郭は、上空から見ると星を模った日本初の西洋式城郭である。

この五稜郭の設計を担当したのが、武田斐あや三郎である。斐三郎とは通称で、字は成章といふ。文政10年(1827)9月15日、大洲藩士武田勘右衛門敬忠の次男として、大洲中村に誕生した。



成章は、大洲藩校明倫堂で学び、弘化5年(1848)以後は大坂の緒方洪庵、江戸の佐久間象山等に学んでいる。

嘉永6年(1853)、成章は幕府に出仕すると、翻訳官としてロシア使節チャーチンの応接に加わり、安政元年(1854)には蝦夷地の巡視に参加している。成章は、幕府より蝦夷地への築城を命じられると、五稜郭を設計し、元治元年(1864)に完成させている。

明治維新後は松代藩兵制士官学校で教育にあたるほか、明治4年(1868)には明治政府兵部省に出仕し、陸軍大佐兵学大教授などに任せられ、後進の教育に尽力した。

⑥ 三瀬諸淵 みせ もろぶち 天保10年(1839)～明治10年(1877)

電信機械の実験を行い、国内初の成功をおさめたと伝えられる三瀬諸淵は、天保10年(1839)10月1日大洲中町の塩問屋麓屋に生まれた。幼名を辨次郎、通称は周三と称した。

14歳の時、阿藏八幡神社の神職で国学者の常磐井巖戈に国学を学び、17歳の時に叔父の二宮敬作のもとで蘭学を学んだ。安政3年(1856)、敬作の長崎医院開業に同行した際、シーボルトの門人の川島再助から蘭語を学んでいる。



同 5 年(1858)に一時大洲に帰省した際、肱川河原で電信機械の実験を行い、国内初の成功をおさめた。

文久元年(1861)3 月、シーボルトが幕府外交顧問として迎えられると、通訳として江戸に同行した。しかし政情激変の中、同年 10 月外交の機密を漏らした嫌疑をかけられ、江戸大洲藩邸に幽閉後、翌年佃島の獄舎へ入った。

元治元年(1864)に出獄すると、大洲藩は三人扶持を給し士分に取り立てた。同年 11 月には宇和島藩へ出仕、慶応 2 年(1866)3 月、楠本いねの娘で、シーボルトの孫である高子と結婚した。

明治元年(1868)、大阪医学院の開設にともない教職に就き、翌 2 年(1869)9 月には大学少助教、明治 4 年(1871)には東京医学校創設の際には文部中助教、明治 9 年(1876)に大阪病院一等医に任せられた。翌年には大阪へ出向するが、病のため 10 月 19 日に 39 歳で死去した。

大阪阿倍野に埋葬されたが、昭和 3 年(1928)10 月に市内大禪寺に墓地が移された。

⑦ 政尾藤吉 明治 3 年(1870)～大正 10 年(1921)

大洲中町で、代々大洲藩の御用商人を勤めた「政屋」に生まれた政尾藤吉は、明治 21 年(1888)8 月、英語を学ぶために上京し、東京専門学校英語普通科などに入学し、明治 24 年(1891)9 月には念願であったアメリカ留学を果たした。

藤吉は約 6 年間の留学中に法学修士を取得するほか、アメリカ連邦政府の弁護士資格を得て、明治 30 年(1897)に帰国するが、帰国後、外務大臣大隈重信などから英語力や法律家としての能力を高く評価され、法律制度に関する顧問職としてシヤム国(現在のタイ国)へ赴任した。

各国から法律顧問が招聘される中で日本人からは藤吉ただ一人であったが、刑法典や民商法典の編さんなど近代法典の整備に大きく貢献し、国王



三瀬諸淵の電信実験の碑



ラーマ5世より数々の勲章の授与のほか、シャム国貴族に列せられた。

翌年に帰国後、大正4年(1915)の第12回衆議院議員選挙に地元喜多郡で立憲政友会から出馬し当選するが、大正9年(1920)12月、シャム国特命全権公使の辞令を受けると、翌年2月に再びシャム国へ赴任することとなった。

公使として赴任した藤吉はシャムと日本の通商条約の改定に尽力するが、約半年後の大正10年(1921)8月11日、脳溢血のため52歳で急逝した。藤吉の葬儀には、シャム国皇族や各国公使ら多数が参列するほか、国王ラーマ6世自らが最初の点火を行うほど盛大な葬儀であった。

5. 指定文化財の名称と種別、分布状況

大洲市内には、平成 28 年(2016)12 月 31 日現在で指定文化財が国・県・市合わせて 229 件、国の登録有形文化財が 10 件所在している。

ここでは歴史的風致に関係する建造物、遺跡、民俗芸能を中心に、主要な指定文化財について抜粋して記している。

(1) 国指定文化財

国指定の文化財は 7 件で、その内訳は建造物 5 件 (8 棚)、彫刻 1 件、工芸品 1 件である。

建造物の 5 件は「大洲城 (三櫓)」、「大洲城三の丸南隅櫓」、「如法寺仏殿」、「長浜大橋」、「臥龍山荘 (臥龍院・不老庵・文庫)」である。大洲城の櫓は 4 棚あり、本丸内には高欄櫓と台所櫓の 2 棚が所在している。高欄櫓は、万延元年 (1860) に再建された二重櫓で、二階には擬宝珠の高欄を持つ廻縁がめぐり、屋根には唐破風が採用されるなど他の櫓に比べ装飾性の高いものである。台所櫓は、安政 6 年 (1859) に再建された二重櫓で、現存する櫓の中で最大規模を誇る。その名のとおり台所としての機能を思わせる土間が付属する珍しい櫓である。二つの櫓は、もともと渡櫓で天守と連結されており小天守の様相を呈した櫓である。平成 16 年(2004) に大洲城天守の木造による復元が行われると、渡櫓によつて高欄櫓・台所櫓と連結され往時の姿を取り戻している。

苧綿櫓は、二の丸北東隅の肱川に面した堤防沿いに位置する天保 14 年 (1843) 再建の二重櫓である。三の丸南隅櫓は、三の丸南部の外堀に面した部分に位置する明和 3 年 (1766) 再建の二重櫓である。櫓のある敷地内は現在「お殿様公園」として整備され一般公開されている。

如法寺仏殿は、寛文 10 年(1670) に建設された禅堂を兼ねた珍し



高欄櫓



台所櫓



苧綿櫓



三の丸南隅櫓



如法寺仏殿

い形態で、創建当初の形態をよく保ち近世禪宗仏殿を代表するものである。如法寺は、大洲城から東方の肱川右岸の富士山山腹に位置する臨濟宗妙心寺派に属する寺院で、大洲藩加藤家の菩提寺となっている。大洲藩2代藩主加藤泰興が寛文9年（1669）に、禪宗の高僧である盤珪永琢を大洲に迎えて開山したので、播磨浜田の龍門寺、江戸の光林寺とともに盤珪の三大道場に数えられている。

長浜大橋は、肱川河口の長浜地区に架かる昭和10年（1935）完成の可動橋で、全国の道路可動橋の中では現存最古であり、かつ建設当初からの開閉機能を保持し続ける貴重な構造物である。橋長226m（当時）、幅員6.6mで、橋の中央部分に開閉部があり、長さ18mの橋桁が片側に開く単葉式跳開橋



長浜大橋

である。橋全体が赤く塗装されていることから地元では「赤橋」の愛称で呼ばれている。

臥龍山荘は、明治時代に木蠅貿易などで財を成した河内寅次郎が肱川随一の景勝地である「臥龍」の地約3,000坪を購入して整備した山荘で、臥龍院・不老庵などの名建築と、肱川の豊かな水と富士山の緑を借景として整備された庭園が見事に調和している。構想に10年、工期に4年を要し、数奇屋建築の名棟梁八木甚兵衛指導のもと、日本を代表する伝統技術の匠「千家十職」を呼び寄せて延べ9,000人役で仕上げられた。主屋にあたる臥龍院は、桂離宮や修学院離宮を参考に建築され、精選された用材、卓越した技巧、秀抜な着想による意匠を細部にわたって観ることができる。また、茶室にあたる不老庵は肱川に迫り出すように建つ懸造りで、支柱を自然木風に見せたり、生木を柱に利用したりとユニークな構造で自然と人工の融合を図った建物である。



臥龍山荘　臥龍院



臥龍山荘　不老庵

彫刻の1件は「木造十一面観音立像」で、肱川河口の長浜地区に位置する瑞龍寺に所在する平安時代の仏像である。

工芸品の1件は「銅鐘」で、標高約820mの出石山山頂の金山出石寺に伝わるいわゆる朝鮮鐘で、当時大洲城主であった藤堂高虎が朝鮮出兵の際に朝鮮より持ち帰ったといわれるものである。



木造十一面観音立像



出石寺の銅鐘

(2) 愛媛県指定文化財

愛媛県指定の文化財は35件で、その内訳は建造物2件、史跡3件、名勝1件、天然記念物12件、無形文化財1件、有形民俗文化財3件、無形民俗文化財4件、絵画2件、彫刻4件、工芸品2件、書跡1件である。

建造物は、江戸時代の「大洲城下台所」、「麟鳳閣」である。

大洲城下台所は、二の丸大手門近くに位置し、重要文化財の櫓4棟とともに城内に残る建物である。土蔵風の造りで、かつては大洲城内の貯蔵・食料庫としての機能を果たしたものである。

麟鳳閣は、大洲城から約8km離れた新谷地区に置かれた新谷藩1万石の陣屋跡に残る唯一の建物である。慶応4年(1868)に建築されたもので、新谷藩の評議所や謁見所として使用された藩の中心的な建物である。

史跡については「大洲城跡」、「川田雄琴一家の墓」などがある。大洲城跡は、肱川中流域の肱川に面した標高約40mの独立丘陵に築かれた平山城である。中世段階から当地域の拠点的な城郭として整備され、大洲城の前身として地蔵ヶ岳城、大津城などとも呼ばれた。豊臣秀吉の四国平定後は、小早川隆景、戸田勝隆、藤堂高虎、脇坂安治と城主が代わり、この頃に近世城郭へと徐々に整備されていった。元和3年(1617)、伯耆国から加藤貞泰が入府すると明治の廃藩までの間、大洲藩加藤家6万石の居城となつた。

川田雄琴一家の墓は、大洲城下町のはずれにある興禪寺の裏山に所在している。川田氏は3代にわたる江戸時代の陽明学者で、3代約60年にわた

って大洲藩校止善書院明倫堂の教授を務めた。特に、雄琴は中江藤樹の学風を受け継ぎ大洲藩校建設に寄与し、大洲藩の教学振興に多大な功績を残した。墓地内には、川田雄琴のほか夫人、嫡子や嫡孫など 5 基の墓が並んでいる。

名勝の 1 件は「金山出石寺」で、標高約 820m の出石山山頂付近に位置しており、瀬戸内海国立公園にも属し遠く中国、九州地方を望むことができる。頂上に所在する金山出石寺は、真言宗御室派別格本山として開山以来 1300 年と伝わる名刹であり、弘法大師が本堂を建立して護摩を修したと伝えられる。また、境内の周囲には原生林が残っており、巨木・老木や希少植物などが豊富で、植物学上も貴重なものである。

無形文化財の 1 件は、藩士の武術として大洲藩に代々伝えられた泳法の「おおずしんでんりゅうえいほう 大洲神伝流泳法」である。大洲藩初代藩主加藤貞泰の従兄弟にあたる重臣かとうしゆめみつなお 加藤主馬光尚によって江戸時代初期に肱川で創設された泳法で、神伝主馬流と称され現在は主馬神伝流保存会がその継承活動を行っている。

有形民俗文化財については「金刀比羅神社算額」、「御幸の橋」などがある。

金刀比羅神社算額は、天明 8 年(1788) 新谷藩士により新谷地区の金刀比羅神社に奉納された算額である。問題文のみを示した遺題算額と呼ばれるもので、算額としては県内最古で全国的にも古い段階のものである。

御幸の橋は、肱川上流域にあたる河辺地区の秋知川にかけられた屋根付き



川田雄琴一家の墓



金山出石山



御幸の橋

の太鼓橋である。同地区には屋根付橋が多く所在しており、現在八つの橋が存在している。中でも御幸の橋が最も古く明治 19 年（1886）架設のものである。

無形民俗文化財については「^{あおしま}青島の盆踊り」、「^{おおたにぶんらく}大谷文楽」などがある。

青島の盆踊りは、長浜沖の青島に伝わる伝統行事で、8月のお盆に行われる盆踊りである。青島はもともと無人島であったが、寛永 16 年（1639）に播州坂越（現 兵庫県赤穂市）から 16 戸が移住開拓した小島である。2 日間にわたり夜を徹して演じられる盆踊りは大漁踊りや亡者踊りなどで、全体的に赤穂の郷愁を感じさせる演出が多く見られる。

大谷文楽は、肱川上流域の肱川大谷地区に残る民俗芸能である。嘉永 6 年（1853）に淡路人形芝居一座が当地を巡業中に、座員の一部が村に滞在し人形淨瑠璃を行ったのが始まりとされている。明治以降、周辺地域の一座を買収して道具や衣裳をそろえるなど内容を充実させながら保存継承を図ってきた。これら道具や衣裳、人形頭一式についても、県の有形民俗文化財に指定されている。



青島の盆踊り

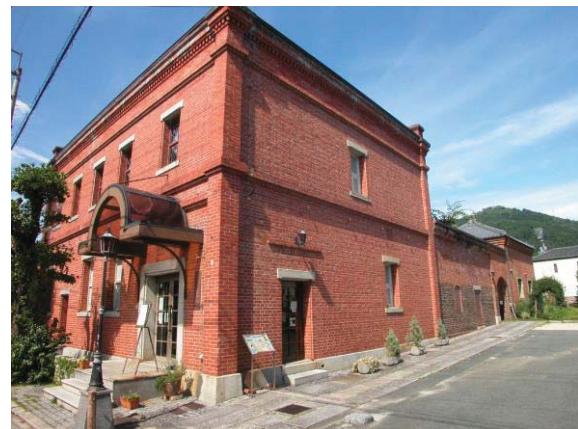


大谷文楽

(3) 大洲市指定文化財

大洲市指定の文化財は 187 件で、その内訳は、建造物 7 件、史跡 33 件、名勝 3 件、天然記念物 74 件、有形民俗文化財 3 件、無形民俗文化財 5 件、石造美術 3 件、絵画 10 件、彫刻 11 件、工芸品 11 件、典籍 1 件、書跡 14 件、古文書 7 件、歴史資料 5 件である。

建造物は「旧大洲商業銀行本店」、



おおず赤煉瓦館（旧大洲商業銀行本店）

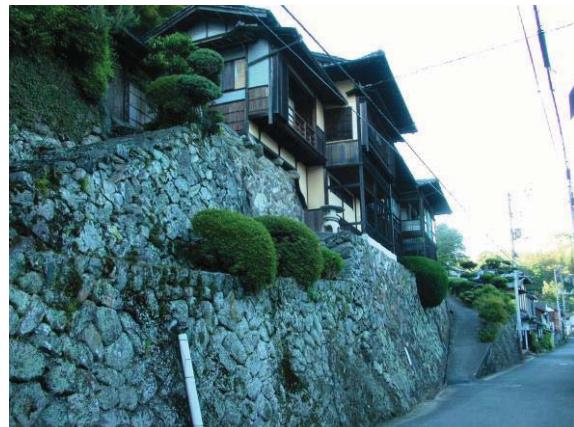
「宇都宮神社本殿」、「旧松井家住宅主屋」、「少彦名神社参籠殿」などがある。

旧大洲商業銀行は、大洲で製糸業が隆盛を極めた明治時代に資金を円滑に運営する目的で設置された銀行である。明治34年（1901）に建築された煉瓦造りの建物は、屋根は寄棟の瓦葺きで赤煉瓦に和瓦という和洋折衷の洋風建築である。当時、製糸業者への貸付けは繭を抵当としたため、乾繭保管用に倉庫は大型のものである。現在、本館1棟と倉庫2棟が整備され「おおず赤煉瓦館」として一般公開されている。

宇都宮神社本殿は創建時のものではないが、棟札から貞享2年（1685）に大洲藩3代藩主の加藤泰恒によって再建されたことがわかる。宇都宮神社は、喜多郡領主であった宇都宮豊房が元弘元年（1331）に下野国から領内鎮護として勧進した神社と伝えられる。本殿は三間社流造の形式で保存状態も良く、江戸時代前期の地方的特色をもった貴重な建築物である。

旧松井家住宅主屋は、フィリピンで貿易会社を経営して財を成した松井國五郎によって建てられた別荘で、肱川、富士山、亀山などの景勝地を眺望できる高台に建てられている。一部地下を有する木造二階建ての入母屋造りで、外観は三階建てのように見える。日本の伝統的な数寄屋造りや書院造りに、コンクリート基礎などの近代工法を組み合わせた、近代和風の貴重な別荘建築である。

少彦名神社参籠殿は、現存する棟札から昭和9（1934）年に棟上げされた建物で、床面積の約9割にあたる部分が山崖に迫り出した三方懸けの懸造りを大きな特徴とする。33本の檜材の細い柱で上部の平屋を支えた懸造りで、柱は長い所で13mにも及ぶものである。臥龍山荘の不老庵など市内に遺る懸造り建造物のなかでも最大規模のものである。



旧松井家住宅主屋



少彦名神社参籠殿

史跡については、「高山ニシノミヤ巨石遺跡」、「新谷藩陣屋跡」、「大洲藩主加藤家墓所」などがある。

高山ニシノミヤ巨石遺跡は、大洲城下を見下ろす高山の中腹に位置する。高さ 4m 以上の立石である。昭和時代初期に人類学者の鳥居龍蔵博士が東洋一のメンヒルと称したこと、「高山のメンヒル」の名で親しまれている。

新谷藩陣屋跡は、大洲城の北東約 8km の新谷の地に置かれた新谷藩 1 万石の陣屋跡で、明治まで新

谷藩加藤家 9 代にわたって政治・経済の拠点となった。新谷藩は、寛永 16 年(1639)に大洲藩 2 代藩主加藤泰興の弟の加藤直泰が大洲藩 6 万石の内から 1 万石を分けられて成立した小藩である。現在、陣屋跡は新谷小学校となっており、校内には当時の建物として唯一残っている県指定有形文化財の麟鳳閣がある。

大洲藩主加藤家の墓所は、加藤家の菩提寺である龍護山曹溪院と富士山如法寺の 2 箇所に分かれて所在している。大洲城下町にある龍護山曹溪院には藩祖の加藤光泰、初代藩主の加藤貞泰ほか、6 代泰衡、8 代泰行、10 代泰済、11 代泰幹・13 代泰秋の 7 つの墓所が所在している。また、城下町東方の富士山中にある 2 代藩主加藤泰興創建の富士山如法寺には、2 代泰興、3 代泰恒、4 代泰統、5 代泰温、7 代泰武、9 代泰候、12 代泰祉の 7 つの墓所が所在している。



高山ニシノミヤ巨石遺跡



大洲藩祖加藤光泰の靈廟（龍護山曹溪院）



2 代藩主加藤泰興の墓所（富士山如法寺）

名勝については、「臥龍及び亀山公園」などがある。

臥龍及び亀山公園は、大洲城下町東端の肱川が大きく蛇行した「臥龍の淵」を臨むところに位置しており、富士山、梁瀬山、亀山などの緑豊かな山々と如法寺河原、肱川を借景とした典雅な景観を展開していることから、肱川随一の景勝地とされている。文禄年間(1592～1596)には藤堂高虎の重臣渡辺勘兵衛が私邸と庭園を造ったとされ、江戸時代前期頃には大洲藩の下屋敷が置かれるなど、歴代藩主が遊覧した場所である。明治時代に入ると河内寅次郎が約3,000坪を購入して臥龍山荘（国指定重要文化財）を整備した。

無形民俗文化財については「伊予長浜豊年踊り」、「子供ねり相撲甚句」などがある。

伊予長浜豊年踊りは、肱川下流域の下須戒地区に残る民俗芸能である。肱川下流域特有の肱川あらしをまともに受ける同地区において、苦しい暮らしぶりの中にひと時の楽しみを求めて大正時代に考案された踊りである。稻作をテーマに田植えから年貢納めまでの一連の流れについて、農具の動きを人間に置き換えて表現した、明るいリズムとユーモアあふれる動きが特徴の踊りである。

子供ねり相撲甚句は、市内西部の山間地にある上須戒地区に残る民俗芸能である。天保年間に隣接する宇和島藩から移入したものとされ、小学生10名が化粧回しを付けた力士に扮して円陣となり、行事役の文句に合わせて囃子を入れて踊り、相撲・弓取りの故実を述べ、最後は弓取式で終わるものである。

このほかにも、本市指定の文化財には個性的なものが数多く所在していることから、ここでいくつか紹介しておきたい。

彫刻の「喜多川歌麿の版木」は、平成11年(1999)に旧肱川町で発見された江戸時代の浮世絵師、喜多川歌麿の2枚の版木である。歌麿の版木は世界で4枚しか残っておらず、ボストン美術館と渡辺美術館（鳥取県）で各1枚が確認されているのみである。肱川の版木は、3枚続きの浮世絵「狐釣之



喜多川歌麿の版木

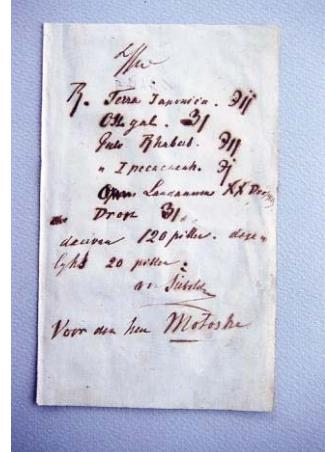


復元された「狐釣之図」

図」のうちの左右の図柄にあたるものである。中央部分の版木はまだ発見されていないが、中央部分のみは摺られた浮世絵がアメリカに残っており、これらをもとに全体の図柄の復元がなされている。現在、大洲市立肱川風の博物館・歌麿館に保管されている。

書跡の「シーボルト筆処方箋 12 枚」は、本市出身の三瀬諸淵の遺品の中に残されていたシーボルト自筆の西洋薬処方箋である。三瀬諸淵はシーボルトが 2 回目に来日した際の門弟で、通訳を務めたほか、シーボルトの孫娘の高子と結婚した人物である。こうした関係から、処方箋を譲り受け所有していたものと思われ、諸淵の遺品の中にはこの他にもシーボルト関係の品がいくつか残されている。シーボルト自筆の処方箋は、長崎シーボルト記念館に 6 枚（重要文化財）が所蔵されているが、日本に残っているものは非常に少なく貴重な資料である。現在、大洲市立博物館に保管されている。

歴史資料の「大洲城天守雛型」は、大洲藩の大工中野家に伝來した天守の木組み模型である。大洲城天守跡の発掘調査によって発見された礎石の位置と、原寸大に換算した雛型の柱位置が適合したことにより、大洲城天守の 1/32.5 縮尺の雛型であることが実証された。これにより、平成 16 年（2004）に行われた天守復元では、内部にわたって史実に忠実な復元が可能となつた。現存する天守雛型は国内でも数例しかなく、さらに、発掘調査との整合性が確認されたことも希少な例であり重要な資料といえる。現在、大洲市立博物館に保管されている。



シーボルト自筆の処方箋



大洲城天守雛型

(4) 国の登録有形文化財

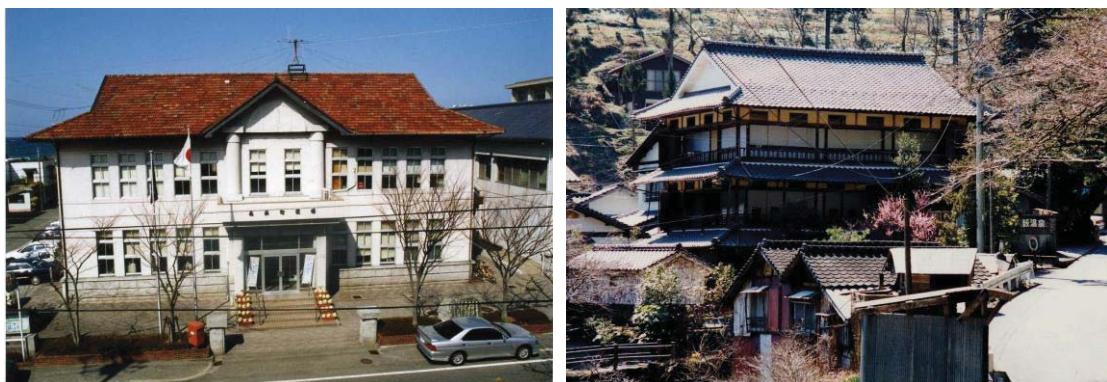
国の登録有形文化財は 7 箇所 12 件で、このうち 10 件が民家、1 件が公共施設、1 件が旅館である。

民家は、「旧加藤家住宅主屋」が旧大洲藩主の大正時代の住宅、「末永家住宅旧主屋・百帖座敷」が長浜において海運業で財を成した実業家の明治

～昭和時代初期の住宅である。また、「大野家住宅」と「兵藤家住宅」は旧庄屋の住宅である。

公共施設は、「旧長浜町庁舎」が昭和 11 年（1936）竣工の洋風庁舎建築であり、現役の施設である。

旅館は、肱川地区にある山峡の温泉旅館「小藪温泉本館」で、大正時代の三層楼の木造旅館であり、現役の旅館建築である。



長浜町庁舎

小藪温泉本館

（5）歴史上価値の高い未指定文化財

指定等文化財のほかにも、歴史的価値の高いと思われる未指定の文化財で、将来的に指定文化財としての価値の証明がなされれば指定される可能性の高いものがある。

歴史資料では、シーボルトの通訳を務め最後の弟子と言われる三瀬諸淵の資料が挙げられる。この三瀬諸淵の資料は、諸淵の甥である三瀬彦之進が所蔵していたものを、地元大洲で組織された三瀬諸淵顕彰会が引き継ぎ、昭和 46 年(1971)に大洲市へ寄贈されたものである。三瀬諸淵の資料には、シーボルトから譲られたとされる洋杖、茶合などのシーボルト関係の遺品や写真のほかに、三瀬諸淵の妻高子の母親でシーボルトの娘にあたる楠本イネに関する資料も残されている。楠本イネに関するものでは、イネが晩年に東京で高子と一緒に撮影したガラス乾板や、諸淵へ宛てた書簡などが



三瀬諸淵の資料中のシーボルト関係資料

楠本イネ・高子関係資料

残されている。こうした資料は、遺品、書簡、和歌、写真、ガラス乾板、書籍など約 500 点にもおよび、シーボルトや楠本イネと諸淵との関わりを知ることができる一連の資料であり、歴史上価値の高い資料といえるものである。なお、この中のシーボルトの処方箋については、貴重な資料として位置付けがなされ既に市の有形文化財に指定されている。

民俗文化財としては、祇園神社^{ぎおんじんじゃ}の祭礼が挙げられる。祇園神社は、天慶 2 年(939)^{おおとものからき}大伴喜良喜に創建されたと伝えられ、江戸時代には天王社と呼ばれ悪病除けの神、牛馬の守護神として大洲藩主加藤家からの崇敬も厚く、1 月の祭礼では「お祇園さん」と呼ばれ南予地方一円から多くの人が厄除け祈願に訪れるほどの賑わいを見せていた。

この祇園神社の祭礼には塩堀祭^{しおごりさい}と御神幸行列がある。塩堀祭は、毎年 4 月 4 日に肱川流域で海水の遡上と河水の境目となる神社近くの河原で行われる神事であり、神主と神社の祭礼を司る水沼家が例祭の無事を祈願して身を清める禊^{みそぎ}の行事である。この神事が無事に終了することで晴れて 14 日に御神幸行列が実施されることとなる。

祇園神社の御神幸行列は、祇園神社の氏子である八多喜、春賀、宇山、多田の各地区から約 100 人が行列に供奉し行われている。この行列には、雷神と官神と呼ばれる像が先導する。この行列を先導する雷神と官神像は、中世祖母井城主であった祖母井之重が雷光を模した雷神像を行列に供奉させたのがはじまりとされ、天正年間(1573~1592)には官神と称する之重の首を模した像を、雷神とともに行列に供奉させたと伝えられている。



祇園神社の御神幸行列

現在でも祇園神社の御神幸行列は、2 つの神像に先導されて巡幸している。塩堀祭から御神幸行列に至る祇園神社の祭礼は、肱川流域の中でも独特的の祭礼であり伝承すべき貴重な民俗文化財であるといえる。

近代化遺産として、大正 7 年(1918)長浜～大洲間約 16 km に開通した「愛媛鉄道関係遺跡群」が挙げられる。愛媛鉄道の開通は、川舟が主要な輸送手段であった肱川流域において新しい近代化交通の第一歩となつたが、昭和 8 年(1933)厳しい経営環境から国鉄に買収、移管されることとなつた。国鉄に移管された愛媛鉄道路線は、大半は供用されたが一部路線や駅の変更が行われた。この路線変更によって廃線となつた部分には、多数の愛媛



切石と煉瓦造りの河内トンネル

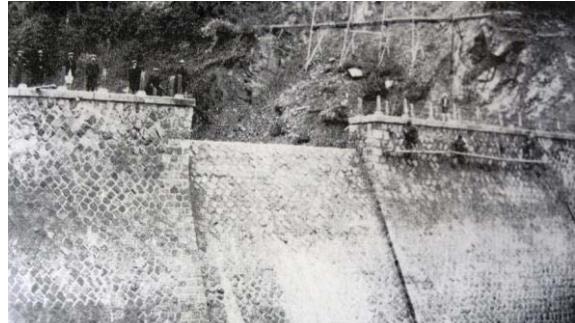


切石造りの橋台

鉄道時代の痕跡を見ることができる。特に大洲～長浜間に建設された 4 つのトンネルのうち、河内、八多喜、大越の 3 つのトンネルが当時の煉瓦造りのまま残されており、このうち八多喜トンネルは、市道としてそのまま使用されている。

また、路線跡には線路を敷くために盛られた土堤、その中を通る水路に造られた煉瓦造りの拱渠、石積みの橋台などが残されているほか、現在 JR で使用されている路線の中にも愛媛鉄道時代に造られた石積みの土台をみることができる。このように肱川流域における交通の近代化の礎となつた愛媛鉄道の遺構は貴重な近代化遺産といえるものである。

近代化遺産としてはもう 1 件、「幸口ダム」が挙げられる。幸口ダムは長浜今坊地区に所在しており、県内最初の水道専用ダムとして大正 15 年(1926)に竣工したものである。長浜地区は以前より水源不足に悩まされていたが、安定した上水を確保するために建設された。高さ 20.6m、堤長 52.5m で、コンクリートダム本体の表面と天端は間知石で布張りがされている。長らく「長浜浄水」の名で親しまれてきたが、平成 7 年(1995)に取水箇所変更により廃止された。県内最初の水道専用ダムであり、保存状態も良く、貴重な近代化遺産といえるものである。



完成当時の幸口ダム

■国指定文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所 有 者
1	建造物	大洲城 (高欄櫓・台所櫓・苧綿櫓)	大洲市大洲903	大洲市
2	建造物	大洲城三の丸南隅櫓	大洲市大洲848-1	大洲市
3	建造物	如法寺仏殿	大洲市柚木943	如法寺
4	彫 刻	木造十一面觀音立像	大洲市長浜町沖浦丙2053	瑞龍寺
5	工芸品	銅鐘	大洲市豊茂乙1	出石寺
6	建造物	長浜大橋	大洲市長浜	愛媛県・大洲市
7	建造物	臥龍山荘 臥龍院・不老庵・文庫	大洲市大洲411	大洲市

■国登録有形文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所 有 者
8	建造物	長浜町庁舎	大洲市長浜甲480-3	大洲市
9	建造物	小藪温泉本館	大洲市肱川町宇和川1433	個人所有
10	建造物	末永家住宅旧主屋	大洲市長浜甲309	大洲市
11	建造物	末永家住宅百帖座敷	大洲市長浜甲312-1	大洲市
12	建造物	旧加藤家住宅主屋	大洲市大洲字三ノ丸848-1	大洲市

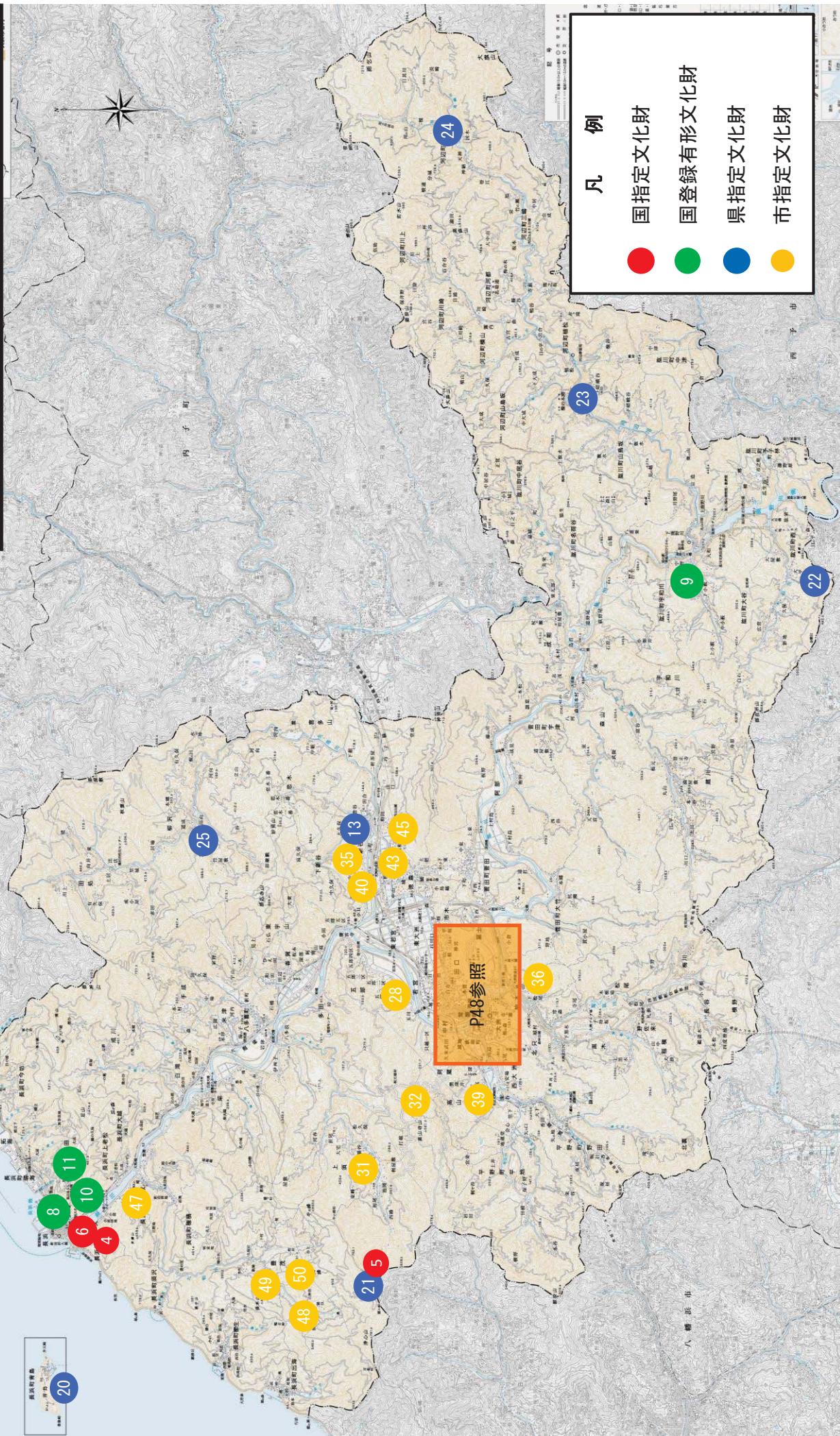
■県指定文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所 有 者
13	建造物	麟鳳閣	大洲市新谷町甲190 (市立新谷小学校内)	大洲市
14	建造物	大洲城下台所	大洲市大洲891-1	大洲市
15	無形文化財	大洲神伝流 泳法	大洲市大洲690番地の1	主馬神伝流保存会
16	史 跡	中江藤樹の邸跡	大洲市大洲737 (県立大洲高等学校内)	愛媛県
17	史 跡	大洲城跡	大洲市大洲903	大洲市
18	史 跡	川田雄琴一家の墓	大洲市柚木46	興禪寺
19	天然記念物	八幡神社社叢	大洲市阿藏甲1844	八幡神社
20	無形民俗	青島の盆踊り	大洲市長浜町青島	青島盆踊り保存会
21	名 勝	金山出石寺	大洲市豊茂乙1	出石寺
22	無形民俗	大谷文楽 (人形芝居)	大洲市肱川町大谷1735	大谷文楽保存会
23	無形民俗	河辺鎮縄神楽	大洲市肱川町山鳥坂	山鳥坂鎮縄神楽保存会
24	有形民俗	御幸の橋	大洲市河辺町北平4724	天神社
25	無形民俗	藤縄神楽	大洲市柳沢	藤縄神楽保存会

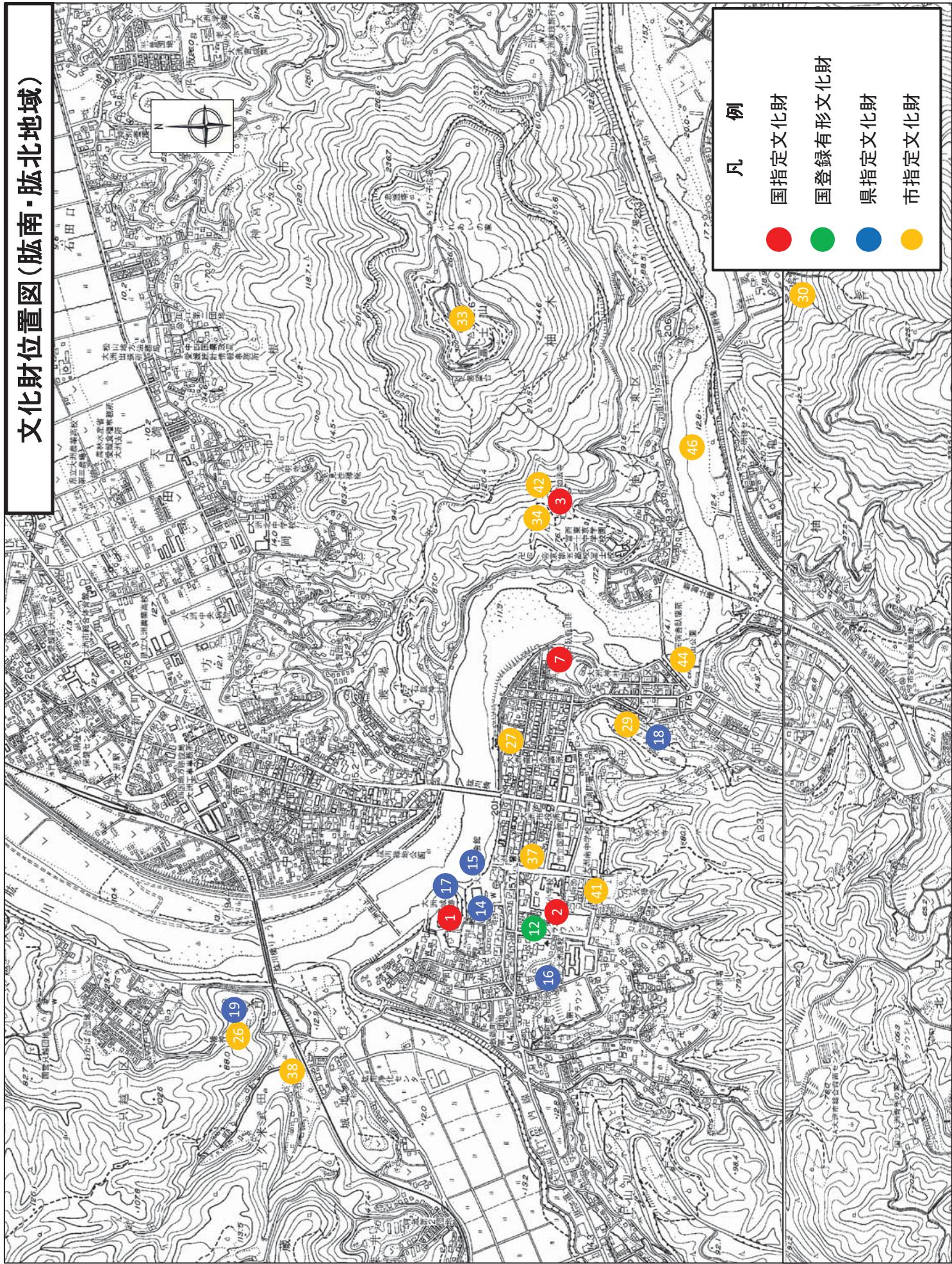
■市指定文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所 有 者
26	建造物	八幡神社本殿一棟 附棟札二面	大洲市阿藏甲1844	八幡神社
27	建造物	旧大洲商業銀行本店 本館1棟・倉庫2棟	大洲市大洲60	大洲市
28	建造物	宇都宮神社本殿一棟 附棟札一面	大洲市五郎2516	宇都宮神社
29	建造物	旧松井家住宅主屋	大洲市柚木317	大洲市
30	建造物	少彦名神社參籠殿	大洲市菅田町大竹甲1320-2	少彦名神社
31	無形民俗	子供ねり相撲甚句	大洲市上須戒	上須戒郷土芸能 保存会相撲甚句部会
32	史 跡	高山ニシノミヤ巨石遺跡	大洲市高山甲621	個人所有
33	史 跡	如法寺山頂巨石遺跡	大洲市田口	大洲市
34	史跡及び名勝	如法寺	大洲市柚木943	如法寺
35	史 跡	新谷藩陣屋跡	大洲市新谷町190の2 (市立新谷小学校内)	大洲市
36	史 跡	柳瀬焼窯跡	大洲市松尾33-1	個人所有
37	史 跡	止善書院明倫堂跡	大洲市大洲635の9	大洲市
38	史 跡	古学堂跡	大洲市阿藏甲1843-1	個人所有
39	史 跡	矢野玄道旧宅並びに墓	大洲市阿藏甲230	個人所有
40	史 跡	塚穴古墳	大洲市新谷丙1055	個人所有
41	史 跡	加藤光泰畫廟並びに 大洲藩主加藤家墓所	大洲市大洲1003 (竜護山曹溪院)	個人所有
42	史 跡	大洲藩主加藤家墓所	大洲市柚木943 (如法寺)	個人所有
43	史 跡	新谷藩主加藤家の墓所	大洲市新谷 (法眼寺・大恩寺・大久保楓山墓地)	個人所有
44	名 勝	臥龍及び亀山公園	大洲市大洲411の2及び柚木670外	大洲市
45	名 勝	紅葉山 (稻荷山公園)	大洲市新谷丁294の1外	大洲市及び稻荷神社
46	天然記念物	柚木のエノキ樹叢	大洲市柚木字久保	国 有
47	無形民俗	伊予長浜豊年踊り	大洲市長浜町下須戒	伊予長浜豊年踊り保存会
48	無形民俗	豊茂五ツ鹿踊り	大洲市豊茂	豊茂五ツ鹿踊り保存会
49	無形民俗	豊茂郷獅子舞	大洲市豊茂	郷獅子舞保存会
50	無形民俗	豊茂越後獅子	大洲市豊茂	矯正会

文化財位置図（大洲市全体）



文化財位置図(肱南・肱北地域)



凡 例

- 国指定文化財 (Red circle)
- 国登録有形文化財 (Green circle)
- 県指定文化財 (Blue circle)
- 市指定文化財 (Yellow circle)

第2章 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 大洲市の維持向上すべき歴史的風致

(1) 胱川と共生する人々のくらしにみる歴史的風致

大洲市の中央を流れる愛媛県最大の河川である肱川は、古来より洪水の多い川であり、肱川流域に住む人々のくらしはまさに水との戦いの歴史であった。そのため、肱川流域にはその歴史を物語る痕跡が数多く残されている。

肱川における洪水は、江戸時代の記録に残るものだけでも 70 回を数え、数年に一度は洪水が発生しており、肱川はまさに「暴れ川」と呼ぶにふさわしい川である。

そのため、大洲藩は、この「暴れ川」を治めるための様々な治水事業に取り組んでおり、11 代藩主加藤泰幹の頃（1826～1853）には、肱川本流と支流の矢落川が合流する付近の川幅が狭いため、慶雲寺山を削って川幅を広げるといった大規模な治水事業に着手している（『加藤家年譜』）。

また、肱川に見られる独特の治水施設に、「ナゲ」と呼ばれる冠水堤がある。これは川岸から細長い石積をやや下流側に向けて突き出させたもので、水の流れを変え、流勢を弱めて堤防を守る役割を持つものである。築造年代は明確ではないが、江戸時代前期の大洲藩 2 代藩主加藤泰興の頃（1623～1674）に石垣施工の名人である反田八郎兵衛に築かせたとされている（『大洲市誌』）。

ナゲは、現在でも上流の菅田地区から下流の長浜地区の範囲に数ヶ所が残されている。特に最大級のものは、大洲城のやや上流に見られる「渡場のナゲ」と呼ばれるものであり、長さ 40m、幅 5m、水面上の高さ 1.5m の大きさである。

このナゲは、川の流れを変え大洲城の背面に深渕を形成させる役割として設置されたもので、城下に深渕を保つことで北側から攻めて来る敵への防御に重要な



古絵図に描かれた渡場のナゲ（文化 6 年）



渡場のナゲ

役割を果たしたとされている。また、ナゲの下流側に形成された流れのない入江状の空間は、街道を繋ぐ船渡しの船の係留する場所や荷揚げ場などに利用されていた。

また、ナゲと並ぶ治水事業の一つに肱川の両岸に造営された防水林がある。川に近いところからホテイチク、マダケが植えられ、さらに防水林の強度を保つためにエノキが混植された。エノキは根張りが強く護岸を固める樹木であったため洪水時に破堤を防ぐ役割を持ち、竹藪は洪水時に流れ込む流木やゴミなどを防ぐためのフィルター的な役割を果たした。

「御用藪」、「藩用藪」と呼ばれていることから、大洲藩（1617～1870）により造成されたものとされている（『大洲市誌』）。

現在もこの防水林は、上流の菅田地区から下流の大和地区的広い範囲にかけて残されており、中でも柚木地区のものはその形態を良く留めていることから、エノキ樹叢として市の天然記念物に指定されている。

しかし、こういった治水事業をもってしても、ひとたび洪水が生じれば田畠には多量の水と同時に多量の土砂が流入し、その都度、田畠の境界は不明瞭となり、土地の境界をめぐる騒動を引き起す原因となった。そのため、洪水後においても土地の境界が明らかになるように植えられたのが「境木」と呼ばれるものである。マサキ、ヤナギ、ボケなどの樹木を一定の間隔で植えたもので、現在でも五郎地区や若宮地区の畠地の中に点在する境木を見ることができる。

このような肱川流域に残された治水の痕跡は、暴れ川として的一面をもつ肱川とともに暮らしてきた人々の生活の知恵を今に伝えるものであり、堤防整備が進んだ現代においてもかつて洪水多発地帯であった名残を今に伝えるものである。



肱川沿いに残る防水林



五郎地区に残る境木

肱川はこうした暴れ川としての側面がある一方で、数多くの恵みも育んできた川であり、その中でも特に有名なものが鮎である。肱川の鮎は江戸時代より大洲藩の数多くある特産品の中でも、特に季節ごとに藩が将軍へ献上する時献上^{ときげんじょう}にも選ばれた大洲藩の代表的な特産物であった（『加藤家年譜』）。そのため、藩では領民による乱漁などを厳しく管理するために、肱川上流域の鹿野川^{かのがわ}に鮎目付を配置するほどで、鮎が藩にとって重要な産物であったことを窺い知ることができる。

江戸時代には保存がきくよう焼鮎にされたものが献上されたが、現在でも本町2丁目にある「植田食品本舗」では、その伝統を受け継ぎ焼鮎の製造を手がけている。また、鮎を使ったあめ焼き（甘露煮）なども当地方の名物料理として今日でも市内の料理店で味わうことができる。

こうした鮎の漁法について、肱川流域では、江戸時代から「瀬張り漁」と呼ばれる独特の漁法が受け継がれている。

元文2年（1737）には、大雨で瀬張りが切れ、鮎が逃げ出したため肱川流域の川漁を停止するよう布達した大洲藩の記録がみられる（『元文日録』）。

この漁法は、川幅いっぱいに瀬張り竹と呼ばれる5cmほどに割った竹杭を等間隔に打ち込み、竹杭間に藁で編んだしめ縄を張って鮎の行く手を阻むもので、この縄に驚いて回避する鮎を投網により捕獲するという伝統的な漁法である。「落ち鮎」となる晩夏から初秋にかけて行われるもので、盛漁期には肱川の下流域から上流域のいたるところに瀬張りが張られ、この時期の風物詩となっている。

さらに、下流域に発生する青海苔なども肱川の代表的な恵みの一つである。春先になると、大潮で水位が下がった下流域には、河原石に青海苔が付着し一面濃緑に覆われた光景が出現する。この青海苔は江戸時代中期に



焼鮎



瀬張り漁

発刊された『大洲秘録』に長浜地区の特産物として挙げられているもので、現在でも大潮の日には大和地区を中心に採取されている。採取された青海苔は家の庭先などで「あおさ干し」と呼ばれる天日乾燥がなされて出荷されている。

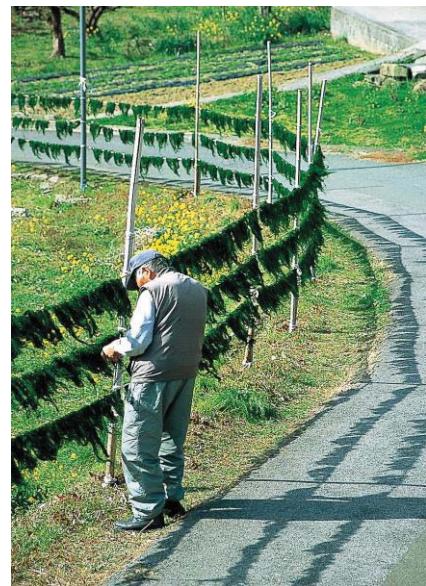
青海苔によって一面濃緑色に染まった肱川とそれを採る海苔漁、そしてあおさ干しが行われるその光景は、肱川下流域の春先の風景として江戸時代から現在まで受け継がれている。

このように多くの恵みをもたらし、時として暴れ川としての厳しい一面を見せる肱川に対して、流域に暮らす人々は肱川が創り出す自然の美しさを見出しながら、肱川の気候風土を生かした四季折々の伝統的な活動を通してひと時の楽しみに興じた。

中でも毎年、8月3日と4日の両日に大洲城下の肱川を舞台に開催される「川まつり花火大会」は肱川流域で最大の伝統的な活動として見ることができる。もともとこの祭りは、旧暦7月17日の渡場のナゲ付近にある弁財天と同18日の住吉社で行われた2日続きの祭りに始まりがある。

この2社は、川や水に関わる神社であり、特に住吉社の住吉三神は、江戸時代中期頃京都の住吉神社より勧請されたと伝えられ、氾濫を繰り返す肱川の守り神として祀られている。

また、弁財天は、街道を挟んだ肱川の上下2か所に分かれて存在し、地元では「上の弁天様」、「下の弁天様」と呼ばれている。



あおさ干し



川まつり花火大会



天保11年(1840)銘の鳥居が現存する
住吉社

上の弁財天は、別名「盲目弁天」とも呼ばれ、地元の按摩師が集う信仰の対象となっていたと伝えられており、大洲藩 6 代藩主加藤泰衡（1745～1784）が書いた扁額が社殿に掲げられている。現在の社殿は、国指定文化財の臥龍山荘を建築した棟梁の中野寅雄（1870～1935）によって大正時代に建築されたものである。



加藤泰衡書の扁額が掲げられた「上の弁財天」



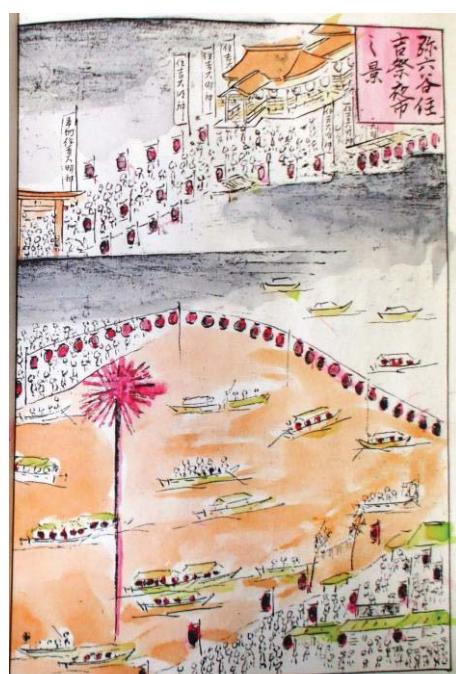
下の弁財天内に掲げられている加藤泰衡書の扁額

また、下の弁財天は、別名「弁財天堂」と呼ばれており、大洲藩初代藩主加藤貞泰が大洲へ入封した際、大洲城の鬼門除けとして建立され、渡場にあった正覚院の境内に金比羅大明神とともに祀られた。この正覚院は、大洲藩の加持祈祷を勤めたり、藩内の修験者の総取締を勤めたりした寺院であり、幕末から明治頃に描かれた『大洲名所図絵』には弁財天と金比羅大明神が境内に祀られている姿を見ることができるが、現在は下の弁財天に全てが合祀されている。下の弁財天の境内には、正徳 3 年（1713）に京都海老屋内保良より寄進された手水鉢なども残されている。

この弁財天と同じ境内で祭られた金比羅大明神は、全国的に海上交通の守り神として信仰されているもので、河川交通が主流であった肱川において川舟の航行の守り神として勧請されたと考えられる。

下の弁財天内には加藤泰衡が書いた「金比羅大明神」の扁額が掲げられており、藩主が弁財天や金比羅大明神を信仰していたことを窺うことができる。

このように信仰されてきた住吉神社と弁財天の 2 つの祭りは、いずれも肱川流域に住む人々の生活の一部であった川舟の航行の安全を祈願する祭りとして始められた。『大洲名所図絵』には、肱川に多くの屋形舟が繰り出し、住吉社の参道や



『大洲名所図絵』に描かれた住吉祭
(大洲市立図書館蔵)

川岸が多くの見物客で賑わう中、祭りの名物として花火が打ち上げられる住吉祭の様子が描かれている。

これらの祭りは、元来肱川での安全祈願のために始められたものであったが、昭和 10 年(1935)発行の『大洲案内』の中では、弁財天の花火を大洲の夏を彩る行事として広く紹介しており、弁財天や住吉社の祭りが大洲を代表する夏の祭りとして捉えられ始めたことが窺われる。

現在の「川まつり花火大会」は、戦後の昭和 23 年(1948)から 2 つの祭りを観光に結びつけた「川まつり」として発展させたものであるが、今でもかつての祭りの名残として 2 日続けて花火が打ち上げられている。

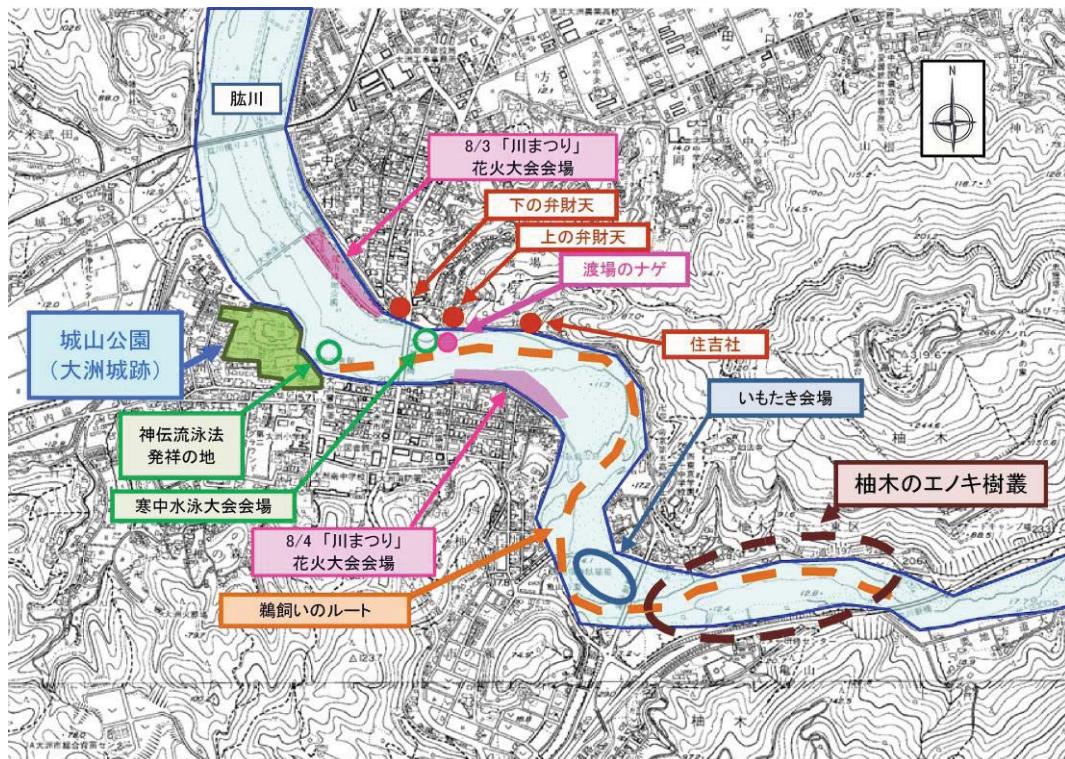
今日においても、肱川には多くの屋形舟が繰り出し、川岸には多くの見物客が陣取って川面に映える花火とこだまする轟音に興じているその姿は往時と変わらぬ賑わいを感じさせる。



『大洲案内』に紹介された
弁財天祭の花火（昭和 10 年）



屋形舟で楽しむ弁財天祭
の花火（平成 22 年）



肱南・肱北地区の肱川でみられる歴史的な建造物と活動の位置図

また、夏から初秋にかけては、肱川の特産品である鮎を捕獲する伝統的な漁法の「鵜飼い」が行われ、毎夜、鵜飼い見物の遊覧船が肱川を彩っている。鵜飼いに関する記述の初見は、内子の町家高橋家の記録である『君命録』に、江戸時代後期 10 代藩主加藤泰済の頃、宇和島藩領野村の緒方源治から 2 羽の鵜の献上を受け、川漁の際に同行させたことが記されている。そして、その川漁の際、突然紛れ込んできた野生の鵜 1 羽を捕まえ漁を行ったところ、この野生の鵜の方が昼夜を問わず鮎を捕ったことから、川漁の際にはこの鵜を毎回連れて行くようになったと伝えられている。

現在の鵜飼いは、昭和 30 年 (1955) から岐阜長良川の鵜飼を参考に観光事業の一環として再興されたものではあるが、肱川両岸の自然景観を鑑賞しながら鵜飼い見物に興じて大洲城下の着船場まで遊覧する光景は、かつて藩主が興じた川遊びを彷彿とさせるもので情緒あふれるものである。

この鵜飼いが終わりを告げる初秋、肱川の河原では肱川名物として知られる「いもたき」が行われ始める。「いもたき」は、庶民の間で行われてき



鵜飼い

た伝統的な風習で、河原において大勢で大洲名産の夏芋を炊いた大鍋を囲むものである。現在は愛媛県下の多くの河川敷で行われているが、大洲が発祥の地とされている。

この風習がいつ頃始まったのかは明確ではないが江戸時代から続くとされ、かつては、中秋の名月の頃に仲間と鍋を囲んで酒を酌み交わしながら名月を満喫し、稲の取り入れ前の楽しいひと時を過ごしたとされている。

俳人で大洲にゆかりのある松根東洋^{まつねとうようじょう}城は、次のような句を残している。

「芋鍋の煮ゆるや秋の音しづか」

大正7年(1918)に大洲で吟詠されたもので、いもたきが継続して盛んに行なわれていたことを示すものである。

毎年8月下旬、大洲のいもたきの開幕を告げる「初煮会」が盛大に行われると、肱川の河原を座敷として大洲名産の夏芋を炊いた大鍋を囲む光景が毎夜のようにくり広げられ、当地方の初秋の風物詩となっている。

冬場には毎年1月の成人の日に渡場のナゲを舞台に寒中水泳が行われている。これは肱川で生まれた伝統泳法「神伝流」を今に伝える主馬神伝流保存会が主催しているもので、甲冑姿の泳者が威勢のいい掛け声を發して剣を舞わせながら伝統泳法を披露している。その光景は、まさに肱川において武士が鍛錬を重ねた江戸時代の光景をイメージさせるものである。

神伝流は、現在国内に残る古式泳法12流派の一つに数えられるもので、「大洲神伝流泳法」として愛媛県の無形文化財に指定されている。大洲藩初代藩主加藤貞泰^{さだやす}の従兄弟にあたる重臣加藤主馬光尚^{かとうしゅめみつなお}によって、江戸時代初期に肱川で創設された泳法で、神伝主馬流と称され藩士の武術として大洲藩に代々伝えられた泳法である。その後、江戸時代後期に松山藩へと伝えられると全国へと広まることとなった。基本的に敵と戦うための泳法であるため常に前方を凝視した泳ぎ方であり、水流などの環境に応じた種々の泳ぎ方があ



肱川の河原で行われる「いもたき」の様子



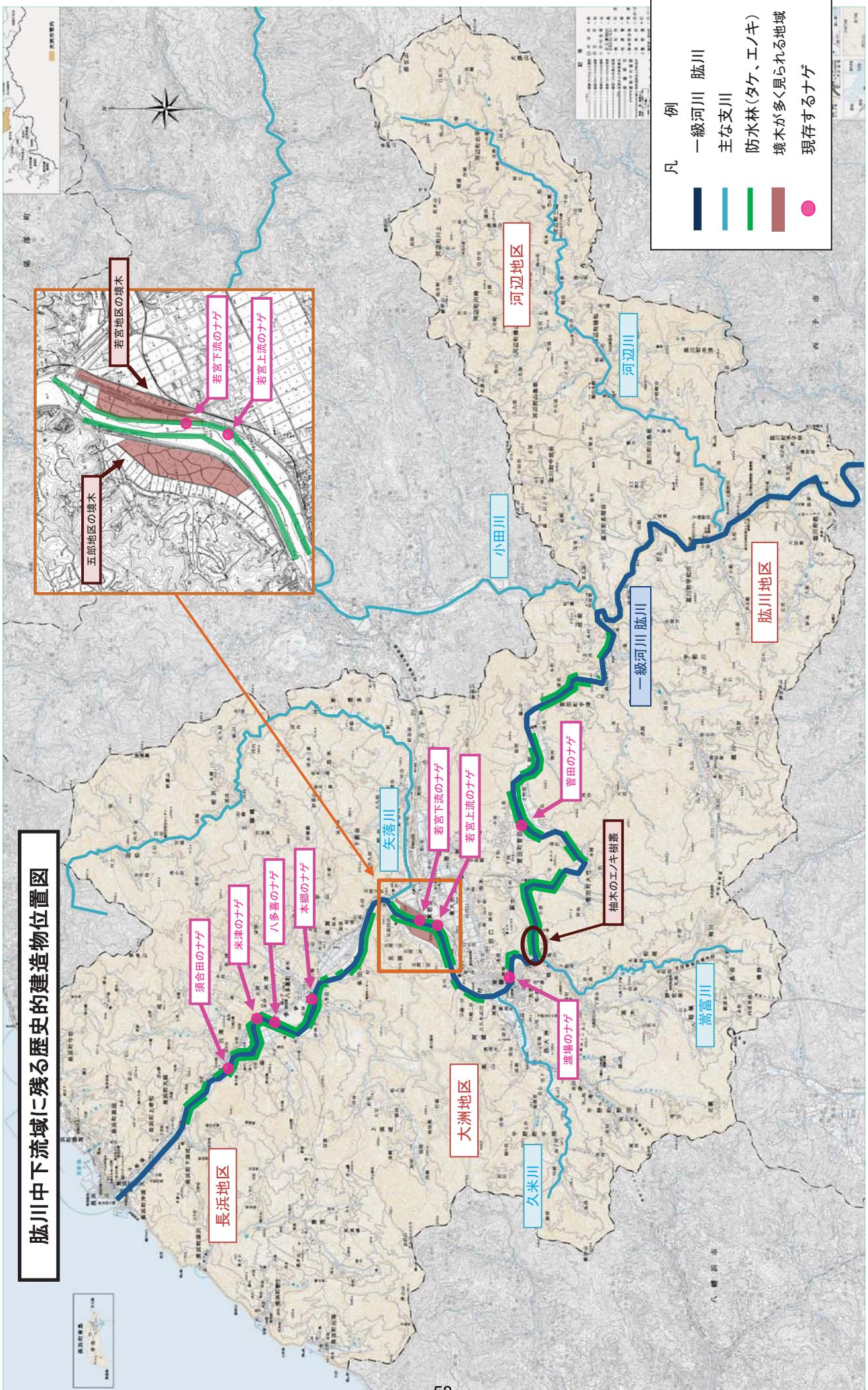
大鍋で煮込まれる「いもたき」

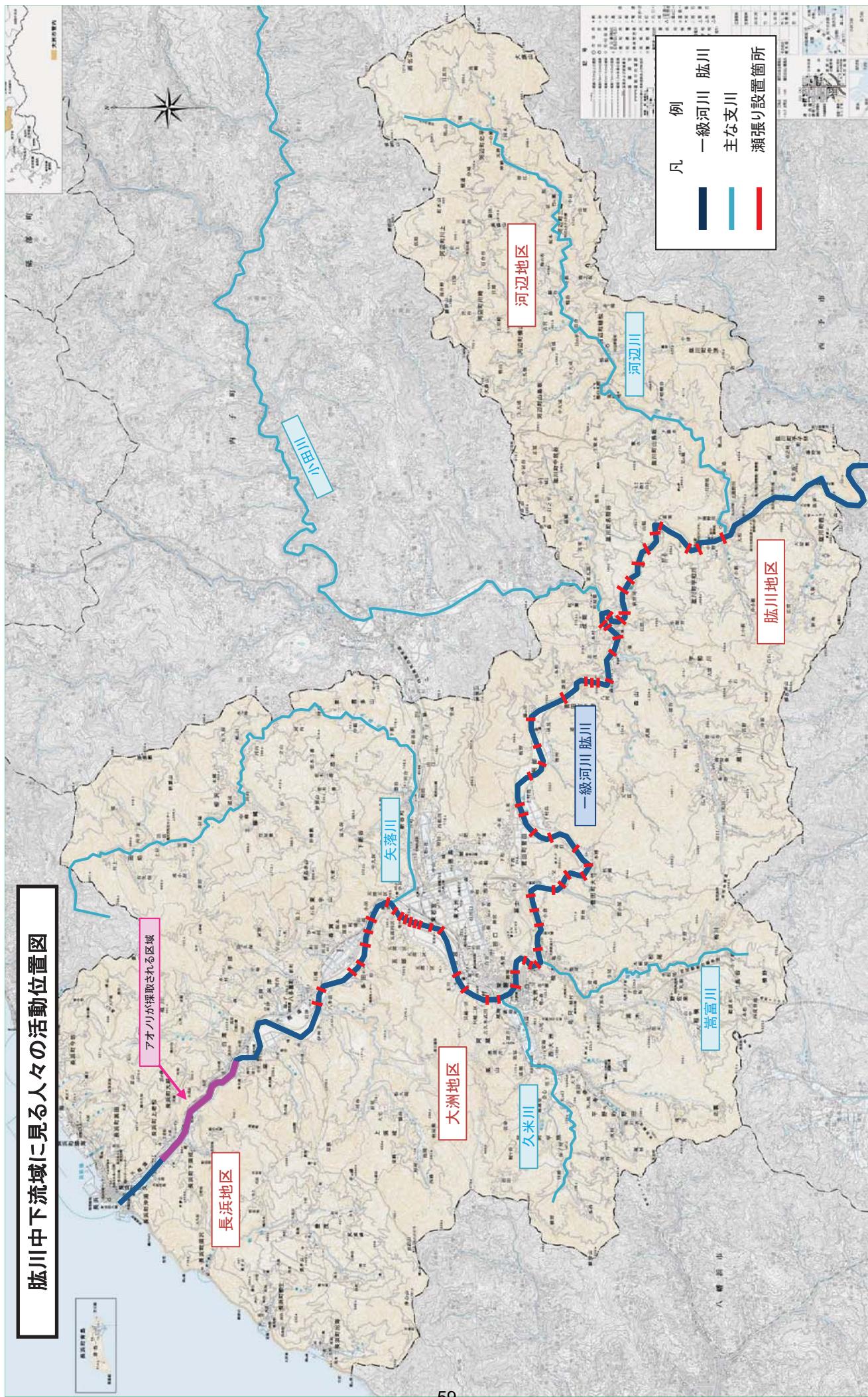
るが、足で半円形を描くように立ち泳ぎする扇足あおりあしなどが特徴である。現在、主馬神伝流保存会が泳法を伝承し、寒中水泳のほか肱川で水泳教室を開催するなど、その普及と後継者の育成に努めている。

こうした四季を通して肱川を舞台に行われる伝統的な祭りや行事は、肱川流域に暮らす人々の生活と川が密接に関係してきたことを物語っている。そして、多くの恵みをもたらす一方で、時として暴雨川と化す肱川に対して、流域に住む人々は知恵と工夫によって上手に寄り添いながら暮らしてきた。こうした歴史が、肱川流域に独特の景観を生み出し、大洲ならではの風土をつくりあげる大きな要因になったといえる。



ナゲを背景に泳法を披露する
神伝流の泳者





(2) 城下町と御神幸行列にみる歴史的風致

現在、大洲城下町の面影を色濃く残す肱南地区には、江戸時代から継承されている伝統的な行事がある。地元では「お成り」と呼ばれ親しまれている大洲藩総鎮守の八幡神社の御神幸行列である。

この御神幸行列の起点となる八幡神社は、大洲城の北西に位置する小高い丘の上に位置し、中世の頃から宇都宮氏の崇敬を集めて以来、大洲城主の藤堂高虎、脇坂安治からも社地の寄進を受け、代々の領主から重要視された神社である。特に加藤家が大洲藩主になつて以降は、大洲藩領内の総鎮守と定められ、重要な神社に位置付け

られた。それは、社殿や祭典に関わる社費一切が藩費でまかなわれる以外に、寛延3年(1750)には6代藩主加藤泰衡が領内で発生した農民騒動の鎮静を祈願して神剣を奉納するなど、藩政や藩主に関わる重要な祭事が行われていることからも窺われる。

現在の社殿は、慶安元年(1648)の火災によって焼失したものを、元禄11年(1698)に再建したものである。本殿は三間社流造の形式をとっており、全体的には和様の建築様式を取りながら、妻飾の形式・組物・虹梁・木鼻などには唐様を取り入れるなど装飾に富んだ手法をみせており、江戸時代前期の地方的特色をもった桧皮葺の流れ造り建築の技法を見る上で貴重な建築物であることから、大洲市指定有形文化財に指定されている。

この八幡神社で行われる御神幸行列で使用されている楯の裏書には、寛保2年(1742)に八幡神社神主兵頭守敬が神楯8枚を作製し、その神楯を以て大洲藩5代藩主加藤泰温を護り、武名永耀を祈ると記されている。このことから、江戸時代中期頃には既に祭礼が実施されていたことが分かるほか、少なくとも藩主加藤家の武運長久などの諸祈願に祭礼が関わっていたことを知ることができる。



御神幸行列の全景



八幡神社の社殿

また、寛政 8 年（1796）には、加藤家の祖加藤光泰の忌日行事に合わせるように祭礼日を 9 月 1 日に変更している（『加藤家年譜中泰済』）。これは八幡神社の祭礼を、毎年加藤家の菩提寺で行われている光泰の法要に関連付けようとしたもので、従来八幡神社の祭礼としてあった御神幸行列が加藤家の祖である光泰を崇敬する祭礼の一環に位置付けられたことを窺うことができる。

さらに、文政 3 年（1820）には光泰と藤原家の祖藤原鎌足の神靈を祀る三祖社（現存）^{みそやのやしろ}が八幡神社境内に造営され、祭礼当日は藩主自らが八幡神社や三祖社を参拝するなど、八幡神社の祭礼が加藤家の祖神と深い関わりの中で実施されてきたことを知ることができる。

大洲藩が八幡神社と藩祖光泰を関連付け始めたのは江戸時代後期、10 代藩主加藤泰済の代に当たる。加藤泰済は天明 7 年（1787）父である 9 代藩主加藤泰候^{やすとき}が急死したこと、わずか 4 歳で藩主となった。幼少の藩主にとって旧来の家臣である譜代家臣との関係は特に希薄であるため、藩では藩主の権威の強化を図り、家臣及び領内の支配強化を行うめには、加藤家の祖として崇敬されている光泰の顕彰を必要とした。

そのため、藩では光泰の顕彰を積極的に行い、藩の庇護下にあった八幡神社の祭礼などを光泰に結び付けるほか、神社敷地内に社殿を設け光泰と藤原鎌足を同じ社殿に祀った。この加藤家の祖と藤原家の祖を相殿することは、藩主加藤家が藤原家につながる由緒ある正当な家柄であることを家臣及び領民に対して表明し、藩主の権威強化を図ろうとしたものである。

そのため、藩では藩祖と藤原家の祖を祭祀した三祖社が完成すると、家臣だけでなく領民にまでも参拝を許可していることからも広く藩祖の威光を広めようとしたことが窺われる。

また、それは行列に使用される神輿に天皇家の桐紋や八幡神社の巴紋だけでなく、加藤家の家紋である上り藤が使用されていることにも表れている。



3 つの家紋が入った神輿



桐紋と巴紋



加藤家の家紋

このように八幡神社の祭礼と大洲藩主加藤家の先祖崇拜が深く結びつくことで、厳格で格式の高い祭礼の一つとして位置付けられた御神幸行列は、江戸時代には黒鳥毛長柄25本、旗20流、弓20張、鳥銃10丁、粧馬2匹、鋒8本、小鋒8本、楯（黒漆金紋巴）8枚、女巫2人、男巫20人、神輿3台などを組織し、藩士と氏子である各村からの供奉も交えて約500名にも及ぶ大行列を誇っていた。

現在でも、八幡神社の氏子や地元の久米地区を初め、小・中学生など約200名が行列に参加し、江戸時代とほぼ同様の構成により巡幸が行われている。

特に、行列の中でも先頭に陣取る御長柄は地元の久米地区、3体の神輿は北只、柳沢、上須戒地区などとそれぞれ地区の役目が決められており、これらの役目には地区以外の住民は参加できないしきたりが厳格に守られている。

さらに、行列の中心的存在である御長柄については、江戸時代から続く太鼓のリズムに合わせた独特的の歩調で進む形態が今なお守られており、伝統的な祭礼としての風格を漂わせている。

かつて行列を迎える町人は、行列が通る道に用意した洗砂を敷いて道を清めたほか、行列を横切ることさえもできないほど非常に格式の高い祭礼であった。現在でもその名残は残っており、行列を横切ったり、行列よりも高い位置から見物することをばかる市民や、手を合わせて行列の通過を見守る

表 御神幸行列の順列

順番	役名	人数	順番	役名	人数
1	先頭	1	18	祝文	1
2	御先払	2	19	賽銭唐櫃	2
3	鼻長	1	20	御太刀	1
4	御長柄	16	21	御囃	2
5	太鼓	3	22	鳳輦（御輿）	14
6	有的	1	23	車（馬の代用）	
7	御弓	8	24	賽銭唐櫃	2
8	薙刀	1	25	御太刀	1
9	小矛	5	26	御囃	2
10	真榊	8	27	鳳輦（御輿）	14
11	御幡	32	28	車（馬の代用）	
12	大矛	32	29	賽銭唐櫃	2
13	御楯	16	30	御太刀	1
14	太鼓	3	31	御囃	2
15	御飾弓矢	2	32	鳳輦（御輿）	14
16	発向弓 生矢	1	33	車（馬の代用）	宮司
17	奉幣	2	34	神職供	4



昭和40年代の御神幸行列の風景

市民は数多く、かつての格式高い祭礼としての崇高さを保持しながら巡幸している。

御神幸行列が巡幸するルートは、この肱南・肱北の両地区に設けられた御旅所を巡るもので、江戸時代においては八幡神社から対岸の肱北地区にある御旅所の離宮へ舟で向かい、離宮から肱南地区へと巡幸するものであった。そのルートも藩の支配体制が強くなるにつれ少しづつ変化を遂げ、天明8年(1788)、10代藩主加藤泰済の時には離宮を発した行列は河原を通行して肱南地区へと巡幸していたものを、中村にある武家屋敷前を通行するルートへと変更されている(『加藤家年譜中泰済』)。このルートの変更は、御神幸行列が武家屋敷前を通行することで、領民だけでなく家臣に対してもこの祭礼に藩が大きく関連していることを表明しようとしたものと考えられている。

こうした御神幸行列を行う八幡神社の祭礼は2日続けて行われており、現在は、秋季例祭を毎年11月1日とし、この日に神社の神靈を3台の神輿へと移す神事を行っている。そして、翌日の御神幸祭の日にかけて城下町だった肱南・肱北地区への巡幸が行われる。

この御神幸祭の一日は、まず行列に供奉する人々の身支度から始まり、早朝より神社にて身支度を整えた人々は、八幡神社の麓にて神輿の宮出しを待つ。10時30分、神輿の宮出しが行われ待機している行列に加わると、11時頃御長柄を先頭に地元久米地区を出発し、城下町の町並が残る肱南地区を経由し、肱北地区の御旅所である総社宮へと巡幸する。

総社宮では神事と鈴神楽の奉納が行われ、その後は再び肱南地区を巡幸し、肱南地区の御旅所へと向かう。肱南地区の御旅所では、浦安の舞、鈴神楽、獅子舞が奉納され、16時20分に神輿の宮入りが行われ、全日程が終了する。



神輿の宮出し

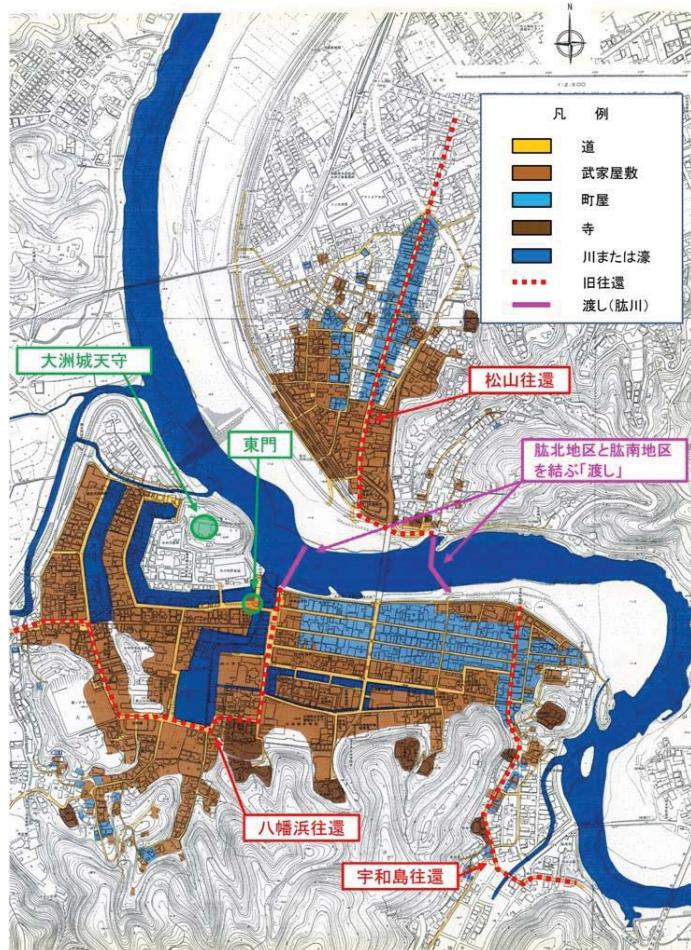
11月1日	<ul style="list-style-type: none">八幡宮の社殿にて、例祭を執り行う。鳳輦型御輿に神靈を移す。
11月2日	<ul style="list-style-type: none">神幸祭を執り行う。 9時00分 神社に集合し、身支度を整える。 10時30分 「宮出し」を開始する。12時40分 御旅所である総社宮に到着。神事と「鈴神楽」が奉納される。14時50分 御旅所である二の丸大手門付近に到着。神事と「浦安の舞」、「鈴神楽」、「獅子舞」が奉納される。16時20分 「宮入り」を行う。

この御神幸行列の巡幸の舞台となる大洲の城下町は、肱川を挟んで南側（左岸側）の肱南地区と、北側（右岸側）の肱北地区に分かれて展開している。

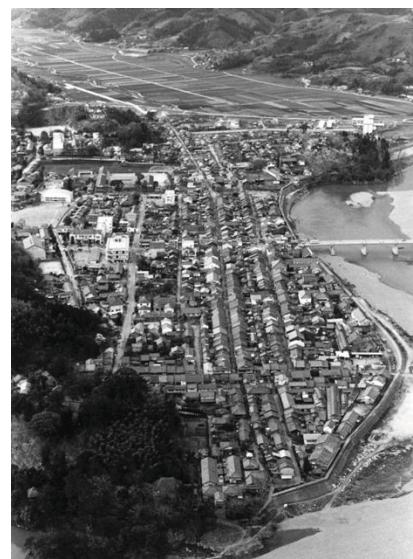
この城下町の形成については、慶長 10 年（1605）の書状から藤堂高虎によって塩の売買を行う町が肱南地区に整備されたことが窺われる（『塩屋町創成褒状』）、また、正保年間（1645～1648）に幕府へ提出した城絵図には肱南地区とともに、肱北地区の城下町が描かれていることから、少なくとも江戸時代前期にはすでに肱川を挟んだ南側と北側に城下町が別れて形成されていたことが窺われる。（『正保城絵図「伊予国大洲城之図」』）

肱北地区では、大洲城の対岸に武家屋敷地を配し、その背後には往還沿いに町人地を配した南北方向に縦長の城下町を形成している。川沿いは肱南地区のような高石垣ではなく防水林で囲われるのみであった。

肱南地区は、主に大洲城の周囲と山手側に武家屋敷地を配し、川沿いには町人地を配した東西方向に横長の城下町を形成している。川沿いには洪水から町を守るために河川護岸が高石垣で築かれ、町家から肱川へは石垣の所々に設けられた「雁木」と呼ばれる石階段で簡単に降りることができた。肱南地区は間口が狭く奥行きが長い短冊状の町割りで整然と区画され、武家屋敷地にはカギ路や T



大洲城下町における町割



昭和 30 年代の城下町
(上空東側から見た肱南地区)

字路などが配された。また、町人地は通りに面した屋敷同士が一つの町として区画され、現在でも本町、中町、裏町(現末広町)、塩屋町(志保町)などの町名とともに家裏には当時の境界溝などが良く残っている。

こうした2つの地区の中で特に城下町の風情を残すのが肱南地区であり、「おはなはん通り」やその周辺の通りには白壁やなまこ壁の土蔵など町家の建造物が良く残っており、巡幸ルート沿いにも、歴史的に価値の高い建造物が数多く所在している。

このうち、中町3丁目内には、「ひらぢ屋」、「村田家住宅」、「磯崎家住宅」がある。「ひらぢ屋」は、江戸時代後期から現在に至るまで現在の場所で提灯の製造を続けている老舗で、現在の店舗は明治時代から昭和時代初期頃に建築された切妻平入造の建物である。製造している提灯は、「高張提灯」と呼ばれるもので、かつては家紋や屋号などの文字が書きこまれ、寺社や役所の門前、町家の店頭などに高く掲げて門灯として使用されていたものである。現在でも社寺の祭礼などで重宝されており、八幡神社の祭礼でもこの提灯が使用されている。

「村田家住宅」は、江戸時代「ますだ屋」の屋号で呉服屋を営んでいた商家である。棟札から嘉永4年(1852)に建築されたことがわかるこの建物は、1階が真壁造、2階が漆喰で塗籠められた切妻造りの建物で、江戸時代の町家の姿を今に伝えている。

その村田家と道を挟んだ斜め向かいにある「磯崎家住宅」は、元々は呉服屋を営んでいたと伝えられる商家で、昭和49年頃からは、お茶の販売店となった。明治41年に建築された建物の外観は、村田家住宅と同じように1階が真壁造、2階漆喰で塗籠められている。

志保町通りに面し、本町三丁目の突き当たりにある「今岡家住宅」は、江戸時代「出渕屋」の屋号を持つ商家で、明治26年(1893)に比地町で製糸業を始めた。現在の建物は、大正期に建築された切妻造りの建物である。



肱川に面した高石垣と雁木（大正頃）



五百原七福堂

また、本町2丁目にある「五百原七福堂」は、江戸時代には「五百木屋」の屋号を名乗った商家で、明治6年(1873)頃から受け継がれた五色練羊羹を昔ながらの製法により製造している菓子店である。現在の店舗は大正9年(1920)に建築された切妻平入造の建物である。その「五百原七福堂」の斜め向かいにある「佐田家住宅」は、「ふろくや」の屋号で小間物店を営んでいた商家で、現在の建物は、江戸時代末期に建築されたものである。

こうした江戸時代の町家の形態を引き継ぐ軒が低く切妻平入造の伝統的な建物と、明治時代以降に木蝋・製糸業などの近代産業の隆盛によって、建築された西洋的な建造物が混在しながら残っているのも大洲の城下町の特徴である。西洋的な建造物では、大洲市指定有形文化財の「旧大洲商業銀行本店」(現「おおず赤煉瓦館」)が代表的なもので、養蚕・製糸業の中心となる銀行として明治34年(1901)に建築された煉瓦造りの建物で、明治時代に養蚕・製糸業で繁栄した大洲の盛況ぶりを示す象徴的な建造物である。このほかに、中町1丁目にある大正時代末期～昭和時代初期建築の「旧愛媛無尽株式会社八幡浜支店大洲出張所(北本呉服店)」や、中町2丁目にある昭和10年(1935)建築の「古森洋品店」などを初めとする西洋的な建築物が、城下町の所々に見られる。

御神幸行列のルート沿いにある歴史的な建造物の位置図



こうした城下町の風情を留める肱南地区を巡幸した御神幸行列は、15時頃に巡幸の最後となる肱南地区的御旅所へと到着する。江戸時代における肱南地区的御旅所は、大洲城三の丸の東門と西門の2箇所に設けられており、東門から西門へのルートは藩主加藤家の菩提寺であり藩祖の加藤光泰を祀る龍護山曹渓院を経由することになる。

これは、城門という城郭への入口である重要な場所をお旅所とすることで、大洲城を崇敬の対象とするほか、行列のルート上に加藤家の菩提寺を含めることによって、城だけでなく加藤家までも崇敬の対象とし、この祭礼が藩にとって重要な祭礼であることを多くの人々に意識させるものとなったと考えられる。

かつて御旅所だった三の丸の東門と西門の建造物や石垣は失われ、往時の姿は見られなくなっているが、大洲城自体への崇敬は変わることなく、現在の御旅所は、二の丸大手門付近へと場所を変えて神事は続けられている。

この行列によって崇敬の対象とされた大洲藩主加藤家の菩提寺については、龍護山曹渓院ともう一つ富士山如法寺が存在する。如法寺は、寛文9年（1669）に大洲藩2代藩主の加藤泰興が盤珪永琢を開山に迎え、城下町の東の富士山中に創建した寺院である。境



「ひらぢ屋」の前を通る御長柄



総社宮（御旅所）での神事



二の丸大手門付近（御旅所）での神事



重要文化財「如法寺仏殿」

内には仏殿と禅堂を兼ねた珍しい形式の禅宗様仏殿が創建当初の形態をよく保ち、重要文化財となっているほか、加藤泰興ら7人の藩主が祀られている。

また、御神幸行列の最後のお旅所に位置する大洲城跡は、肱川中流域に位置する大洲盆地の肱川と久米川が合流する付近にあり、肱川に面した標高40m程度の小高い独立丘陵上に築かれた平山城である。丘陵上の本丸と二の丸を囲むように西・南面に三の丸を配した梯郭式の城郭である。東・西・南面は内堀と外堀の二重の堀で囲み、北面は肱川を天然の要害としている。

大洲城は、中世の喜多郡領主宇都宮氏により築かれた地蔵ヶ嶽城が前身とされ、秀吉による四国統一後の天正13年(1585)、入国した小早川隆景の城郭整理によって大洲城が存城とされると、その後城主となつた戸田、藤堂、脇坂氏によって徐々に近世城郭へと整備されたと考えられる。加藤氏が入封した江戸時代には、天守を含めて18の櫓が存在したとされている。明治時代になると城内のほとんどの建造物は取り壊され、明治21年(1888)には天守までも解体されるが、平成16年(2004)に木造による忠実な復元によって天守は再建されている。現在、本丸に台所櫓と高欄櫓、二の丸に苧綿櫓、三の丸に南隅櫓の再建時期の異なる4棟の櫓が本丸から三の丸にそれぞれ残存しており重要文化財に指定されている。このほか、二の丸の大手門付近には江戸時代に大洲城内の食糧庫に利用された下台所が残されており、愛媛県の有形文化財に指定されている。

三の丸には、旧大洲藩主加藤家



復元された大洲城天守
(天守の右側が台所櫓、左側が高欄櫓)



愛媛県指定有形文化財「大洲城下台所」

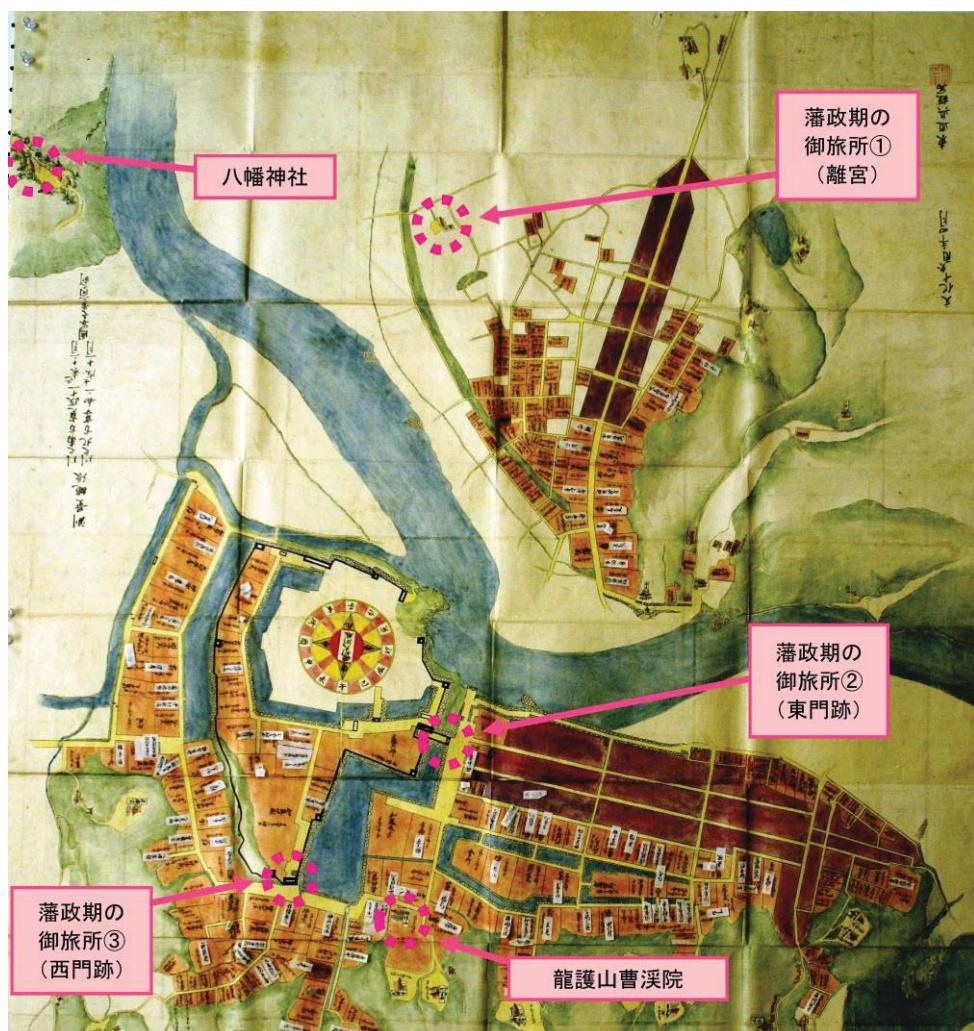


「お殿様公園」内にある「旧加藤家住宅主屋」

の末裔が大正 14 年(1925)に建築した「旧加藤家住宅主屋」が残存しており、旧大名家の住宅らしい格式高い特徴を随所に備えていることから国の登録有形文化財となっている。同じ敷地内には重要文化財の大洲城三の丸南隅櫓があり、現在「お殿様公園」として整備され一般公開されている。

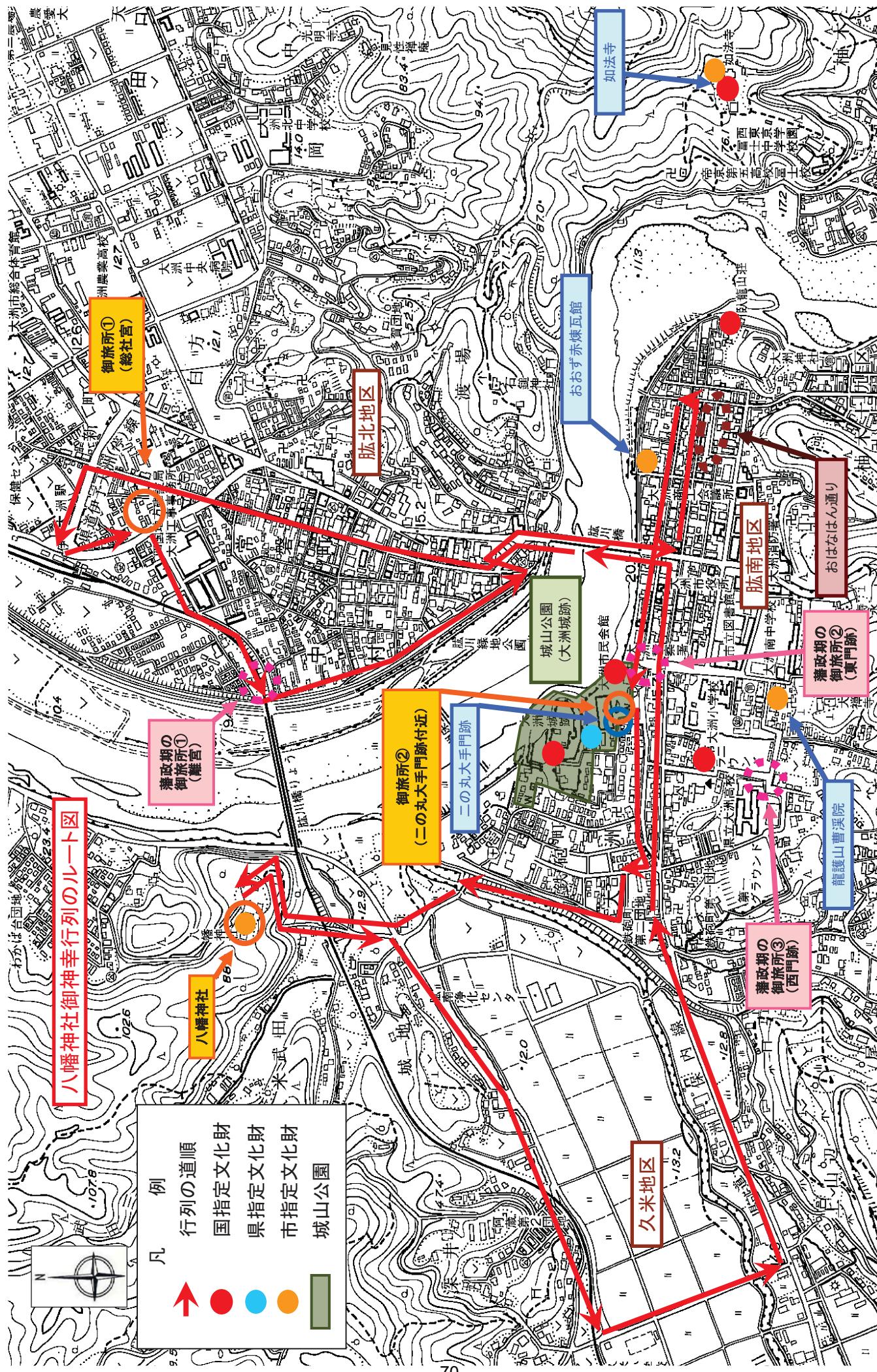
こうした歴史的な建造物が残る城下町と大洲城近辺を巡幸した行列は、二の丸大手門附近での神事の後、八幡神社へと戻り、神輿の宮入りを行って御神幸祭は終了する。

このように城下町を巡幸する行列の光景は、時代の変化の中でも時を超えて変わらぬ厳格さに満ち、城下町ならではの歴史の流れを感じとることができる。また、多くの市民によって支えられてきたこの行列は、城下町に住む人々にとって絶やすことのできない伝統行事として現在まで大切に引き継がれてきたのである。



藩政期における御旅所の位置図 (文化 10 年絵図)

(大洲市立博物館保管)



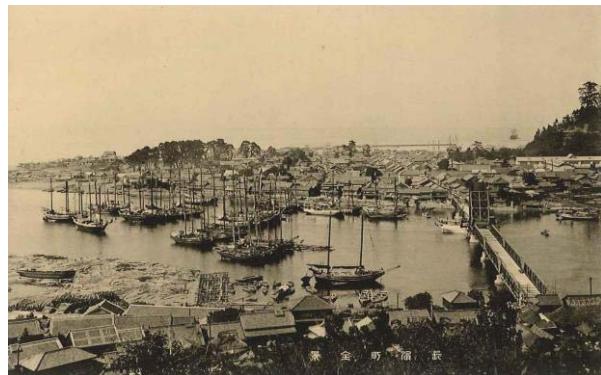
(3) 湊町長浜の祭礼にみる歴史的風致

肱川河口に位置し湊町の風情が漂う長浜地区は、元和3年(1617)大洲藩初代藩主加藤貞泰が大洲へ入封して以降、大洲城下の外湊として整備された湊町で、藩政時代には大洲藩長浜屋敷のほか、支藩である新谷藩の藩屋敷、御船蔵などが設置された。また、肱川河口に江湖と呼ばれる大きな入り江状の港が形成され、藩主が参勤交代で使用する御座船が停泊した。御座船は駒手丸と呼ばれ、現在でも駒手町と呼ばれる町名が残されている。

江戸時代における長浜の町は江湖を中心に発展したが、安政6年(1859)江湖の東側に新しい湊となる長浜湊が構築されると、長浜は2つの湊を中心に展開した。

明治・大正時代に入ると2つの湊の役割は二分化しあり、長浜湊では湊の改修工事を繰り返して近代的な港へと変化し、大阪商船などの大型旅客船も寄港し始めることで、大洲喜多地域の玄関口として繁栄した。こうした長浜が湊町として繁栄していたことを物語るものとして、明治から昭和時代初期にかけて海運業を営んだ末永家の住宅が残されている。この住宅は、湊町長浜を象徴する建物で、店舗兼住宅として建築された旧主屋は、明治17年(1884)に建てられたもので、格子窓や黒漆喰の壁やなまこ壁など商家らしい趣の

ある外観をもちながら、近代的な要素も取り入れられた建物である。また、敷地内には昭和2年(1927)頃に建てられた百帖座敷と呼ばれる広間を備えた接客用の建物があり、内部には折上げ格天井や洋風装飾が施されているほか、趣向を凝らした材木をいたるところに使用している。この2つの建物は国の登録有形文化財に登録され、海運業で栄えた末永家の繁栄ぶり



江湖付近に停泊する帆舟（昭和時代初期）



商船が行きかう長浜湊（昭和時代初期）

を今に伝えている。

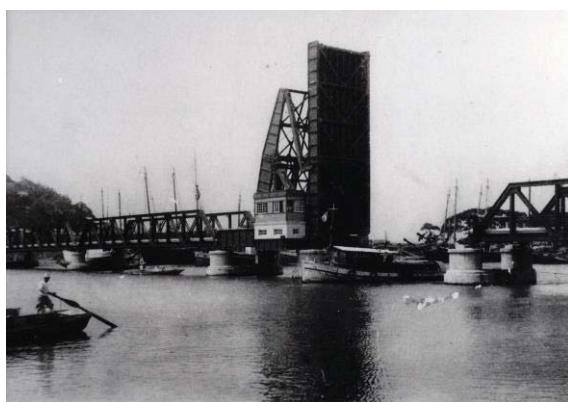
これに対して肱川河口に位置する江湖では、肱川上流から筏で運ばれる木材が数多く集積され、和歌山の新宮や秋田の能代に並ぶほどの木材集積地として全国に名を轟かせた。江湖付近には木材の積載を待つ大型の帆船が停泊している姿が写真や絵はがきなどに見られ、一大木材集積地の繁栄ぶりを今に伝えている。

昭和 10 年(1935)、江湖のすぐ下流で肱川河口に長浜地区と対岸の沖浦地区とを結ぶ橋として長浜大橋が架橋された。この橋は、長さ 226m、幅 5.5m のバスキュール式鉄鋼開閉橋で、橋の中央部分の 18m が開閉する構造となっている。この橋が開閉橋として設計された理由は、橋のすぐ上流の江湖に集積された木材を積載するために大型船が江湖へ日々通行できるようにするためであった。

この長浜大橋は、現存する国内の開閉橋の中でも唯一現役で活躍している道路可動橋として国の重要文化財に指定されているが、大型船が通行しなくなった今日でも毎週日曜には橋桁を開閉させ往時の姿を偲ばせている。



末永家の住宅



昔日の長浜大橋



現在の長浜大橋

このように江戸時代から近代にかけて繁栄を誇り、湊町としての風情が残る長浜には江戸時代より続く伝統的な二つの祭礼が残されている。

その一つが、地元で「すみよしさま」と親しまれている住吉神社で執り行われる祭礼である。航海する船の安全を守る神を祀る住吉神社は、元和 5 年(1619)に沖浦地区おきうらに祀られていた海士明神みたてやまを対岸の長浜にある御建山麓に勧請したのが始まりで、承応 4 年(1655)大洲藩 2 代藩主加藤泰興によって社殿が造営された。これ以降住吉神社は、藩による再建や修復が行われるだけでなく、藩主による燈籠などの寄進が行われ、大洲藩内における住吉神社への崇敬が厚かったことを物語っている。

現在の住吉神社の社殿は、昭和 44 年(1969)に御建山の裏山へ移転されたものであるが、本殿のみは江戸時代に建てられたそのままの形で移築されている。江戸時代の住吉神社の形態を知る唯一の建物であり、承応 4 年(1655)の建築時及び享保 2 年(1717)の再建時の棟札も残されている。

住吉神社の祭礼では、毎年 10 月の第 2 日曜日に神輿の巡幸が行われている。江戸時代には大洲城下町で行われていた八幡神社の「お成り」と同様に御神幸行列の巡幸が行われていたことが、文化 14 年(1817)の「御神幸行列」の手引書から窺われ、かつては御長柄などに参加する藩士以下地元住民を含む約 120 名が参加していた。

現在の祭礼に江戸時代のような御神幸行列ではなく、神輿が巡幸するのみではあるが、神輿自体は江戸時代当時のものを今でも使用している。神輿の屋根には大洲藩加藤家の家紋である蛇の目紋が施されており、この祭礼



住吉神社の社殿



旧末永家住宅前を通る神輿

が藩と深い結びつきがあったことがわかる。

祭礼は長浜の町内に数か所設置されたお旅所を神輿が巡幸するもので、神社を出発した神輿は、まず長浜大橋入口にあるお旅所へと向かう。このお旅所となっている場所はかつての江湖の入口にあたり、神事の後は仁久^{にぎゅう}地区のお旅所を経由して、対岸にある沖浦の住吉神社へと向かう。

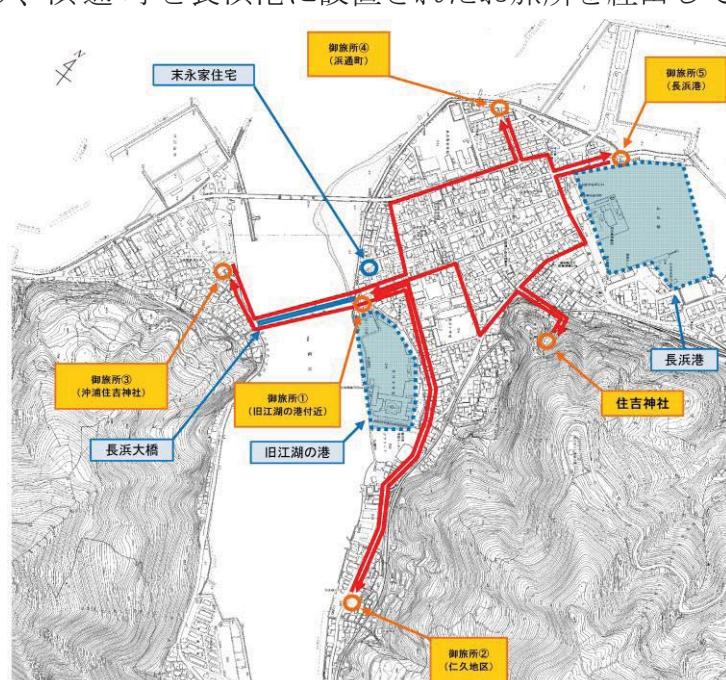
沖浦の住吉神社は慶長年間に漁師によって祀られたことに始まるもので、海士明神と呼ばれ長浜の住吉神社のもとになった神社である。祭礼当日、長浜から肱川を渡御した住吉神社の神輿は、沖浦住吉神社の神輿と共に神社境内に並び置かれると、神事や巫女による神楽が行われる。ここでの神事が終了すると、長浜住吉神社の神輿は再び長浜の町へと戻り、浜通町^{はまとおりまち}と長浜港に設置されたお旅所を経由して住吉神社へと戻る。



沖浦住吉神社に集まった神輿



沖浦住吉神社で行われる神事



住吉神社祭礼の巡幸ルート図

また、もう一つの伝統的な祭礼が「紺屋恵比須」と呼ばれるもので、住吉神社の祭礼の前日にあたる10月の第2土曜日から日曜日にかけて行われている。

この祭礼の起源は不明であるが、昭和27年(1952)に100周年の祭礼が行われていることから、幕末から明治時代に遡るとされている。もともとは、紺屋町の住民や漁師などによって組織された恵比須講が起源とされており、商売繁盛、大漁を祈願するために始められた祭りであった。現在では、昭和45年(1970)に組織された「紺屋町恵比須神保存会」に引き継がれて運営が行われている。

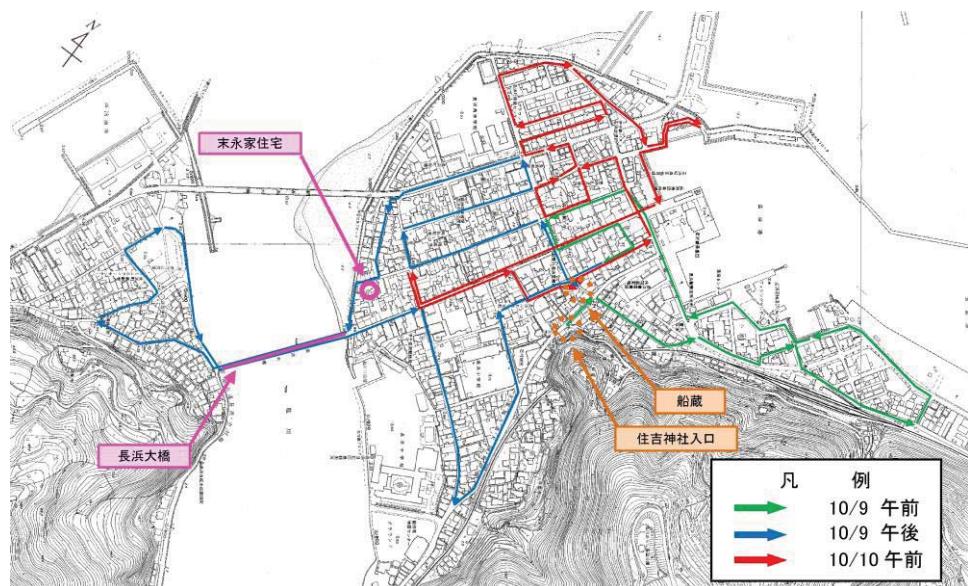
この祭礼の特徴は、「恵比須丸」と呼ばれる船車に恵比須神と鯛を乗せて紺屋町の住民が町中を引き廻すものである。1日目は住吉神社の宮司によって神事が行われたあと、大人たちが一日かけて町中を引き廻し、2日目は紺屋町付近に住む子供たちが町中を引き廻している。



船車を引く子供たち



祭礼に使用される船車



紺屋恵比須の巡幸ルート図

こうした歴史的な建造物が残り湊町の風情が漂う長浜において、江戸時代から続く航行の安全を祈願する住吉神社の祭礼や、商売繁盛や大漁を願う紺屋恵比須は、少しずつ形を変えながらも地元の人々によって守られ、そして引き継がれてきた大切な伝統行事であるとともに、湊町としての町の歴史やその繁栄を物語るものであるといえる。

(4) 中江藤樹と大洲「藤樹学」にみる歴史的風致

現在、「近江聖人」と呼ばれ「日本の陽明学の祖」として全国的に知られている中江藤樹なかえとうじゅ

(1608~1648) は、10歳から27歳までの18年間を大洲藩士として過ごす中で、教育者としての道を歩みはじめた。その後、母親の看病を理由に、藩を脱藩して郷里の近江に帰るが、上級から中級の多くの大洲藩士が学問を学ぶために藤樹のもとを訪ねており、大洲藩における藤樹の存在の大きさが窺われる。

大洲における藤樹の学問や思想を継承し普及させるきっかけをつくったのは、江戸時代中期の陽明学者で大洲藩士となった川田雄琴ゆうきんである。

川田雄琴は、大洲において藤樹生誕百年忌の式典の開催や藤樹の真筆の残存状況などの調査を行うなど藤樹の顕彰を図るとともに、陽明学の振興に全力をそそいだ人物である。その一番の成果として、伊予で初となる藩校「止善書院明倫堂」を建設し、藩学として大洲「藤樹学」を推奨した点が挙げられる。これにより藤樹の学問や思想を顕彰する動きが広がり、これ以降、長く推進されることになるが、このことは江戸時代後期に大洲藩お抱え絵師の手によって藤樹の肖像画が描かれていることからも知ることができる。現在、この大洲藩校「止善書院明倫堂」跡地は大洲市の史跡に指定され、土蔵や区画溝、石垣などが当時の面影をとどめている。

明治時代になっても大洲における藤樹顕彰の動きは継承され続けるが、教育の欧米化が進む一方で儒教を基礎とする道徳教育が重視されはじめ、その代表的な人物に二宮金次郎とともに藤樹が取り上げられると、全国的にもその知名度が増していくことになった。

こうした動きと連動して明治35年(1902)、藤樹を慕いその遺徳を永遠に伝えるため、総裁に元大洲藩主加藤泰秋やすあき、副総裁に元新谷藩主加藤泰令やすのりを迎えて、「大洲藤樹会」が有志によって創立されている。

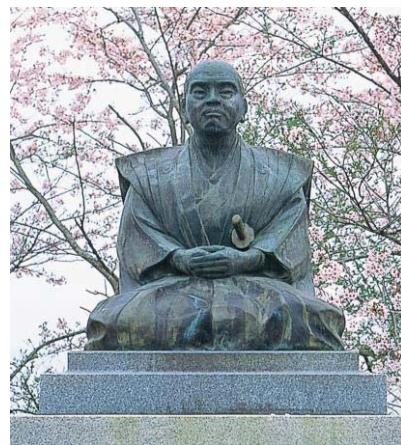
明治43年(1910)、大洲藤樹会では藤樹顕彰における重要な事業として、大洲城天守跡に藤樹銅像を設置している。その除幕式には愛媛県知事をはじめ官民多数が参列し、当時大洲中学校教諭であった堀沢周安ほりさわしうあんが作詞した



中江藤樹の肖像画

唱歌「藤樹先生」を各学校の児童生徒が合唱するなど盛大な式が開催されている。

銅像は大正 14 年(1925)に改鑄され二代目となるが、その後の第二次大戦の中で藤樹の思想が歪曲され軍国主義教育に利用されると、昭和 20 年(1945)には供出され台座を残してその姿を消すこととなる。しかし、終戦後の昭和 27 年(1952)には再び三代目となる藤樹銅像が天守跡に設置されている。



城山公園の藤樹銅像

このように再三にわたって大洲城跡、とりわけ天守跡へと銅像が設置されたのは、大洲城跡が大洲にとって欠かせない象徴的な歴史遺産であることと同じように、藤樹が精神的な崇敬の象徴として位置付けられていることの表れである。

また、今日まで続く藤樹顕彰の活動の一つに、現在大洲藤樹会を中心として実施されている「藤樹まつり」がある。大正 15 年(1926)に町民が藤樹をもっと身近に感じる活動として、大洲城跡の藤樹銅像前で大洲町主導による全町あげての祭りが開催されたのが始まりである。それ以後毎年実施されることとなり、祭り当日町民は各戸に国旗・軒提灯を掲げ、赤飯を炊いたと言われている。戦時に一度中断されるが、昭和 62 年(1987)に再開され現在も毎年実施されている。

現在、藤樹まつりは毎年 11 月 1 日に大洲城跡の藤樹銅像前で実施されており、式典や神事が終わると詩吟の奉納が行われている。



藤樹銅像前で行われる
藤樹まつりの式典



詩吟を吟じる小学生

この時に吟じられるのは藤樹作の「百忍の詩」で、藤樹自身が陽明学に基づく人生観を述べたものである。このような式典のほかにも、藤樹の教えをテーマとした小学生による意見発表会なども行われている。

こうした藤樹顕彰の動きとともに、本市においては学校教育の中にも藤樹の教えや思想を積極的に取り込んだ藤樹教育が全市的に推進されており、市内全ての小・中学校で藤樹の教えを題材にした教本を用いた道徳の授業が行われている。現在使用されている道徳教本は、平成7年(1995)に市内教育関係者により作成されたものであるが、それより以前は滋賀県高島市の教員により作成された昭和46年(1971)発行の副読本『藤樹先生』が用いられていた。

また、藤樹が過ごした屋敷跡のある大洲小学校や大洲高等学校では、「知行合一」、「良知に生きる」などの藤樹の教えが校訓や教育目標に掲げられ、藤樹教育が前面に打ち出されているほか、校歌の中にも「近江聖人の跡とめし」や「近江聖人も育ちけりその行いのあとふみて」といった歌詞が歌い込まれるなど、藤樹邸址校としての誇りが深く根付いている。

大洲小学校にある屋敷跡は、藤樹が少年期を過ごしたとされるもので、現在は石碑が建てられその足跡が顕彰されている。大洲高



小学生意見発表会



現在使用されている道徳教本



至徳堂

等学校にある屋敷跡は、青年期を過ごしたとされるもので、「中江藤樹の邸跡」として愛媛県の史跡に指定されている。敷地内には昭和14年(1939)に100石取の武士の屋敷を模した「至徳堂」と呼ばれる書院が建設されているほか、「中江の水」と呼ばれる江戸時代から伝わる井戸などが残されており昔日の面影をとどめている。

このほかにも、大洲の教育に根付いた藤樹学の深さを示す特徴的な事例が市内4つの学校で見ることができる。校内に建立された藤樹銅像がそれで、大洲・喜多・大成小学校には「少年像」が、大洲高等学校には「青年像」がそれぞれ建立されている。大洲小学校は少年期を過ごした屋敷地であり、^{おおなる}大成小学校のある地域は19歳の時に郡奉行として赴任した地である。また、大洲高等学校は青年期を過ごした屋敷地であり、大洲での藤樹の足跡をたどるように銅像が建立されている。多くの学校で二宮金次郎像であるところを藤樹像としているところが実に大洲らしい特徴である。なお、こうした藤樹像のある小学校においては、登下校に際し藤樹像に頭を下げて通る子供たちの姿を見ることができ、見る人の心を豊かにしてくれる微笑ましい光景であるが、それはまた大洲での藤樹に対する敬愛の深さを象徴する風景でもある。



中江の水



藤樹銅像がある学校の位置図

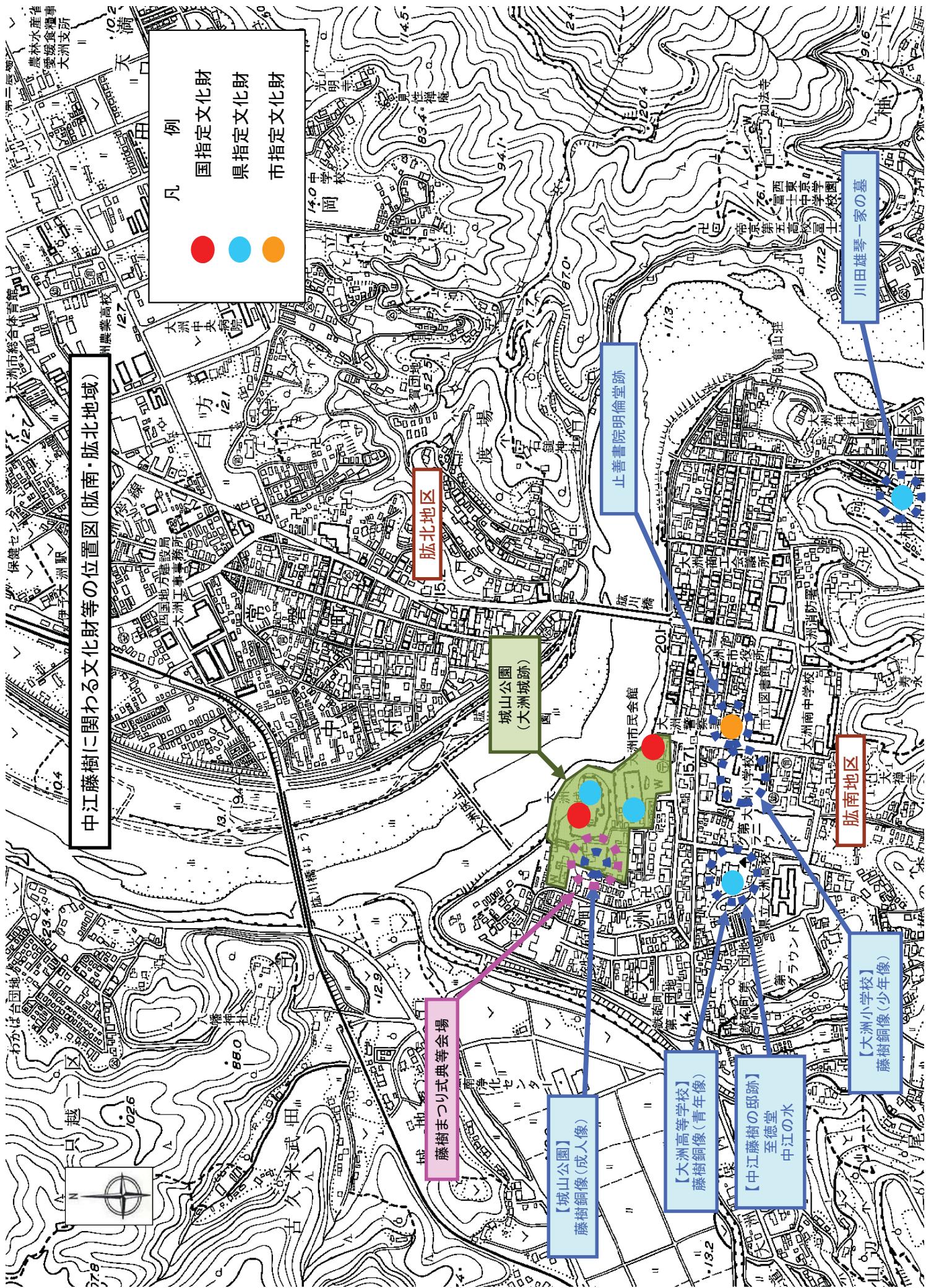


大洲高校の
藤樹青年銅像



大洲小学校の
藤樹少年銅像

このように大洲市では、藤樹の生きた時代から現在に至るまでの約 360 年間にわたって、様々な人々によって藤樹の顕彰が続けられてきた。そのなかで、大洲では藤樹のことを親しみを込めて「藤樹先生」と呼ぶ。子弟教育に熱意を注いだ先人である藤樹に学び続ける姿勢は、大洲の風土や大洲の人心を形作ってきた重要な精神的な柱であると言えよう。



(5) 農村地域の民俗芸能にみる歴史的風致

農村地域に残る民俗芸能の多くは、各村の中心的存在である寺社の祭りと深く関係している。その時期は、稻作などの準備に取りかかる前の春（春祭り）と収穫後の秋（秋祭り）が多く、五穀豊穣や収穫感謝、または鎮魂、清め祓い、厄払い、招福などの祈願に伴って芸能は起こり、人々の生活と密接に関係してきた。

古くから柳沢地区に伝承される「藤縄神楽」（県指定無形民俗文化財）は、今日、柳沢地区を中心とする30程度の神社の春祭りにおいて、「春神楽」と称し、神社拝殿等の神前にて厄除け祈願などを兼ねて奉納されている。

柳沢地区は、大洲市の北東部に位置し、肱川支流の矢落川上流域の谷間に形成された豊かな自然を有する山間集落である。

この神楽は、栗田家に現存する柳沢三島神社での神楽奉納記録「御神楽式」の表紙に弘化2年（1845）と記載されていることから、この時代には既に始められたことが分かる。この資料には藤縄三嶋神社、田処熊野神社、喜多山三嶋神社及び柳沢三島神社のそれぞれの神主とその他の神職9名により奉納されていたことが記述されており、各村を跨いで広い範囲の神社で奉納されていたこと、また元々は神職神楽であったことが分かる。これが、明治以降に神職の手から離れ、地域の神楽師に継承され、現在は「藤縄神楽保存会」により継承活動が行われている。現在、この保存会では、先輩神楽師が後継者を選出し、稻の取り入れ後から年末にかけて練習を行い育成を図っている。

上記の4つの神社の内、田処熊野神社は、口伝によると元和元年（1615）に紀伊熊野神社より勧請奉祀したといわれている。現在の本殿は、桁行1間、梁間1間、流造、向拝1間、瓦葺で、文政元年（1818）に再建され、昭和10



演目「手草」の一場面



神楽奉納記録『御神楽式』

年(1935)と昭和 56 年(1981)に改修が行われている。舞台となる拝殿や神社境内の神楽場は、奉納が行われる際に、四方に注連縄が巡らされ、半紙の切り飾り（鳥居・二見ヶ浦・簾）と御幣を吊り下げ神域とされる。

この神楽は、「前の口(舞の口)、手草、神迎、一番、幣四天、悪魔払鬼四天、妙剣、鈴神樂、神体、古欣、御前、山翁、月日の舞、恵比須大黒の舞、王子の舞、鎮火の舞、弓の舞、薙刀の舞」の 18 種類の演目から構成されており、4 時間余りにわたって演じられる。また芸態としては、素面または着面で、舞幣、櫛、 笹束、舞鈴、扇、刀、弓矢、薙刀、盆、蠟燭などの採り物を手に、太鼓、締め太鼓、すり鉢、笛を楽器として舞う。舞は足数、歩幅が定まっていて、素朴なうちに厳肅なものや、勇壮を感じさせる激しい舞である。

「恵比須大黒の舞」、「悪魔払鬼四天」、「鈴神樂」などの一部は、観衆と戯れたり、曲芸で人々の心を引きつけたりするなど見せ場が多く、過度に娯楽化が進んだ箇所が見受けられる。これは、継承の中で近代的変質を経て今日に至ったものであるが、逆にこの娯楽化がこの地域の神楽文化の継承に果たした役割は大きく、地域の人々は神楽場の周りに見物席を設け、酒食をしながら見物するなど、この地域の春の風物詩となっている。



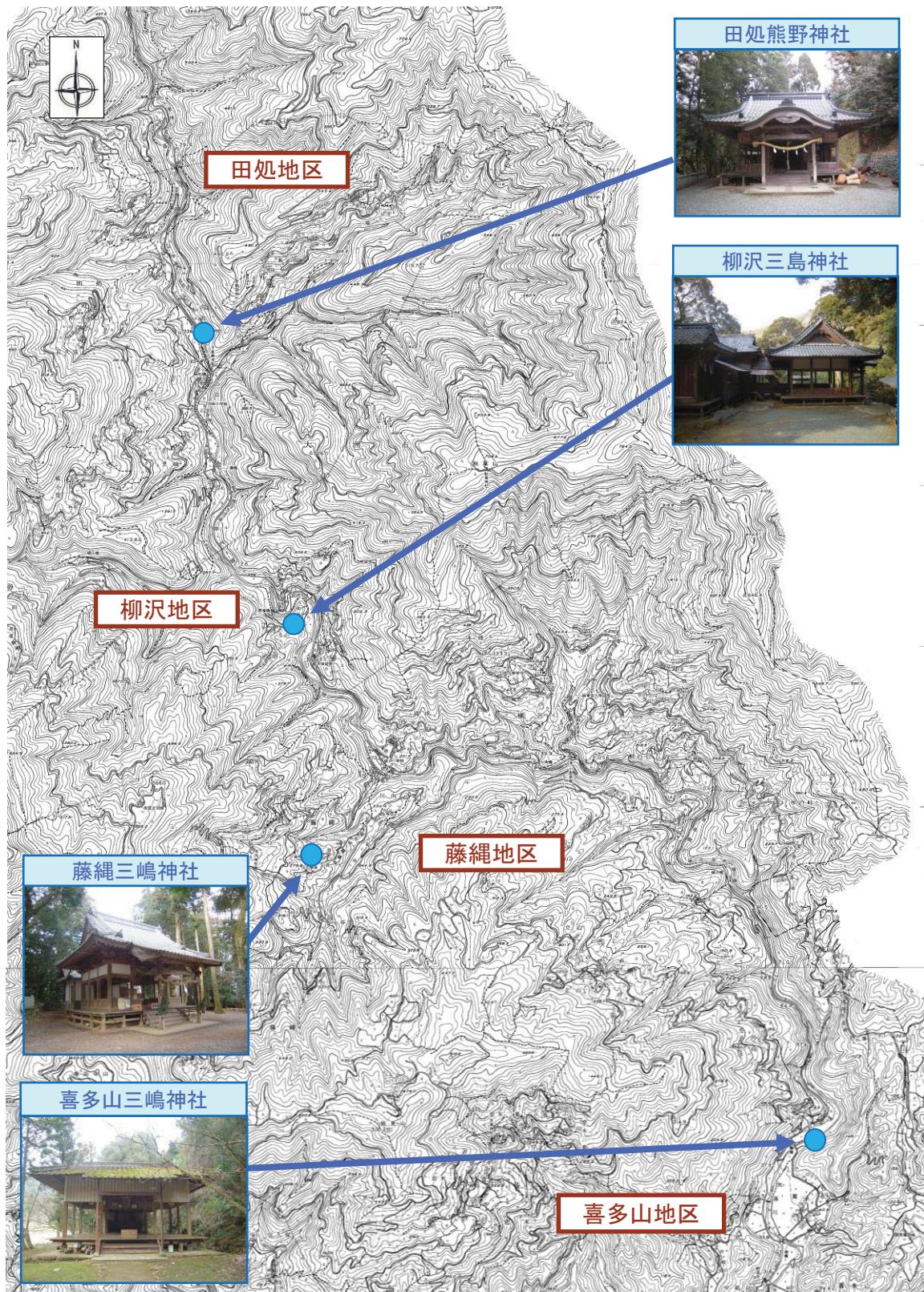
田辺熊野神社の本殿



演目 「悪魔払鬼四天」の一場面



演目 「恵比須大黒の舞」の一場面



藤縄三嶋神社、田処熊野神社、喜多山三嶋神社及び柳沢三島神社の位置図

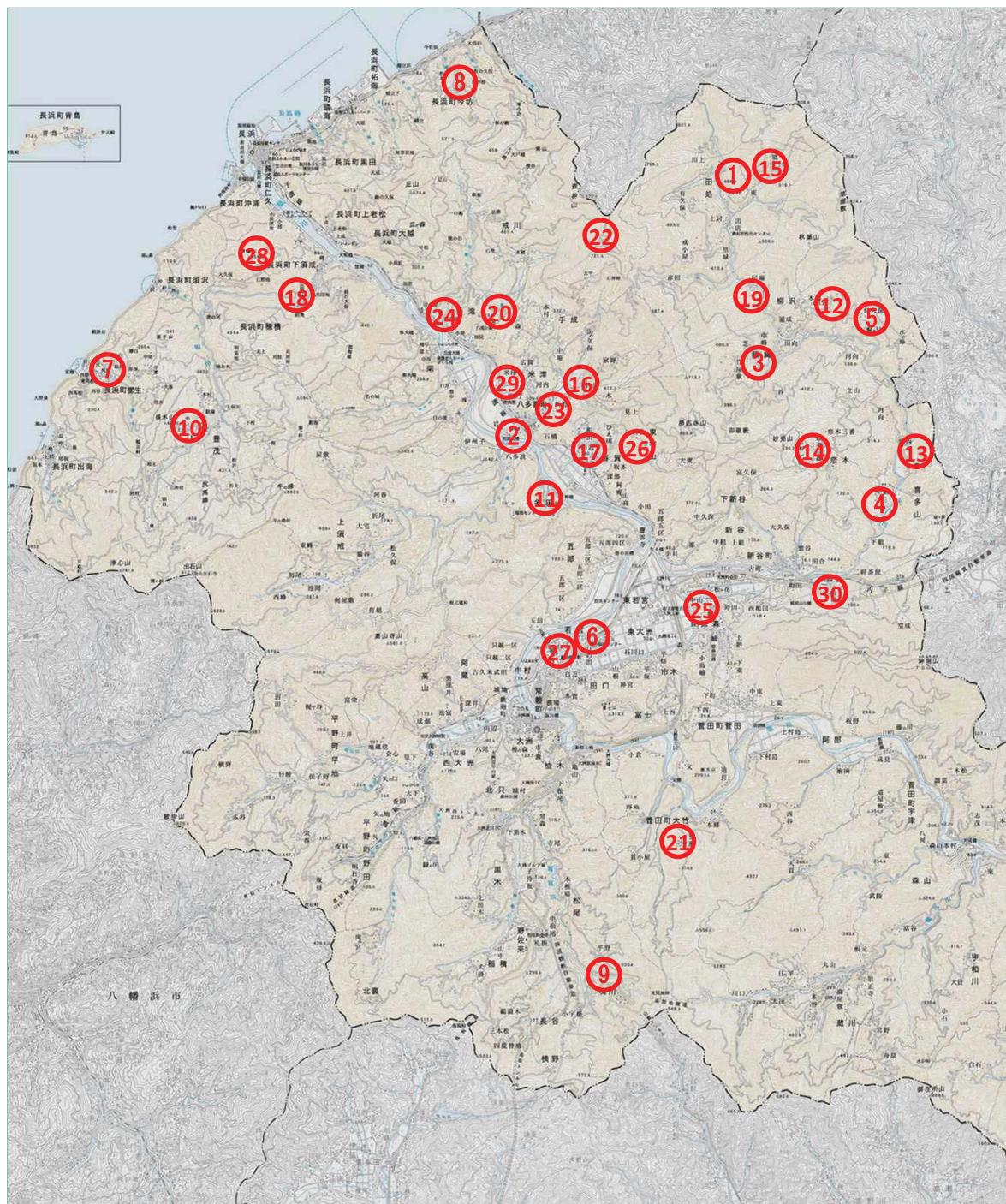
表 藤縄神楽の現行演目とその構成概要

	現行の演目名	『御神楽式』の演目	役 名	衣 装	人 数	採り物
1	前の口(舞の口)	舞之口		鳥帽子・狩衣	1	扇・手草葉(笹)
2	手草	手草		鳥帽子・狩衣	2	扇・舞幣・手草葉(笹)
3	神迎	神迎		鳥帽子・狩衣	4	扇・舞幣
4	幣四天	四殿		鳥帽子・狩衣	4	扇・四天幣
5	一番	一番		鳥帽子・狩衣・面	1	扇・舞幣
6	古欣・戸引出	古近・戸引出	翁	頭巾・翁面・狩衣	2	扇・奉幣・舞幣
			手力男命	面・陣羽織		刀・扇・舞幣
7	月日の舞	—		鳥帽子・白衣	1	舞幣・扇・ 日の盆・月の盆
8	御前	御崎		鳥帽子・狩衣	2	榊・舞幣・扇・折敷
9	山翁	山王	手力男命	面・陣羽織	1	舞幣・扇・刀・被り物
10	鈴神楽	神楽	天宇受賣命	天冠・面・白衣・千早	2	舞鈴・扇・榊
			手力男命	面・陣羽織		刀・扇・岩戸の幕
11	神体	神体	天照大神	天冠・面・千早	1	榊・扇・笏・岩戸の幕
12	恵比須大黒の舞	—	恵比須	頭巾・恵比須面・ 陣羽織	2	舞幣・扇・釣竿
			大黒	頭巾・大黒面・格衣		
13	王子の舞	—	五行神	鳥帽子・はんこ	5	扇・舞幣・三方
			大臣	鳥帽子・陣羽織		剣・小旗・弓・矢
			勅使	頭巾・翁面・陣羽織		扇・御幣
14	悪魔払鬼四天	魔払・鬼	四天王	鳥帽子または鉢巻・ はんこ	5	刀・扇・木刀・舞幣
			鬼	鬼面・裁着け袴		手草葉(笹)・ 六尺棒・舞幣
15	弓の舞	弓		鳥帽子・はんこ	1	弓・矢
16	鎮火の舞	鎮火		鳥帽子・はんこ	2	扇・蠟燭
17	薙刀の舞	—		鉢巻・白衣・たすき	1	舞幣・扇・薙刀
18	妙剣	妙見		白衣・陣羽織	1	刀

※『御神楽式』には、上記の他に「神祇」の演目が含まれているが、現在は舞われていない。

表 平成22年の「藤縄神楽」年間活動状況

奉納日	地区	No.	神社名	奉納日	地区	No.	神社名	奉納日	地区	No.	神社名
2/11	田処	1	熊野神社	4/4	喜多山	13	三嶋神社	5/3	白滝	24	丸山神社
2/17	八多喜	2	祇園神社	4/5	恋木	14	天満宮	5/4	徳森	25	太郎神社
2/28	藤縄	3	三嶋神社	4/10	田処	15	新田神社	5/5	東宇山	26	天満宮
3/14	喜多山	4	春日神社	4/11	八多喜	16	登尾神社	5/8	若宮	27	神明神社
3/18	柳沢	5	河内神社	4/17	春賀	17	厳島神社	5/9	斎藤山	28	石鎚神社
3/21	若宮	6	山神神社	4/18	下須戒	18	大元神社	5/16	米津	29	三嶋神社
3/22	櫛生	7	三嶋神社	4/20	柳沢	19	三島神社	5/23	新谷	30	金毘羅神社
3/27	今坊	8	新田天満宮	4/23	戒川	20	三嶋神社	5/28	田処	1	熊野神社
3/28	梅川	9	天神社	4/24	田処	1	熊野神社	5/29	田処	1	熊野神社
3/30	豊茂	10	三嶋神社	4/25	菅田	21	大竹神社	6/11	田処	1	熊野神社
4/2	多田	11	一渕神社	4/28	田処	22	壺神神社	6/12	田処	1	熊野神社
4/3	柳沢	12	一宮神社	5/2	八多喜	23	三嶋神社				



「藤縄神楽」が奉納される神社位置図

この他にも市内の農村地域には、多くの民俗芸能が継承されており、神社等を舞台として、例祭等において奉納が行われている。これらの民俗芸能は次のとおりである。



農村地域に残る民俗芸能と奉納される神社の位置図（藤縄神楽を除く）

かわべしめ
「河辺鎮縄神楽」（県指定無形民俗文化財）は、山鳥坂岩谷地区の人々により伝承されてきたもので、旧暦10月最後の亥の日に、松島神社の例祭において奉納されている。

岩谷地区は、肱川中流域にあり、面積のほとんどを森林が占める山間の農村集落である。この地区に

ある松島神社は、五穀豊穣の神、商売繁盛の神として、地域の氏子に大切に祀られている。現在の社殿は、明治元年(1868)に再建されたものである。その建築様式は、入母屋造の妻入、瓦葺で、本殿と2間四方の拝殿が一体となった構造である。当該神楽は、その2間四方の拝殿で行われていたが、手狭であったため、平成元年に社殿へ隣接する形で神楽殿を建築している。

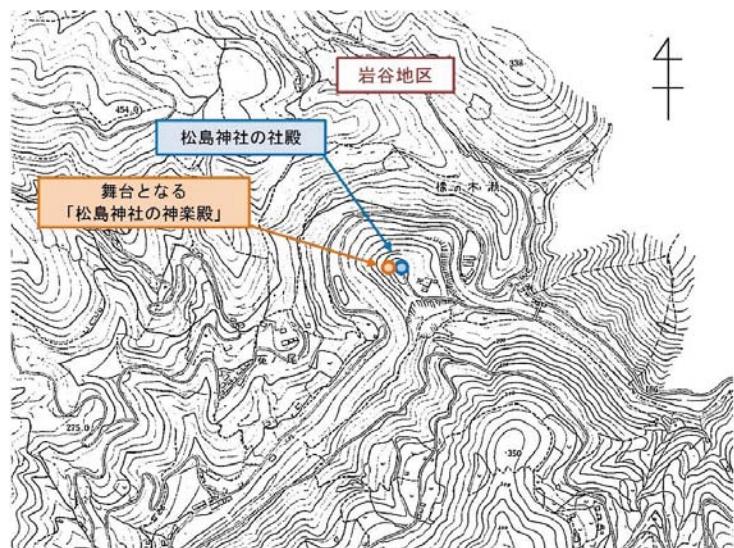
河辺鎮縄神楽は、残されている神歌本の記述を見ると享保元年(1716)より以前に、当時の神主だった和氣氏が日向に行き、岩戸神楽を見て非常に感動したことから、自らその神楽を習い、この地区の氏子に舞方を広めたことが起源とされている（『肱川町誌』）。そのため日向神楽の色合いが強く、衣装は清楚な白衣白袴や狩衣に烏帽子、半臂類を身に付け、持ち物も幣、木綿垂手、玉串、手草などを用いて舞うものが曲目の大半である。神楽の中心は

「天の岩戸開き」にあり、祝詞は長く丁重に奏上され、舞は莊重かつ勇壮である。天照大御神が登場する場面では、その場にいる全員が拍手を連打し、再拝する姿が見られる。

岩谷地区の集落に実りの秋がもたらされる頃になると、松島神社を取り囲む鎮守の森から軽やかなリズムの笛や太鼓の音が漏れ谷間でこだまする。



河辺鎮縄神楽



松島神社の位置図

「子供ねり相撲甚句」(市指定無形民俗文化財)は、大洲市西部の山間地にある上須戒地区で伝承される伝統芸能で、毎年10月25日に行われる大元神社と天満神社の例祭で奉納されている。この芸能は、世話人政所和五郎（明治22年(1889)3月14日没80歳）と墨書された相撲甚句の衣装入れの柳行李^{やなぎごうり}があったのを、昭和の初めに新しいものへ取り替えたことから、江戸時代の末期には既に奉納されていたとされている（『大洲市文化財調査書集』）。

奉納が行われる天満神社の本殿は、桁行3間、梁間3間、流造、向拝2間、銅板葺で、明治12年(1879)に再建されたものである。

この子供ねり相撲甚句は、化粧回しを付けた力士に扮した小学生10名が円陣となり、行司に扮する小学生2名の文句に合わせて、囃しを入れて練るものである。行司は民謡調で呼びかけるように唄い、踊り子は唄に合わせて踊りを変え、囃しも行司も文句に左右される。全体としては4部から構成されており、第1部四股踏み、第2部甚句踊り、第3部東西文句、第4部弓取り式の順序で行われる。この地域独特の節回しに加え、子供たちが演じる姿には無邪気さと素人くさが見られ、ほほえましく素朴さを感じる芸能である。

この忠実に伝承される子供ねり相撲甚句からは、収穫の良し悪しを神に委ねた農村集落における神と人との深い関わりを窺うことができる。



子供ねり相撲甚句



天満神社、大元神社の位置図

「豊茂五ツ鹿踊り」、「豊茂郷獅子舞」、「豊茂越後獅子」は、豊茂地区の三島神社の秋祭りで奉納される伝統芸能である。豊茂地区は、肱川の下流域に位置し、肱川の支流である大和川上流の山間部にある農村集落である。昔から、地区を東西南北の4地区に分けており、南部の朝日・奥地区には「豊茂五ツ鹿踊り」、西部の郷地区には「豊茂郷獅子舞」、東部の東地区には「豊茂越後獅子」がそれぞれ受け継がれ、市の無形民俗文化財に指定されている。

豊茂三島神社の社殿は、平治元年(1159)に造営されたが、火災に罹り、嘉永元年(1848)に再建されたもので、本殿は、桁行1間、梁間1間、向拝1間、流造、銅板葺である。

「豊茂五ツ鹿踊り」は、天保12年(1841)、^{まるまたしちさぶろう}丸又七三郎が近隣の保内町に行って習い、地区の人々に広めたことが起源とされている(『ながはま風土記』)。鹿の頭に布を付け、その内で太鼓を叩きながら、笛の音色や唄に合わせて動作を行う。独特なリズムで太鼓を打ち、それに合わせて舞う様は、鹿の動きを彷彿させ躍動感と勇壮さを感じさせる。

「豊茂郷獅子舞」は、天保7年(1836)頃から始まったとされている(『愛媛県民俗芸能緊急調査報告書』)。舞には雄獅子舞と雌獅子舞があり、獅子には子供が扮する猿と狐がつき、獅子の格好を真似して舞う姿はユーモラスである。雄獅子舞は継ぎ獅子のため勇壮さがあり、雌獅子舞は笛と太鼓の軽やかなテンポに合わせてリズミカルに舞われる。



豊茂五ツ鹿踊り



豊茂郷獅子舞

「豊茂越後獅子」は、大正 6 年(1917)頃、隣接する上須戒地区で獅子舞を習い、地区に持ち帰り踊っていたが、舞の内容があまり映えないと感じ、昭和 6 年(1931)頃、近隣の八幡浜市から指導者を呼び教わったことから、現在の越後獅子の原型ができたとされている

(『愛媛県民俗芸能緊急調査報告書』)。獅子には、赤獅子と青獅子があり、両獅子が並んで同じ振り付けで舞うものである。赤獅子は無病息災、青獅子は家庭円満をもたらすと言われており、縁起のいい郷土芸能である。

秋祭り当日は、午前中にそれぞれの地区で家々を回り、午後から三島神社の境内に集まり五穀豊穣を祝って奉納が行われる。

これらの芸能の舞台となる三島神社の周辺には、階段状に造成された田畠や山の斜面に張り付くように建つ民家が見られ、農村ならではののどかさを感じる一方で、収穫の良し悪しを神に委ね、厳しい自然と格闘する姿が偲ばれる。



豊茂越後獅子



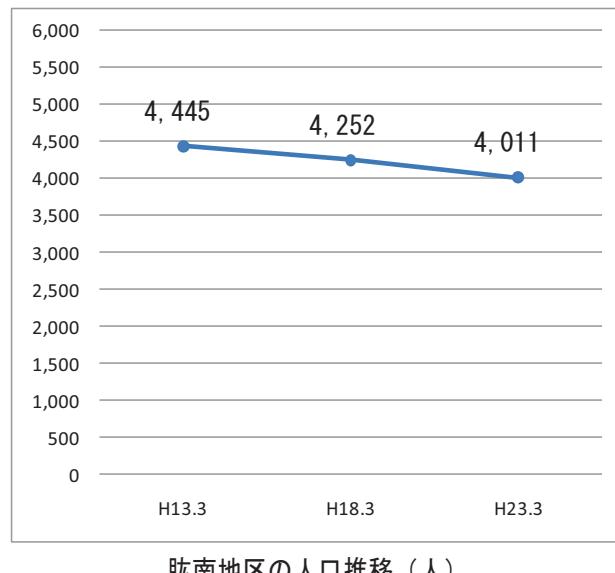
豊茂三島神社の位置図

2. 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物と町並みの保全に関する課題

大洲城から肱川沿いに東へと延びる市街地は、近世城下町の特徴である短冊状の町割りを良く残し、その町割りをベースとして明治・大正・昭和時代の建物が連なっている。しかしながら、これらの建造物群に関しては総合的な学術調査も行われないまま現在に至っており、その価値を十分に把握できていない。

現在、こういった市街地環境を有する肱南地区は、人口減少に伴い空き家と空き地が増えている。特に、明治・大正時代の建造物がまとまって存在する「おはなはん通り」周辺の町並みについても、近年、建築物の取り壊しが進み、空き地化が急速に進行している。またこれらの建築物は、生活利便性の向上を目指して現代的なものに改築されたり、歴史的な趣を損ねるような改装がされたりしているものも数多く見られ、歴史的な町並みの連續性を失いつつあり、町並みに係る規制と支援の枠組みがまだ十分ではない。



肱南地区の人口推移（人）



「おはなはん通り」周辺の平成11年以降に取り壊された歴史的な建築物の位置図



「恵比寿町通り」の歴史的な建築物の取り壊し前後の状況

(2) 文化財等の保全及び周辺環境に関する課題

市内には、重要文化財である大洲城の4つの櫓や如法寺仏殿を始めとする江戸時代の名残を今に伝える文化財が数多く残っているが、これらについての学術調査は未だ十分ではなく、適正な価値付けと保存が図られていないものもある。

その中でも、大洲城跡は大洲地域の歴史や伝統を語る上で象徴的な存在であるが、明治以降その大部分が民地として管理されていたという特異な歴史を有しているため、県指定史跡とされている区域は、本丸を中心とした約1.3haの広さに留まり、極めて不整形な形状をなしている。

市では、平成15年度に県指定史跡を含む約4.0haを都市計画公園に決定し用地の買収と整備を進めてきたが、特に民地であった部分については発掘による調査が進んでおらず、適正な価値付けと適切な管理が行われていない。

また、公園計画区域の整備が進んでいない箇所には、大洲城跡としての歴史的な景観に馴染んでいない公共施設がある。

さらに、城跡内の石垣については、所々において孕み出しや石の抜け落ちが見られ、今後、孕みやズレによる変形が増大し、来訪者に危険が及ぶ恐れがある。

また、城跡内に植栽され公園施設の一部として管理している樹木の多くは、明治時代以降、特に昭和時代に觀賞用に植えられたものが多く、それらの中には大洲城の眺望景観を害しているもの、寿命を迎えて枯れかけているもの、病気



大洲城天守を覆い隠すケヤキ

に冒されているものもある。また石垣の天端付近に植えられたものは、根を深く張り石垣に悪影響を与えているものが多く、樹木の適切な管理ができていない。

また、城山公園内にある説明板・案内板は盤面の色あせが著しく、説明が十分に伝えられない状態にある。このことは、城山公園内のものに限らず市内に設置されている文化財等を紹介するものも同様で、老朽化が進んでおり、支柱等が腐食しているものも多い。特に観光客が多い肱南地区には案内板が数多く設置されているが、それらが設置された年代は様々でデザインに統一性がなく、周辺の景観に馴染んでいないものもある。



老朽化した文化財の説明板

(3) 市民意識の向上と伝統文化の担い手に関する課題

市内に残る多くの伝統行事や伝統芸能などは、若年層の減少により担い手が不足し、これに伴い継承者の高齢化が進んでいる。このため行事を担う中核団体等の弱体化が問題となっており、休止に追い込まれた伝統行事も多くある。この問題は、市民の地域に対する歴史認識の低下とも密接に関係しているが、地域の歴史や文化などを学習する機会と場所が不足していることもその一因となっている。

また、景観計画などを通じて地域の歴史・風土とその育んできた風景の保全の重要性を周知し、具体的な環境の保全・創造に向けた取り組みを推進しているが、児童・生徒への地域学習の充実や生涯学習における学習機会の拡充についてもまだ十分ではない。

3. 既定計画のまちづくり方針との関連性

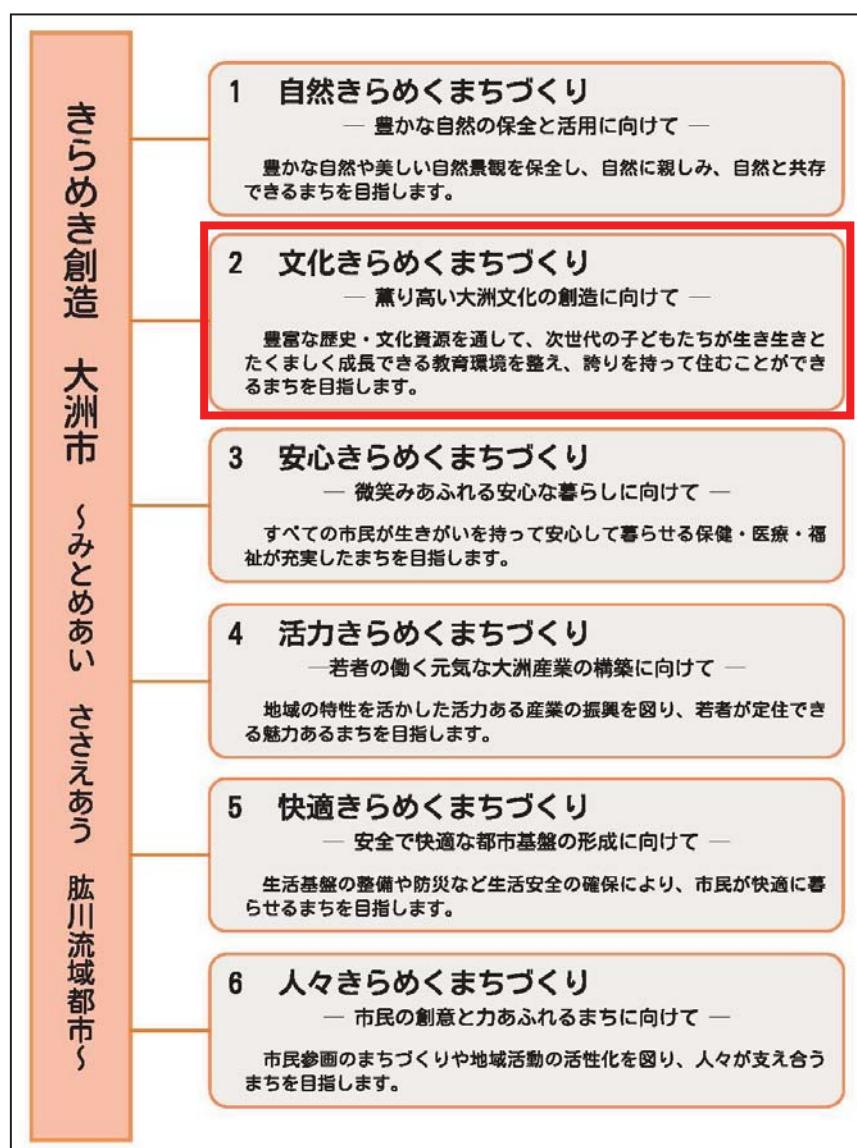
(1) 大洲市総合計画

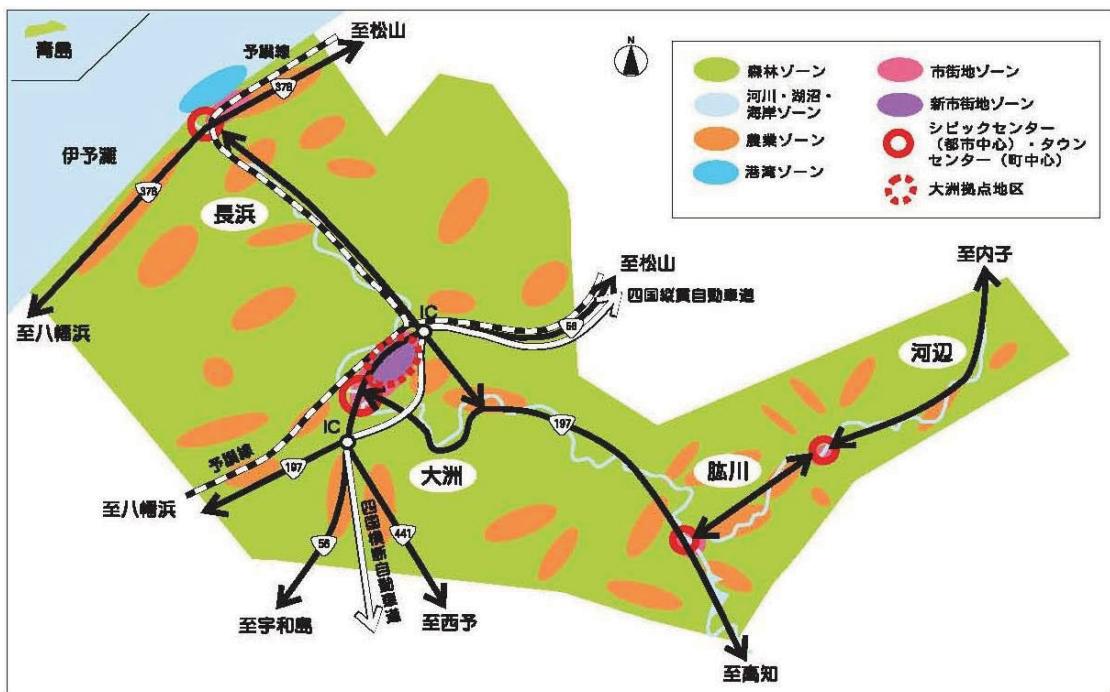
大洲市総合計画は、平成19年(2007)3月に策定され、平成19年度から平成28年度までの10カ年を計画期間としている。

当該計画では、市の将来像を「きらめき創造 大洲市 ～みとめあい ささえあう 脇川流域都市～」と定め、市民と行政が力をあわせ、市民一人ひとりが美しくきらめく自然環境の中で支え合いながら暮らし、創造的に働き、心豊かな生活の実現を図れるまちづくりを進めるため、6つの「まちづくりの基本目標」を掲げている。

大洲市歴史的風致維持向上計画は、その「まちづくりの基本目標」の一つとして掲げられている「2 文化きらめくまちづくり」の実現に向けた計画の一つに位置付けられる。

まちづくりの基本目標





土地利用基本構想図

(2) 大洲市都市計画マスタープラン

平成 20 年(2008)1 月に策定した大洲市都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市像を想定して将来ビジョンを設定しており、平成 17 年(2005)を基準年次とし、平成 37 年(2025)を目標年次としている。

当該計画では、将来のまちをイメージしたまちづくりのテーマを「清流肱川が結ぶ 山・川・海と歴史に包まれた快適活動都市 大洲」としており、それに向けたまちづくりの方向性を以下のように示している。

＜まちづくりのテーマ＞

清流肱川が結ぶ 山・川・海と歴史に包まれた快適活動都市 大洲

＜まちづくりの方向＞

◊ 安全・安心のまちづくり

肱川の洪水をはじめとした災害への対策の強化、超高齢社会に対応した保健・医療・福祉等の充実、若者の定住促進などによって、コミュニティの強化を図り、安全・安心のまちづくりを目指します。

◊ 快適に活動できるまちづくり

雇用促進につながるバランスの取れた土地利用の形成、中心市街地の活性化、都市施設の整備、中心市街地と各地域を結ぶ快適で利便性の高い交通体系の形成などによって、誰もが快適に活動できるまちづくりを目指します。

◊ 地域の魅力を活かした個性あるまちづくり

地域に培われてきた固有の歴史・文化や豊かな自然的環境を保全・活用することによって、その魅力を活かした個性あるまちづくりを目指します。

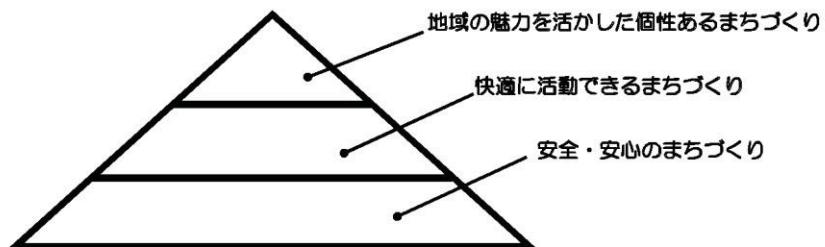


図 まちづくりの方向のイメージ

大洲市歴史的風致維持向上計画は、「まちづくりの方向」の一つとして掲げられている「地域の魅力を活かした個性あるまちづくり」の実現に向けた計画の一つに位置づけられる。

(3) 大洲市景観計画

本市では、大洲という「まち」の美しい姿・風土を将来に向けて守り、育てていくために、「大洲市景観計画」を平成21年(2009)3月に策定した。

大洲市の景観計画においては、「景観」を永々と営まれてきた地域の歴史の中で形作られた「まちのかたち」に、今を生きる人々の営みが重なり、新しい景色が重なることで、出来上がった「風景」と、それらを育んできた地域の風土、歴史等を合わせた一つの概念としてとらえている。

そのような概念を踏まえ、景観計画の中では、全市的な見地から「良好な景観形成に関する方針」として、7つの方針を掲げている。

【方針1】美しい河川景観を保ち、周辺の緑等との調和に配慮し、親しみのある景観を育む

- ・肱川を中心とする河川の水質保全・浄化に努める。
- ・伝統的な河川構造物などの必要性を理解し、適正な保全に努める。
- ・河川沿いの緑の保全、護岸・後背地の建築物の形態・意匠に一定のルールを付与する。
- ・河川に浮かぶ建造物に一定のルールを付与する。

【方針2】自然と調和した景観を適正に保全し、自然を活かした美しい景観形成に努める

- ・田園風景、山村風景、河辺の風景など、多種多様な自然景観をそれぞれの個性を大切にしながら保全していく。
- ・自然環境の適正な保全を実現するためのサポート組織として、民間主体でのボランティア組織の育成に努めるとともに、学習機会の拡大に努める。
- ・重要文化的景観についての研究を深め、その対象となりうる優れた自然景観の選定に取り組む。

【方針3】各地域に残る文化遺産や固有の景観資源を活かした個性的な景観形成に努める

- ・地域を代表する景観資源の調査、確認を行い、景観重要建造物・樹木の指定などを視野に入れた保全策の検討を行う。
- ・地域景観の特性を把握するため、地域の歴史・文化に関する学習機会の拡大に努める。

【方針 4】身近な場所での緑化事業に積極的に取り組み、緑にあふれた景観形成に努める

- ・市街地を中心とした沿道緑化や、観光動線上にある拠点の緑化に積極的に取り組む。
- ・住宅街等での身近な緑化活動に関し、住民の主体性を喚起する。
- ・公園・緑地の管理に関する住民の主体的な取り組みを啓発する。

【方針 5】それぞれの歴史に裏付けられた町並み景観について、歴史認識を深めつつ、安らぎに満ちた景観形成に努める

- ・市民の歴史認識を啓発するためのサイン整備や、学習イベントの開催に努める。
- ・伝統的な町並み等での建築行為に一定のルールを付与する。
- ・伝統的建築に係る工事・工法の推奨と技術の保全に努め、補助制度の継続・新設も検討する。

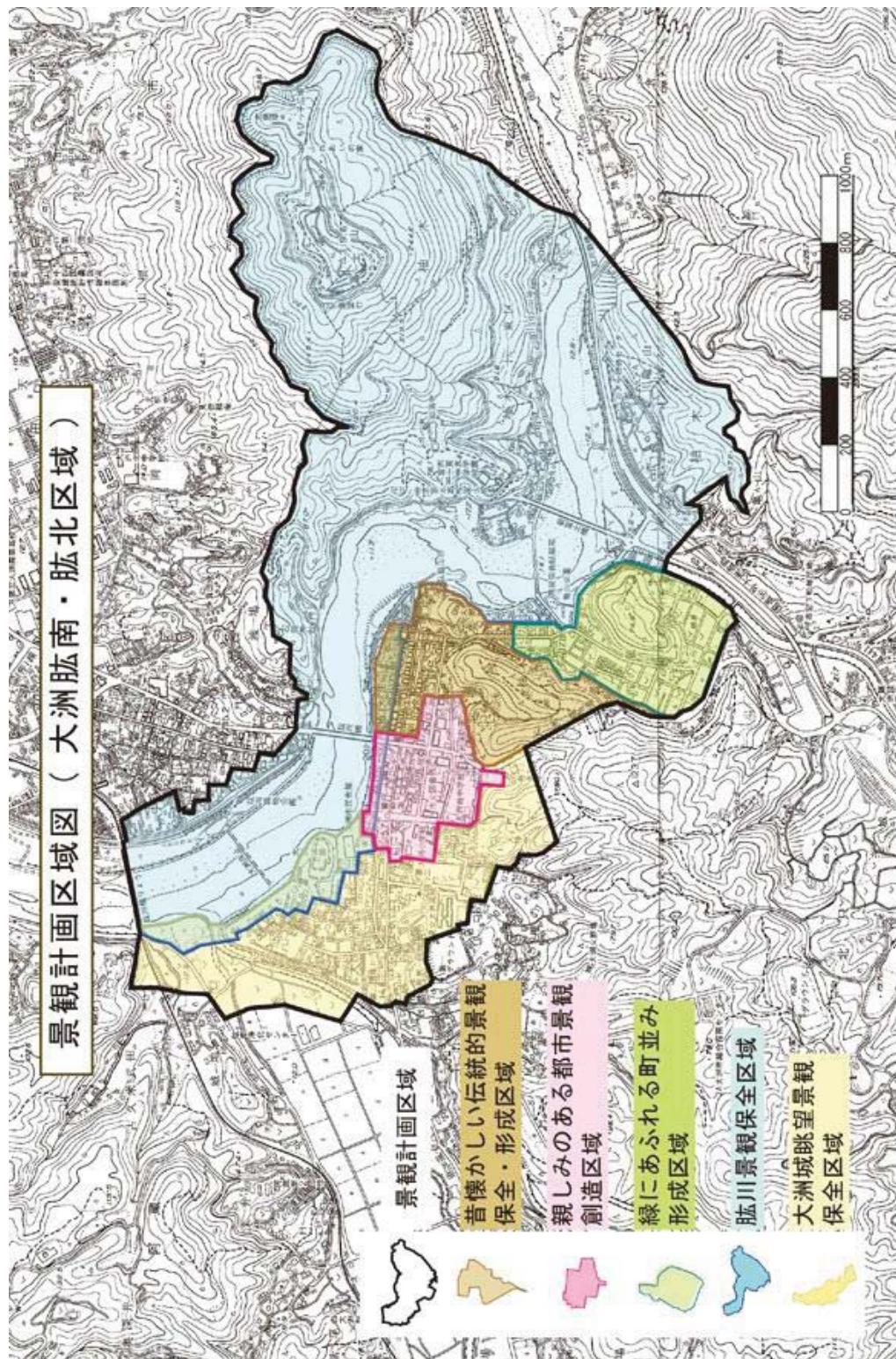
【方針 6】賑わいのある都市景観を豊かな景観とした育む

- ・市街地や郊外における屋外広告物に、一定のルールを付与する。
- ・市街地における建物の色彩・高さなどに一定のルールを付与する。
- ・市街地に蓄積された生活利便性を担保しながら、環境にも配慮した「生活空間」としての都市景観の形成に努める。

【方針 7】地域を代表する象徴的な景観としての眺望景観を保全・改善しながら、個性的かつ魅力的な景観として育む

- ・地域ごとに、その特性を象徴する眺望景観を選定し、景観の持つ魅力を堪能できる視点場を設定した上で、その周辺環境に一定のルールを付与していく。

また、大洲市景観計画では、第1段階として、大洲の城下町としての歴史的な風情が残る肱南地区を中心とする約290haに景観計画区域を設定している。さらに、この区域の中を、地域ごとの実情や歴史的背景に配慮して5種類の区域に細分化し、各区域の景観形成の方針を定め、建築行為に係わる規制等を行っている。



4. 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

本市の歴史的風致の維持・向上に係わる各種計画、課題を踏まえ、本市固有の歴史的風致の維持・向上を図るために、基本方針を以下のように定める。

(1) 歴史的な建造物と町並みの保全に関する方針

城下町の風情を色濃く残す肱南地区などの歴史的な町並みについては、総合的な学術調査を行った上で、伝統的建造物群保存地区制度の活用など適切な価値付けと面的な保全を図る。また、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要な建造物のうち、現時点で文化財として指定または登録されていない建造物については、その価値を明らかにし、その価値付けに基づき、文化財としての指定または登録、「景観重要建造物」、「歴史的風致形成建造物」への指定について検討し、適切な保存と活用を図るとともに、町並みの保全に対し、より有効な支援制度について検討を行う。

また、現在利用されていない町家・蔵などの建築物については、官民協働で有効活用を図るための方策に関して検討し、その歴史的な町家や蔵の持つ価値を再認識・再発見してもらう取り組みを行う。またそれら建築物の外観と室内空間の良さを残しつつ、耐震補強等による安全性を確保する手法の紹介・提案について、民間事業としての取り組みを支援する。



町家（蔵）を活用した店舗（おはなはん通り）

(2) 文化財等の保全及び周辺環境に関する方針

歴史的風致の維持及び向上を図る上で、核となる歴史的建造物のうち、既に文化財として指定または登録されているものについては、さらなる保存と活用の強化に努める。なお、その価値付けについては、順次見直し、調査の上で、適切な価値付けと保存を図ることとする。

特に、大洲地域の中心的存在である城山公園は、既に指定を受けている櫓などを有するほか、江戸時代から残る石垣も良好な形で現存し、多くの文化財が存在しているが、現時点で損傷が確認できるものもあるため、必要に応じた調査を行い、修理が必要なものについては、関係部局が連携し、来訪者・利用者の安全性と快適性を確保した適切な保全を図っていくこととする。

また、公園計画区域内に残る民地については、計画的な買収を図るととも

に、公園として整備を進める中で、適宜、発掘調査等による学術調査を行い、必要に応じて、県指定史跡範囲の拡大などを視野に入れた適切な保全を図る。公園内にある樹木については、石垣への影響、眺望景観の阻害などの観点から整理を行い、伐採・移植・新植等の必要な措置を講ずることとし、文化財の説明・案内看板については、老朽化しているものは改修し、不足箇所へは新設等により、来訪者の大洲城跡への理解の向上を図ることとする。

さらに、それら文化財を核とした「文化きらめくまちづくり」を効果的に推進するため、文化財周辺の道路、公園、駐車場などの公共施設については、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局が緊密に連携し、文化財との調和を図りながら歴史と自然豊かな町としての風情に合わせた整備の推進に努める。

なお、その外観が歴史的な景観を損なっている公共施設については、景観上での文化財との調和を図りながら、改善を検討し実施していく。また、特に観光客の多い肱南地区に設置された案内板については、その地域の風致に調和したデザインの統一を図る。

(3) 市民意識の向上と伝統文化の継承に関する方針

市民に当地域の歴史を再認識できるよう「文化財とその周辺の環境との関係性」を説き、その一体的な整備と活用についての理解を高めるために、市の歴史や文化財に関する展示・解説に加え、来訪者自らが体験し学習できるような施設の整備を図るとともに、学習機会の充実を図って行くこととする。また、効果的な学習環境を充実させるため、文化財そのものを活用した、あるいは史跡そのものを舞台とした市民参加型のイベントや学習会の充実・新設を検討する。

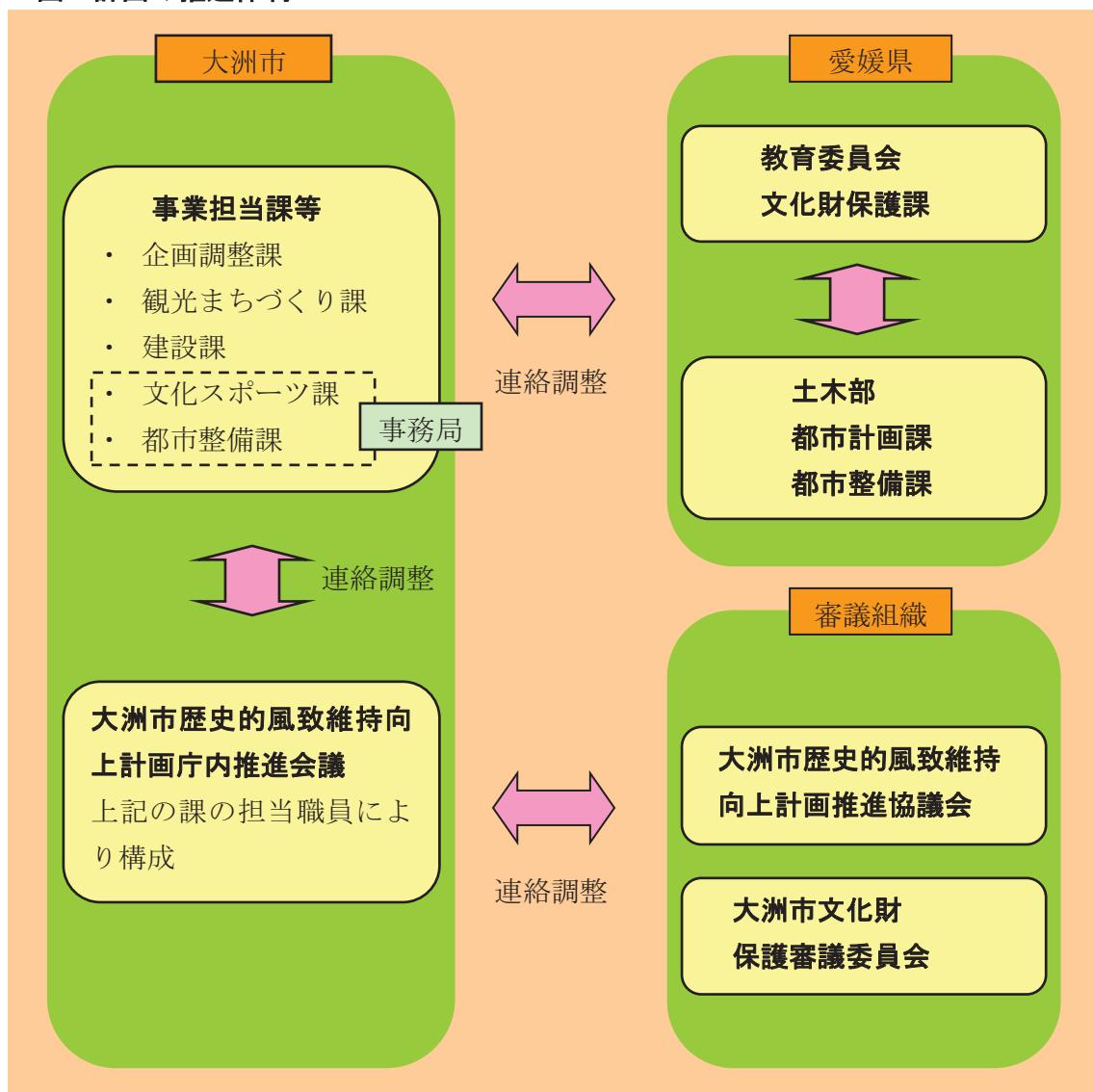
歴史的風致を形成する伝統行事、伝統芸能などを後世に継承していくために継続的な広報活動を通して担い手の確保を図り、その育成を目的とした組織の育成・支援を実施する。必要に応じ、ソフト系の支援制度の拡充についても検討・実施していく。

5. 計画の推進体制

本計画の推進体制としては、計画策定の際に構成した庁内委員会をベースに、新たに庁内の横断的な組織として「大洲市歴史的風致維持向上計画庁内推進会議」を設置した。この推進会議を通じて、文化財保護担当部局の文化スポーツ課と、まちづくり担当部局である企画調整課、観光まちづくり課、建設課及び都市整備課が、密接に連携し、連絡調整を行いながら計画を実施することで、歴史的風致の維持及び向上をより一層効果的に推進することができる。

また、愛媛県教育委員会文化財保護課、愛媛県土木部都市計画課及び同部都市整備課と連絡調整を行いながら実施していく。さらに必要に応じて、文化財保護審議委員会に意見照会を行うとともに、本計画の推進や景観の向上に対して協議を行う「大洲市歴史的風致維持向上計画推進協議会」を新たに設置し、連絡調整及び意見照会を行い、より一層効果的な計画推進を図ることとする。

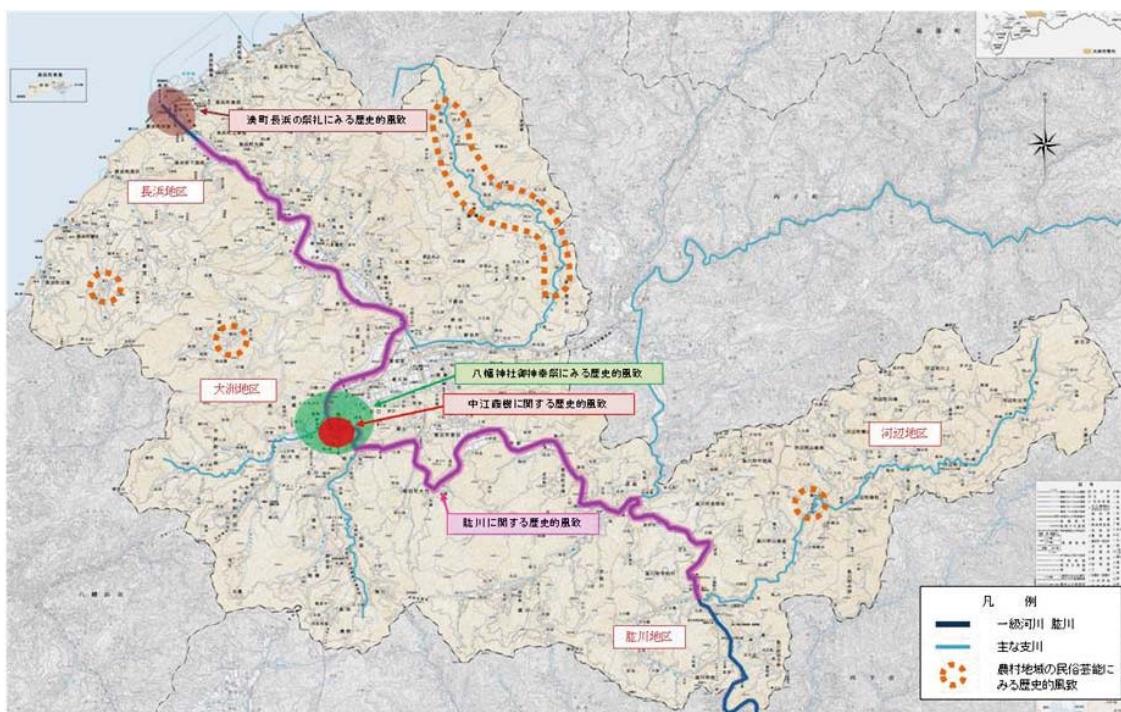
図 計画の推進体制



第3章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の設定の考え方と位置

大洲市の重点区域は、国指定の重要文化財を含み、その周辺に残る歴史的に価値の高い建造物と歴史や伝統を反映した人々の活動とが一体となって形成された、良好な市街地環境を有する区域で、かつ、歴史的風致の維持及び向上を図るためにの施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域に設定する。



大洲市域における歴史的風致の分布図

「第2章 1. 大洲市の維持向上すべき歴史的風致」に記載した市域における歴史的風致の分布は上の図に示すとおりであり、市域の広い範囲に分布しているが、特に、市域のほぼ中央に位置する肱南地区を中心とした地域は、八幡神社の御神幸祭の舞台になるとともに、中江藤樹に関する活動が活発に行われる地域でもあり、市域を縦断する肱川から見ても弁財天祭・住吉祭の川まつり花火大会を始めとする歴史と伝統を反映した様々な活動が集中して展開されている場所である。

また、この地域には現在、重要文化財建造物として国から指定を受けている大洲城の4つの櫓（高欄櫓・台所櫓・三の丸南隅櫓・苧綿櫓）、如法寺仏殿、臥龍山荘があり、この櫓が存在する大洲城跡から東側に整備された町並みは、大洲城下町としての面影を残している地域でもある。その当時に整備された道路網は、現在も良好にその形状を留めている。このような都市構造

をそのまま受け継ぎ、特に国道 56 号以東の町並みには明治から大正時代に木蝋・製糸業で繁栄した面影を残す建造物が集中して現存しており、当時の繁栄ぶりを今に伝える地域でもある。さらに、肱川を交通手段としていた時代には、肱川最大の河港を有し、市域全体から見ても中世以降、政治・文化・経済の中心地として大きな役割を果たしてきた地域である。

しかしながら、近年、時代の流れの中で急速に求心力を落としている地域でもあり、人口減少による歴史的な建造物の老朽化や取り壊しが進むなど、多種多様の課題を抱えている。

のことから、これらの課題に対処するための重点的な施策を行うことにより、この地域の歴史的風致の維持・向上に資するだけでなく、市全体にもその効果が波及するものと期待できる。よって、大洲城跡及び旧城下町が存在する肱南地区を中心とするエリアを「大洲城下町」として、重点区域に設定する。

2. 重点区域の範囲

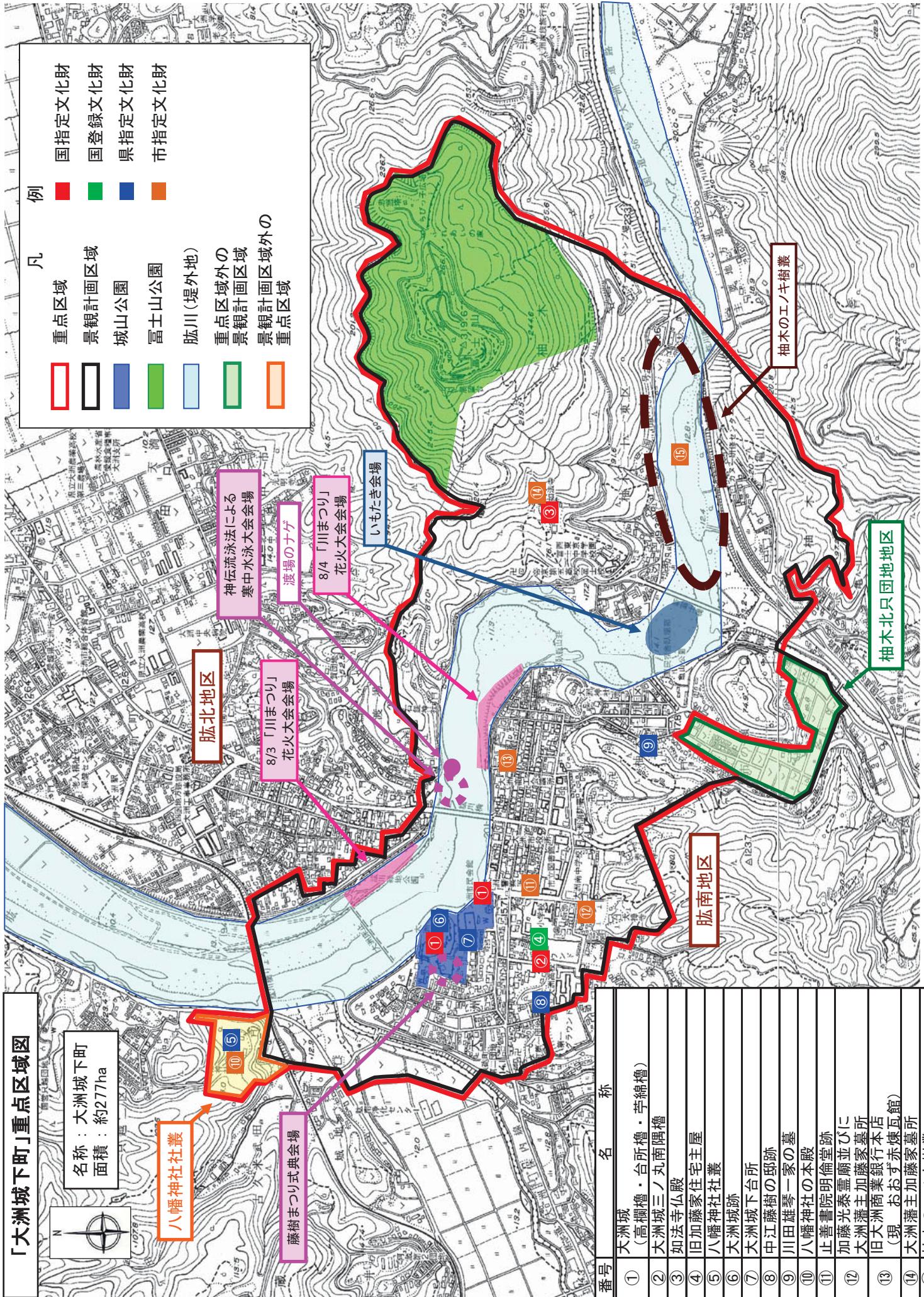
重点区域は、本計画の施策を、より効果的に進めるため、既に施行している大洲市景観条例により建築物や工作物の構造及び色彩などに対して規制を設け、良好な景観の維持・向上を図っている大洲市景観計画区域を基本とする。この区域は、大洲城下町の面影を残す肱南・肱北地区の歴史や伝統を反映した活動が色濃く展開されており、これらに関連する文化財等の歴史的建造物を包含する形になる。

なお、この区域の中で、近年、土地区画整理事業により宅地開発が行われた柚木北只団地地区は、景観計画の区域内ではあるものの、本計画の趣旨にはなじまないため重点区域から除外する。また、八幡神社の社殿及び社叢が残る区域は、県の天然記念物に指定され、御神幸祭が執り行われる八幡神社もあることから、重点区域に含めることとする。

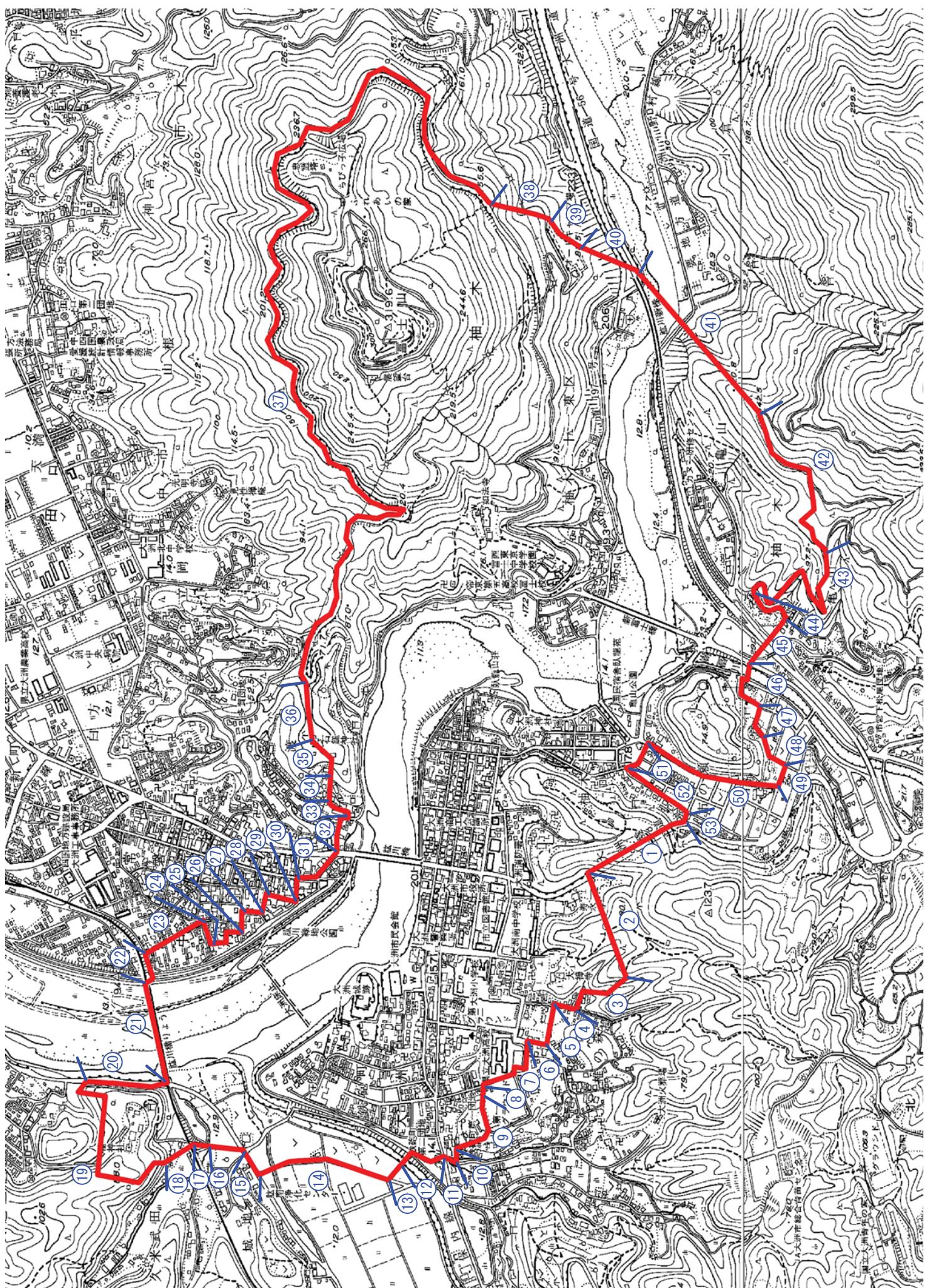
3. 重点区域の名称及び面積

名称：大洲城下町

面積：約 277 ha



重点区域の境界



重点区域の境界の説明

番号	境 界 の 説 明
1	国道56号
2	大洲トンネル起点と西大洲甲2254番地の1地先を結ぶ見通し線
3	大洲993番地の3地先の法定外公共物道路
4	市道新屋敷通線
5	大洲977番地先と大洲969番地の3地先を結ぶ見通し線
6	市道浮舟通線
7	市道西の門前線
8	大洲938番地南側私道
9	市営鉄砲町団地の土地境界
10	大洲923番地先の法定外公共物道路
11	市道八尾一本松線
12	市道大洲久米線
13	大洲久米線喜行橋と阿蔵甲1598番地先を結ぶ見通し線
14	市道肱南浄化センター線
15	市道平地慶雲寺線
16	市道平地慶雲寺3号線
17	阿蔵1738番地の16地先の法定外公共物道路
18	JR予讃線と阿蔵1843番地の8地先を結ぶ見通し線
19	八幡神社の土地境界
20	市道平地慶雲寺線
21	JR予讃線肱川橋梁
22	市道中村堤防線
23	市道裡地蔵南線
24	中村349番地先の法定外公共物道路
25	中村377番地先の法定外公共物道路
26	市道新投線
27	市道寺尾線
28	市道寺尾1号線
29	市道町裡線
30	中村542番地の1と中村543番地の2の土地境界
31	主要地方道長浜中村線
32	市道渡場1号線
33	市道渡場谷線
34	中村975番地の7地先の法定外公共物道路
35	石鎧神社の表参道
36	石鎧神社の裏参道
37	市道富士山線
38	富士山公園椿の路上がり口と大洲家族旅行村オートキャンプ場内の周遊道路東側を結ぶ見通し線
39	大洲家族旅行村オートキャンプ場内の周遊道路
40	大洲家族旅行村オートキャンプ場内の周遊道路南側と国道56号大洲道路肱川新橋終点を結ぶ見通し線
41	国道56号大洲道路肱川新橋終点と松尾1番地の20地先を結ぶ見通し線
42	松尾1番地の20地先と松尾1番地の21地先を結ぶ道
43	市道梁瀬線
44	梁瀬団地の私道
45	柚木1011番地の17地先と市道本久王子ヶ平線終点を結ぶ見通し線
46	市道本久王子ヶ平線
47	市道本久団地3号線
48	市道本久団地1号線
49	市道池田本久線
50	市道如法寺柚木団地線
51	市道旭町通線
52	市道池田通線
53	柚木262番地先の法定外公共物道路

4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

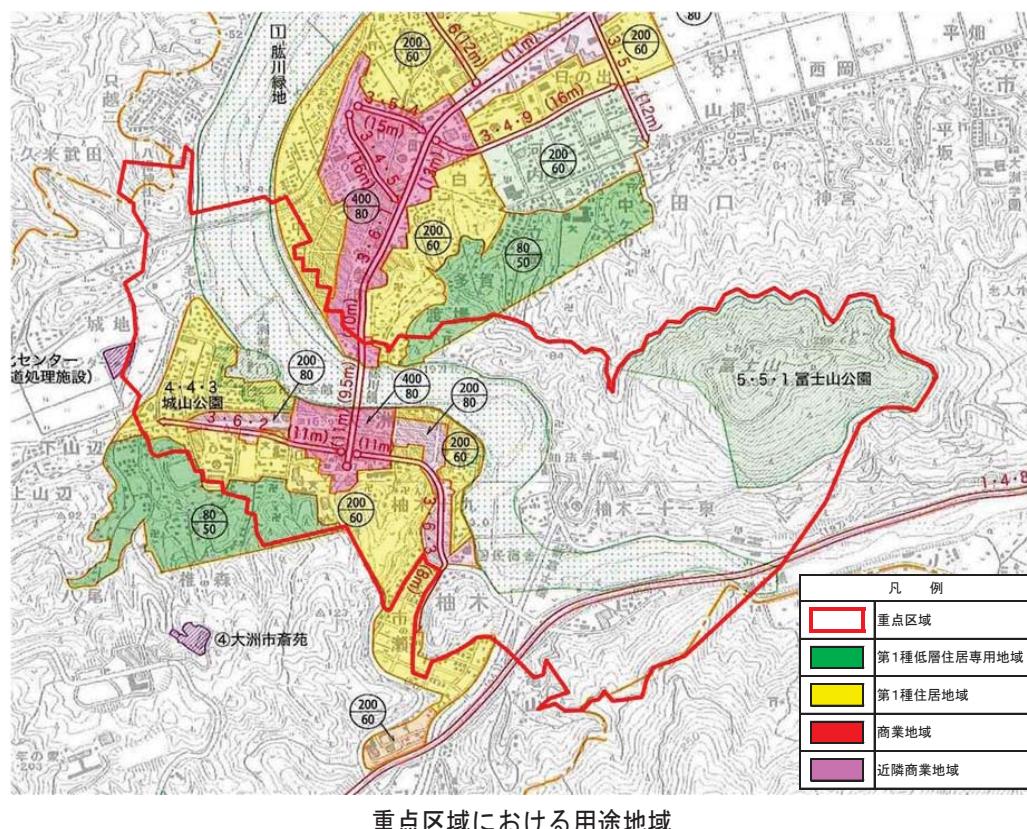
当該重点区域は、全市的に見ても特に歴史的風致が色濃く形成されている区域であり、歴史的な景観などに対する住民の意識も高い地域である。景観計画にも見られるように、この区域をモデル的な指標とすべく重点的かつ一体的な歴史的風致の維持及び向上を図る各種施策を展開し、歴史・文化の薫り高いまちづくりを推進することにより、市域全体にもその効果が波及していくことが期待される。

5. 良好的な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画の活用

大洲市の都市計画では、大洲地区と長浜地区のそれぞれにおいて、中心市街地を中心とする一体的かつ総合的な整備が必要な区域と、その2つの区域をつなぐように肱川両岸を都市計画区域（非線引き）に指定している。

本計画の重点区域は、ほぼ全域が都市計画区域に包含されている。また用途地域としては、当該重点区域が近世に城下町として整備され、その後も地域経済活動の中心地としてその発展を支えてきたことから、多くの範囲は第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、商業地域及び近隣商業地域に指定されている。今後は、肱南地区の歴史的な町並みの保全を図るために、伝統的建造物群保存地区制度の活用を検討する。



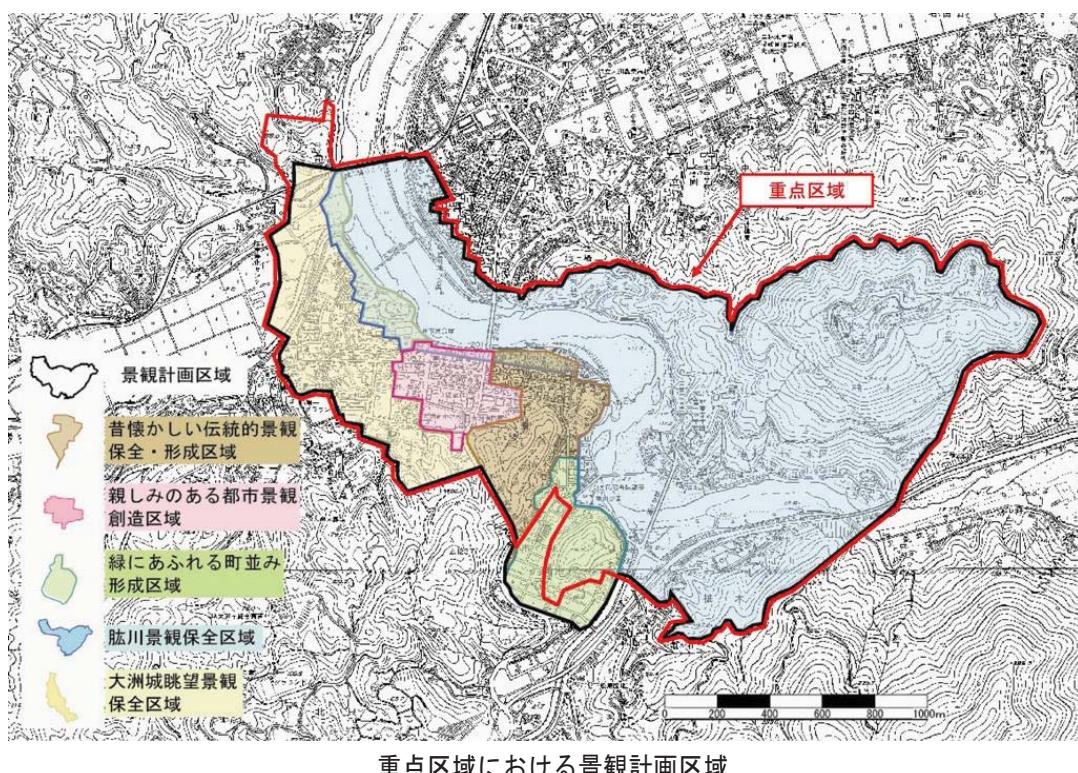
(2) 景観計画の活用

大洲市は、各地域に残る固有の景観を保全・育成し、後世へ引き継ぐため、平成21年(2009)3月に景観法に基づく「景観計画」を策定し、同年7月から「大洲市景観条例」を施行した。

景観計画区域は、最初から全市域を設定するのではなく、市域の中でも、特に景観形成への熟度が高まっている区域から順に計画区域を設定し、徐々にその区域を拡大する手法を取っている。まず第1段階として、大洲城天守閣の復元や、おはなはん通りを中心とする町並み保全への取り組みなどの景観形成事業が多数実施され、住民における景観形成への意識も高いと判断される肱南地区を中心に区域の設定を行っており、本計画の重点区域とほぼ同範囲となっている。

この景観計画区域は、各地域の実情や歴史的背景等に配慮した適正な景観形成を図っていくために、さらに5種類の区域に細分化を行っており、建築物や工作物の新築・増築・改築、屋外広告物の設置等について、それぞれの地域で方針を設け規制を行っている。

今後は、当該区域の良好な景観形成に重要な役割を担っている建造物を「景観重要建造物」に指定し、その建造物を核とした個性的な景観づくりを進めていく。



昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域

江戸期の町割り、明治～大正～昭和初期にかけての繁栄を今に留める文化遺産などが点在するエリアを縛り、伝統的な町並みの佇まいを守りながら、昭和レトロに代表される独特な風情を活かした良好な景観の保全・創造を目指す区域

表 建築行為等に係わる制限（昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域）

対象	景観形成の基準																																			
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線から 1.5m 以内で壁面線（ベランダ等突出面を含む）を周囲の建築物に揃え、町並みの連続性に配慮する。 ・建築物が周囲の壁面線から大幅に後退する場合、若しくは空き地、駐車場として利用する用地に関しては、木製、石垣、漆喰塗り等の門扉及び生垣等で壁面線を作り、周囲との調和を図る。 																																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・軒の高さを周辺と揃え、町並みに連続性を持たせる。 ・2階建て以下を原則とする。やむを得ず3階建てにする場合は、3階の部分を2階の壁面線から 90cm 以上後退させる。 																																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・和風を基調とした建築とする。 ・屋根は、平入り切妻の日本瓦葺きとし、その勾配は 21.8 度～28.8 度（4寸～5.5 寸）とする。ただし、地域の歴史を踏まえ近隣と調和した和風基調の建築であると認めた場合には、この限りではない。 ・軒の出は、原則 45cm～1.2m とするが、それ以下でも軒の存在を感じさせる造りのものは可とする。 ・開口部は引き戸を原則とし、車庫となる部分は、板戸、格子戸等で覆いを設け、町並みの景観を損なわないようにする。やむを得ずシャッター等を取り付ける場合は、色彩は、周囲の景観と調和したものとする。 ・主屋、土蔵等建物の型に応じて、軒と壁面、開口部とのバランスに配慮し、必要があれば適度に庇を設けて違和感のない外観とする。 																																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・茶、黒、白系を用い、落ち着いた色彩とする。 ・彩度の高い色は、原則禁止する。 ・屋根と外壁の色彩は次の通りとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋　根</th> <th colspan="3">外　壁</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>3～7</td> <td>—</td> <td>N</td> <td>3～9.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>YR</td> <td></td> <td></td> <td>YR</td> <td>3～9.5</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td></td> <td></td> <td>Y</td> <td>3～9.5</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td>上記以外</td> <td>3～9.5</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	屋　根			外　壁			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	N	3～7	—	N	3～9.5	—	YR			YR	3～9.5	6以下	Y			Y	3～9.5	4以下	上記以外			上記以外	3～9.5
屋　根			外　壁																																	
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																															
N	3～7	—	N	3～9.5	—																															
YR			YR	3～9.5	6以下																															
Y			Y	3～9.5	4以下																															
上記以外			上記以外	3～9.5	2以下																															

対象		景観形成の基準
建 築 物	素材	<ul style="list-style-type: none"> 木、石、瓦、土等の自然素材あるいは、自然素材を感じさせる素材を選定し用いる。 冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材を避ける。ただし、近隣と調和したアクセントとして使用する場合は、この限りではない。 やむを得ずサッシ類を使用する場合は、光沢のない黒、茶系とし、町並みの景観を損なわないようにする。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機や燃料庫等は、原則道路に面する部分には設置しない。やむを得ず設置する場合は、木製格子枠等で修景する。 新聞受け、電力・ガスメーター等、建築物付帯設備は、自然素材等で修景する。
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 電線・電柱は通りから見えない場所に設置するか、地中化を推進する。 門・塀は、板塀・土塀及び生垣あるいはこれらに類し自然素材を感じさせる造りとし、周囲の景観と調和したものとする。 その他の工作物については、素材の選定に配慮し、周辺の景観と調和したものとする。
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> 道路から容易に見通せる位置にある自動販売機等については、木製格子枠等の自然素材による修景を行う。 	
案内板 街路灯 等	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、木材等の自然素材あるいは自然素材を感じさせる素材を選定・加工して使用し、周囲の景観に調和したものとする。 屋外広告物の表示面積は1.5m²以下かつ見付け面積の5%以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は落ち着いたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。 屋上広告塔は禁止とする。 街路灯の光源は暖色系を原則とする。ネオン管、LEDなどを使用する場合には、光源点滅による装飾のないものとする。 	

親しみのある都市景観創造区域

官公庁や文教施設を数多く抱え、国道 5・6 号の走る区域であり、東西に歴史的文化遺産を抱える区域であることから、これらをつなぐエリアとして、商店街を中心に、親しみやすく美しい都市景観の創出に取り組む区域

表 建築行為等に係わる制限（親しみのある都市景観創造区域）

対象	景観形成の基準																																			
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する外壁線は、周囲の建築物にあわせて、町並み景観の統一を図る。 ・道路に面する場合の具体的ライン 本町 1 丁目 道路に面する外壁線は、道路境界線から 1.5m 以上後退する。 中町 1 丁目 道路に面する外壁線は、道路境界線から 1m 以内とする。 肱川橋通り（国道 56 号） 道路に面する外壁線は、道路境界線から 1m 以内とする。 ・駐車場や空き地を設ける場合には、生垣やフェンスなどを配置する。 																																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・近隣商業地域 絶対高さ 15m 以下とする。 ・第 1 種住居地域 絶対高さ 12m 以下とする。 																																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなはん通りから大洲城への観光ルートであるため、和風を基調とした建築物とする。 ・屋根は、大洲城からの眺望景観に配慮し勾配屋根とし、その勾配は 28.8 度（5.5 寸）以下とする。 																																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の低い落ち着いた色彩を基調とする。 ・屋根と外壁の色彩は次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋　根</th> <th colspan="3">外　壁</th> </tr> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問わない</td><td>2～7</td><td>1 以下</td><td>N</td><td>2～9.5</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>YR</td><td>2～9.5</td><td>8 以下</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>Y</td><td>2～9.5</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>上記以外</td><td>2～9.5</td><td>3 以下</td></tr> </tbody> </table>	屋　根			外　壁			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	問わない	2～7	1 以下	N	2～9.5	—				YR	2～9.5	8 以下				Y	2～9.5	4 以下				上記以外	2～9.5
屋　根			外　壁																																	
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																															
問わない	2～7	1 以下	N	2～9.5	—																															
			YR	2～9.5	8 以下																															
			Y	2～9.5	4 以下																															
			上記以外	2～9.5	3 以下																															

対象		景観形成の基準
建築物	素材	なし
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機や燃料庫等は、原則道路に面する部分には設置しない。やむを得ず設置する場合は、外壁素材等で修景する。
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 色彩は落ち着きのあるものとし、派手なデザインを避ける。
自動販売機等		なし
案内板 街路灯 等		<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の表示面積は 2m²以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は落ち着いたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。 屋上広告塔は禁止とする。 街路灯は、その通りのイメージに配慮したものとする。

緑にあふれる町並み形成区域

その大部分が、区画整理事業に伴い誕生した新しい街区であることから、街区全体の緑のバランスや、通りごとの緑の配置に意識を高め市民緑化の先導的なモデル地域となるよう、豊かな景観形成に取り組んでいく区域

表 建築行為等に係わる制限（緑にあふれる町並み形成区域）

対象	景観形成の基準																																											
建築物	配置	・道路境界線から外壁線を 2m 以上後退し、その間に植栽する（植栽に係わる樹種の 1 種は、大洲市の花木であるツツジとする）。																																										
	高さ	・原則、建築物の階数は、3 階以下とする。																																										
	形態意匠	・建築物の形態・意匠は自由とするが、奇抜なもので町並み景観を損なうものは避ける。																																										
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とする。 ・植栽や周囲の自然が構成する「緑」との配色のバランスを考慮する。 ・屋根と外壁の色彩は、次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋 根</th> <th colspan="3">外 壁</th> </tr> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td><td>2~7</td><td>—</td><td>N</td><td>2~9.5</td><td>—</td></tr> <tr> <td>YR</td><td>2~7</td><td>6 以下</td><td>YR</td><td>2~9.5</td><td>8 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>2~7</td><td>2 以下</td><td>R</td><td>2~9.5</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>Y</td><td>2~9.5</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>上記以外</td><td>2~9.5</td><td>3 以下</td></tr> </tbody> </table>		屋 根			外 壁			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	N	2~7	—	N	2~9.5	—	YR	2~7	6 以下	YR	2~9.5	8 以下	上記以外	2~7	2 以下	R	2~9.5	4 以下				Y	2~9.5	4 以下				上記以外	2~9.5
屋 根			外 壁																																									
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																							
N	2~7	—	N	2~9.5	—																																							
YR	2~7	6 以下	YR	2~9.5	8 以下																																							
上記以外	2~7	2 以下	R	2~9.5	4 以下																																							
			Y	2~9.5	4 以下																																							
			上記以外	2~9.5	3 以下																																							
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は落ち着きのあるものとし、派手なデザインを避ける。 ・塀は生垣を基本とし、やむを得ず生垣以外の構造とする場合は、高さ 1.2m 以下で植栽を活用したものとし、見付け面積の 50%以上を緑化するように努める。 																																									
		自動販売機等	なし																																									
		案内板 街路灯 等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示面積は 2m² 以下を原則として可能な限り小規模とし、色彩は落ち着いたものとする。ただし、野立て看板は、原則禁止とする。 ・屋上広告塔は禁止とする。 																																									

肱川景観保全区域

肱川沿いに展開する「大洲城や修景護岸の織りなす景観」や「水と緑の調和した美しい景観」を遊歩道からの視点を中心に適正に保全していくため、水面からの景観なども参考にしながら、周囲の緑の保全とそれに調和した建築物の高さ制限などを行っていく区域

表 建築行為等に係わる制限（肱川景観保全区域）

対象	景観形成の基準																																																				
建 築 物	配置	なし																																																			
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 修景護岸及び堤防のある所は、その天端から 10m 以下とする。 修景護岸及び堤防のない所は、地盤面からの高さを 10m 以下とする。 																																																			
	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 富士山（国道 197 号より高い区域）に建築物を建築する場合には、建築物及び造成の形態が見えないように植林等を行う。 建築物は、勾配屋根とする。 肱川左岸（修景護岸）側の外壁は、白壁を基調としたものにする。 																																																			
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩を基調とする。 屋根と外壁の色彩は、次のとおりとする。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">【臥龍山荘から下流】</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">【臥龍山荘から上流】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋 根</td> <td style="text-align: center;">屋 根</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">3~7</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">2~7</td> <td style="text-align: center;">1 以下</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外 壁</td> <td style="text-align: center;">外 壁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">YR</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Y</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">YR</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Y</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">3 以下</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	【臥龍山荘から下流】	【臥龍山荘から上流】	屋 根	屋 根	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">3~7</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	N	3~7	—	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">2~7</td> <td style="text-align: center;">1 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	N	2~7	1 以下	外 壁	外 壁	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">YR</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Y</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	N	3~9.5	—	YR	3~9.5	6 以下	Y	3~9.5	4 以下	上記以外	3~9.5	2 以下	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">YR</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Y</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">3 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	N	2~9.5	—	YR	2~9.5	6 以下	Y	2~9.5	4 以下	上記以外	2~9.5
【臥龍山荘から下流】	【臥龍山荘から上流】																																																				
屋 根	屋 根																																																				
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">3~7</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	N	3~7	—	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">2~7</td> <td style="text-align: center;">1 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	N	2~7	1 以下																																								
色相	明度	彩度																																																			
N	3~7	—																																																			
色相	明度	彩度																																																			
N	2~7	1 以下																																																			
外 壁	外 壁																																																				
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">YR</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Y</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">3~9.5</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	N	3~9.5	—	YR	3~9.5	6 以下	Y	3~9.5	4 以下	上記以外	3~9.5	2 以下	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">YR</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Y</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">2~9.5</td> <td style="text-align: center;">3 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	N	2~9.5	—	YR	2~9.5	6 以下	Y	2~9.5	4 以下	上記以外	2~9.5	3 以下																						
色相	明度	彩度																																																			
N	3~9.5	—																																																			
YR	3~9.5	6 以下																																																			
Y	3~9.5	4 以下																																																			
上記以外	3~9.5	2 以下																																																			
色相	明度	彩度																																																			
N	2~9.5	—																																																			
YR	2~9.5	6 以下																																																			
Y	2~9.5	4 以下																																																			
上記以外	2~9.5	3 以下																																																			
素材	なし																																																				
建築 設備	<ul style="list-style-type: none"> 高架タンク等の建築設備は、肱川から眺望できる面の設置を避ける。やむを得ず肱川から眺望できる場所に設置する場所は、外壁素材や植栽等で修景する。 																																																				
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物（電波塔等を含む）を設置する場合は、河川景観を損なわない位置及び大きさとする。 色彩は落ち着きのあるものとし、派手なデザインを避ける。 遊覧船の形状、色等は落ち着きのあるものに統一するよう努める。 																																																				
	なし																																																				

対象	景観形成の基準
案内板 街路灯 等	<ul style="list-style-type: none"> ライトアップは、原則禁止とする。(文化遺産、景観重要建造物等は除く)。 肱川両岸に面する部分には、屋外広告物の掲載を原則禁止する。 街路灯などの照明類は、ネオン管、LED等で光源点滅による装飾のないものとする。
土地の 開墾等	<ul style="list-style-type: none"> 富士山法面等の縁に影響を及ぼす開墾等土地の形質の変更や木竹の伐採等を行う場合には、必要最小限の範囲に留めるとともに良好な景観を損なうことのないよう配慮する。

大洲城眺望景観保全区域

肱川沿いに展開する「大洲城や修景護岸の織りなす景観」や「水と緑の調和した美しい景観」を遊歩道からの視点を中心に適正に保全していくため、水面からの景観なども参考にしながら、周囲の緑の保全とそれに調和した建築物の高さ制限などを行っていく区域

表 建築行為等に係わる制限（大洲城眺望景観保全区域）

対象	景観形成の基準
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> 視点場から望む大洲城（石垣を含む）が隠れない配置とする。 視点場から望む大洲城（石垣を含む）の前景、背景、隣景を阻害しない配置とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 視点場から望む大洲城（石垣を含む）が隠れない高さとする。 視点場から望む大洲城（石垣を含む）の前景、背景、隣景を阻害しない高さとする。
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態・意匠は、大洲城（石垣を含む）に調和するものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩を基調とする。
	なし
	なし
	<ul style="list-style-type: none"> 視点場から望む大洲城（石垣を含む）の眺望景観を阻害する電線、電柱、アンテナ類は、見えない場所に配置するか、地中化を推進する。
自動販売機等	なし
案内板 街路灯等	<ul style="list-style-type: none"> 案内板、街路灯、屋外広告物等は、視点場からの眺望景観を阻害しないものとする。

第4章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 大洲市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

現在、本市において指定または登録が行われている文化財は、国指定7件、国登録10件、県指定35件、市指定187件の計239件である。これらのうち、主要なものについては、「第1章 5. 指定文化財の名称と種別、分布状況」で紹介したとおりである。

文化財の保存と活用に関する日常的な管理は、文化財所有者または管理者が行うことを原則としているが、その大半は個人の所有者等によって行われているのが実情である。今後、文化財が有する本質的な価値を後世に継承していくためにも、適切な維持管理が必要であり、その経費が所有者にとって大きな負担とならないよう支援事業等の検討を行う。

現在、文化財保護法、愛媛県文化財保護条例、大洲市文化財保護条例の法令に基づきながら、文化財の適正な保存・活用に努めているが、文化財をより適切に保存・活用していくためには、指定文化財等に関する保存管理計画を作成し、明確な保存管理の指針を示しながら適切な保存・活用を図っていくことが有効である。現段階では、市内の文化財において保存管理計画が策定されていないのが実情であるため、必要に応じて隨時計画を策定することとする。

文化財の活用について、特に文化財建造物は、市が所有しているものについては原則公開を行っているが、中には建築基準法の関係から外部のみの公開にとどまっているものもあり、今後、整備の状況に応じた公開方法などの工夫が必要である。個人所有等の文化財についても、所有者の理解を仰ぎながら公開活用を高められるように努める。

無形の文化財については、指定・未指定にかかわらず、多くの団体で後継者不足が問題となっており、その活動に対する支援事業を行い保護・育成に努めてきた。しかし、担い手の高齢化と後継者不足に歯止めがきかず、存続が危ぶまれる団体も見られるのが現状であることから、引き続き支援事業を行うとともに、普及や啓発による後継者育成への協力のほか、映像記録による記録保存の推進にも努める。

未指定の文化財については、現況調査のもと緊急性や重要性を踏まえ市指定に向けた取り組みを行っているが、今後も継続してしていく。

(2) 文化財の修理に関する方針

文化財の修理は、損傷が進まないうちにを行うことが望ましいため、可能な限り現況把握に努め、修理が必要と認められた場合には、速やかに修理を実施することとする。指定文化財の修理は、原則として所有者からの申請によるものとするが、所有者が気づかない場合もあるため、申請がない場合でも適宜観察を行い、早期に対応できるよう努める。

近年では、平成 20 年度に国の登録有形文化財旧加藤家住宅主屋、平成 21 年度に重要文化財大洲城苧綿櫓・三の丸南隅櫓、平成 22 年度に国の登録有形文化財末永家住宅旧主屋・百帖座敷の修繕を行っており、また、平成 22 年度からは重要文化財如法寺仏殿の半解体修理工事を実施している。

修理にあたっては、事前の調査や既存の資料に基づき適正な修理を行う。また、その基となる法令・条例に即した現状変更申請等の手続きを適切に行うとともに、国、県、大洲市文化財保護審議委員会等の関係機関の指導と助言を得ながら実施しており、今後も老朽化が進む文化財建造物については、所有者・管理者と十分に協議しながら維持補修工事や大規模修理工事を実施する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用を図る上で、文化財の有する価値を広く公開することが重要であり、こうした施設として博物館・資料館が挙げられる。

本市の歴史や文化遺産を紹介する博物館・資料館としては、大洲市立博物館、大洲市立肱川風の博物館・歌麿館及び大洲市河辺歴史民俗資料館がある。

大洲市立博物館は、大洲地域の肱北地区にあり、総合博物館として大洲地域の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等の資料の展示を行っている。収蔵資料を用いた常設展示のほか、企画展や市内児童の作品展等を年数回に分け開催しているほか、ふるさと見聞講座や自然科学教室、歴史文化教室といった市民や児童向けの学習講座による普及活動なども行っている。また、民具を中心とした民俗資料や、写真資料等のデータベース化も進めており、今後は利用者への迅速な情報提供と積極的なレンタルサービスに努める。

肱川地域にある大洲市立肱川風の博物館では、「心に風を」をテーマに、風を糸口とした地域の自然、伝統、文化、産業などの情報を集積し、広く発信している。また、併設している歌麿館では、昭和 51 年(1976)に発見された江戸の浮世絵師・喜多川歌麿の「狐釣之図」の版木を展示しているほか、浮世絵の製作過程など様々な観点から浮世絵や版画の世界について紹介している。さらに、版画教室などの普及活動も開催しており、今後は風、浮世

絵、版画の魅力について積極的な情報発信に努める。

河辺地域にある大洲市河辺歴史民俗資料館では、明治時代に当地方で盛んだった木蝋づくりや林業関連の道具を中心とした民俗資料を収蔵・展示している。今後も引き続き、地域学習の拠点としての活用を図っていく。

その他に、平成21年(2009)に開設した大洲市埋蔵文化財センターが肱南地区にあり、埋蔵文化財の資料収集や調査研究を行うとともに、出土遺物の展示公開なども行っている。今後は埋蔵文化財を用いた体験学習などの普及活動に努める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財が集中して存在する市街地などにおいては、その周辺環境についても、適切な保全と整備を行っていく。

大洲市では、平成21年(2009)7月に「大洲市景観条例」を施行し、まず第一段階として、文化財が数多く集積している肱南地区を中心としたエリアを景観計画区域に設定している。この区域においては、建築行為等に規制を設け、地域の歴史的背景に配慮した景観形成を目指している。

さらに、明治・大正・昭和時代の建物が集中して残存するこの肱南地区においては、伝統的建造物群保存地区としての都市計画決定を検討し、面的な保全を図ることとする。

今後も、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局の連携が不可欠であり、それらの連携を強化する体制として府内に横断的な組織を設置し、周辺環境の向上を図るべく諸施策の検討・実施を行う。

(5) 文化財の防災に関する方針

指定・登録を行っている文化財建造物の多くは木造であり、火災に対して脆弱であることから、定期的な巡回や啓発などにより火災の予防に努める必要がある。そのため、文化財防火デーに併せて防火訓練を実施しているほか、消防署とともに文化財建造物の立入り検査を実施し、火災報知機や消防設備の確認とともに、火災報知機未設置の建造物に対しては所有者に改善するよう指導している。

また、防犯については、近年仏像等の盗難事件が発生していることから、文化財所有者に注意喚起の文書を発送し、盗難防止の意識高揚を図っている。

今後も文化財所有者、市関係各課、消防機関などの関係機関と連携を図り、防災体制の確立に努めるとともに、盗難などの防犯対策についても警備センサー等の防犯機器設置の指導に努める。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

すべての指定文化財について説明板の設置を進めており、一方で老朽化した木製標柱などについてはスチール製説明板への転換を図っている。

市民への文化財に対する普及・啓発については、大洲市のホームページに文化財の一覧を掲載し、主要なものについては写真と説明文で分かりやすく紹介しているほか、市の広報には指定文化財の紹介コーナーを設けて毎号掲載している。また、埋蔵文化財発掘調査の現地説明会を開催しているほか、生涯学習講座や地域の学習会等に講師を派遣するなど、文化財に対する市民意識の向上に努めている。

今後は、史跡巡りや文化財見学会、また、インターネットによる情報発信を積極的に展開するとともに、現在不足がちな文化財マップやガイドブックの作成を推進することにより、市民の文化財に対する親しみをもってもらい、身近なものと感じてもらえるよう努める。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

現在、市内には 142 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。時代は中世以前に属するものが大部分を占めるが、近世についても「大洲城跡」、「新谷藩陣屋跡」など本市の歴史にとって重要なものについては対象としている。

開発等を計画する事業者には、まず開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かの照会をしてもらうよう協力を求めている。開発地が包蔵地に該当する場合には、事前協議により可能な限り包蔵地を避けるように指導を行うが、やむを得ず包蔵地内での開発を行う場合は事前に試掘・確認調査を行い、その結果を踏まえて愛媛県教育委員会の指示・勧告により、記録保存のための発掘調査等を行っている。

また、開発地が周知の埋蔵文化財に隣接している場合においても、包蔵地の拡がりを考慮し、必要に応じて試掘・確認調査を実施している。さらに、開発地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していないとも、大規模開発の場合や、埋蔵文化財の存在する可能性が考えられる場合には、事前の踏査や、試掘・確認調査などの必要性を事業者と協議し、開発中の不時発見が生じることがないように努めている。

こうした埋蔵文化財包蔵地の把握については、包蔵地台帳を基本としているが、包蔵地の変更や増補といった台帳の更新は不可欠であり、今後、より

精度の高い台帳整備を図る。

また、埋蔵文化財包蔵地に対する照会件数は増加しており、事業者の埋蔵文化財への認識は深まっていると考えられるが、普及・啓発活動を通じて一層の周知徹底を図り、開発中の不時発見を回避するとともに、未発見の埋蔵文化財に対する保護にも万全を期すこととする。

(8) 文化財の保存・活用に係る大洲市教育委員会の体制と今後の方針

本市では、文化財の保護行政全般を教育委員会文化スポーツ課内の文化振興係が担当している。現在、文化振興係には係長（学芸員）2名と学芸員1名が配置され、うち2名は埋蔵文化財を担当している。また、大洲市立博物館にも学芸員が1名配置され、資料や史料の収集や展示、保管、調査研究を担当している。市町村合併により市域が拡大し、文化財の類型が多岐にわたるとともに、指定文化財の件数や発掘調査業務量が増加しているため、今後は専門職員の増員によるさらなる体制整備に努める。

また、文化財の指定・解除などの重要事項を審議する諮問機関として、大洲市文化財保護審議委員会を設置している。文化財保護審議委員は、歴史・美術・郷土史・建造物・植物・自然などの学識者からなる10名で構成されており、文化財の保存・活用に関する指導や助言を得ている。また、文化財保護審議委員会での検討が困難な分野については、検討委員会や専門委員会の立ち上げや、個別に大学教授等の専門家の指導を仰ぐなどして対応している。今後も、以上のような体制の下、適切な指導・助言を受けながら文化財保護行政を推進していく。

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存活用に関わっている団体としては、伝統芸能・民俗などの無形の文化財ごとに組織されている保存会や、大洲史談会、赤煉瓦俱楽部おおず、柳沢げんじばたる保存会、長浜歴史遺産保存会、河辺浪漫八橋保存会、河辺坂本龍馬脱藩の道保存会などがある。その活動は、講演会、体験教室、研究会、文化財イベント、文化財巡り、文化財清掃など、多種多様な活動を展開している。

こうした団体の多くは、地元の公民館や自治会などの地域コミュニティーが主体となって活動しており、市の全域に会員を有して活動する団体は少ないため、活動に必要な情報の提供や、団体間の相互連携の調整等、これら団体の活動を支援する方策を検討し、官民協働による活動を展開するよう努め

る。

また、後継者不足が深刻な伝統芸能・民俗文化財等の保存会に対しては、今後も市の郷土芸能保存会補助事業による補助を継続して行い、団体の活動や後継者育成の支援を図っていく。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域の「大洲城下町」内には、国指定の重要文化財が4件、国の登録有形文化財が1件、県指定の建造物(1)・史跡(3)・天然記念物(2)・無形文化財(1)が計7件、市指定の建造物(3)・史跡(9)・名勝(2)・天然記念物(3)が計17件、合計29件の文化財が所在している。

これらの文化財については、歴史的風致を構成する重要な要素であることから、適切な保存と管理を行うとともに、これらの価値を十分に活かした活用方策についても積極的に検討・実施していく。

国指定の重要文化財は、大洲城の4つの櫓、如法寺仏殿、臥龍山荘であり、そのうち大洲城の4つの櫓（高欄櫓、台所櫓、三の丸南隅櫓、苧綿櫓）については、近年外観を中心とした修理が実施されており、如法寺仏殿についても平成22年度から半解体修理が実施されている。今後も、国、県の財政的、技術的支援を受けながら適宜保存修理を実施していく。

県指定史跡の大洲城跡については、重点区域の中核をなす文化財であることから、石垣を中心とした修理のほか、公園としての整備を実施する。整備にあたっては、県史跡としての本質的価値を損なうないように、関係機関の十分な指導・助言のもと適切な保存と管理を図る。さらに、県史跡の範囲外において城郭遺構が遺存し、史跡の価値が明らかになった部分については、指定範囲の拡大を図る。

県指定無形文化財の大洲神伝流泳法については、主馬神伝流保存会を中心に夏場には夏期水泳学校を、冬場には寒中水泳を肱川で開催するなど、その普及と後継者の育成に努めている。また、近年では映像記録を作成して後継者育成のための教本として活用するなど、正確な泳法技術の保存継承に努めている。今後も、こうした保存会の活動に対して財政的な支援を行う。

その他の文化財については、文化財保護法、愛媛県文化財保護条例、大洲市文化財保護条例の規定に基づき、文化財の適正な保存・活用に努める。

未指定の文化財については、市域全体の現況調査のなかで緊急性や重要性を踏まえながら、一定の価値が認められるものについては、随時市の文化財として指定を図る。併行して、歴史的価値の高い建造物については登録有形

文化財への登録についても検討する。

また、明治・大正・昭和時代の建物が集中して残存する町並みについては、伝統的建造物群保存対策調査を実施するなかで、保存すべき範囲と箇所を明確にして保存計画の作成に努める。(伝統的建造物群保存対策調査 平成29～30年度)

この町並みを構成する古民家は、時代の流れによるライフスタイルの変化に適合できず、空き家となるものが急増していることから、それら建築物の外観と室内空間の良さを残しながら、耐震補強等による安全性を確保する手法の紹介・提案について、民間事業としての取り組みを支援していく。(古民家再生モデル事業 平成25年度～)

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

文化財の修理にあたっては、十分な事前調査を行い、関係法令・条例に基づく適切な修理・整備を行っていく。また、その際には、関係機関と連携し、専門的な指導・助言を得て進めていく。

① 県指定史跡「大洲城跡」

市では、平成10年(1998)に「県指定史跡大洲城跡保存整備計画」を策定している。その計画に基づき、平成16年(2004)に木造による大洲城天守(4層4階)を復元し、現存の台所櫓(重文)及び高欄櫓(重文)に接続する形で、連結式天守を甦らせた。その復元に合わせて、平成14年(2002)に当該史跡を中心とした約4.0haを都市計画公園として計画決定し、翌年度から城郭としての歴史的な環境を有する公園として整備を進めているところである。現在、当該史跡範囲内の石垣には、所々において孕み出しやズレが見られ、崩壊の危険性が高まっているものがあるため、計画的に修理を行っていく。石垣の修理においては発掘調査を基本として、石垣構築方法等の精緻な記録化に努めるとともに、確認された内容を基に本来の石垣に忠実な積み直しを実施する。実施にあたっては、石垣修理専門委員会を設置し、専門家から指導・助言を得ながら各作業を進めていく。(城山公園整備事業 平成24～31年度)

② 県指定文化財「大洲城下台所」

平成23年(2011)6月の集中豪雨により、漆喰壁の一部剥落や屋根の雨漏りなどの損傷が生じたことから、今後、修理方針を検討し適切な修理を実施する。修理にあたっては、愛媛県教育委員会に助言を求め、必要に応じて専

門家からの指導を得ながら作業を進めていく。(愛媛県指定有形文化財大洲城下台所保存修理事業 平成24~26年度)

③ 重要文化財「如法寺仏殿」

本瓦葺の屋根は、雨漏りや一部の崩落による著しい損傷が見られたことから、平成22年度より文化庁の国庫補助事業による半解体修理を開始している。事業は平成25年度までの4カ年の予定で進められており、文化庁、愛媛県教育委員会の指導の下、修理方針を検討しながら適切な修理を実施している。今後、仏殿修理後の防災対策として、消防設備設置等の防災事業の取り組みについても検討していく。(重要文化財如法寺仏殿保存修理事業 平成22~26年度)

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

現時点で重点区域内には、文化財の展示・紹介を行う適當な規模の資料館等がない状況である。このことから、当該区域内に歴史資料館を建設し、文化財の展示・紹介を行い、保存と活用を図る。また外観についても、周辺の環境に十分配慮した建築物とする。(歴史資料館整備事業 平成32~33年度)

また、重点区域内に所在する大洲市埋蔵文化財センターの積極的な有効活用を図り、埋蔵文化財を用いた体験学習などの普及活動に努める。

また、文化財の案内・説明板等のサイン整備について、老朽化しているものの改修や不足している箇所への新設を行い、文化財への理解向上を図る。整備にあたっては、色調やデザインにおいて統一性と質の向上に努める。(説明・案内看板設置事業 平成25~26年度)

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

当該重点区域は、大洲市景観計画区域と同じ区域であるため、景観条例による規制(P111~P118 参照)に基づき、文化財の周辺環境の保全を図っていく。

重点区域内には、明治・大正・昭和時代の建物が数多く残存しており、白壁やなまこ壁の土蔵のほか、江戸時代の町家の形態を引き継ぐ軒が低く切妻平入造の伝統的な建物と、煉瓦造りなどの西洋的な建物が混在して見られる。

こうした歴史的な建物が集中して残存するおはなはん通り周辺地区については、これまで個人が行う建築物の新築・改築などの外観整備に係る費用に対して市が支援を行ってきたが、引き続き財政支援を行いながら歴史的な町

並みの景観を保全するよう努める。（民間建築物ファサード整備費補助事業
平成23年度～）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の防災については、各地域の自主防災組織の育成を図るとともに、火災予防の啓発、消火訓練などを通じ、火災発生を未然に防ぐ取り組みに努める。さらに、今後も文化財防火デーに併せた防火訓練や消防署の立入り検査などを実施し、所有者だけでなく周辺住民の文化財の防災に対する意識向上を図る。

現在、修理工事を実施している重要文化財如法寺仏殿については、国庫補助事業による消防設備等の設置を検討する。今後、如法寺、消防機関、市教育委員会が連携した消防計画を立て、定期的な消火訓練などを実施していくなかで防災意識の高揚を図る。

また、防犯については、警備センサー等の防犯機器設置についての指導を、引き続き文化財所有者に対し行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域は大洲市の中心の市街地に位置し、所在する文化財は本市を代表する歴史遺産であり、重要な観光資源となっていることから、観光パンフレット等で積極的に紹介するほか、これまでと同様に市のホームページ等で情報発信を行い、文化財の普及・啓発に努める。

また、重点区域内に所在する文化財をテーマとした学習講座や展示会、発掘調査の現地説明会や文化財建造物修理現場説明会などを積極的に開催することにより、市民が身近に文化財を感じられる機会の提供に努める。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、他の埋蔵文化財包蔵地同様、現状保存を基本とし、やむを得ず遺跡内に開発が計画された場合には関係法令に基づき、発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。近世遺構についても、本市の歴史にとって重要なものについては同様の保護措置を図る。

また、重点区域内にある「大洲城跡」については、内堀より内側のみしか包蔵地として扱われておらず、内堀より外側の三の丸や城下町については、数箇所が包蔵地として点在しているに過ぎないのが現状である。そのため、新たな包蔵地の把握に努めるとともに、遺跡が確認された場合には包蔵地台

帳への記載を進め、台帳の更新を図る。

なお、重点区域内での整備にあたっては、事前に試掘調査を実施し、遺構が存在する場合には、遺構の保存を考慮した整備計画に努める。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内の大洲城跡、おはなはん通りを中心とした町並みでは「まちの駅あさもや」に所属する観光案内人がガイドを行っている。また、おおず赤煉瓦館の活用として、赤煉瓦俱楽部おおずが「レンガのある風景」はがきコンクールを開催して、煉瓦建築の魅力を発信している。また、臥龍山荘や大洲城跡などの文化財を舞台として、まちづくり団体（オオズの魔法使い）がキャンドルアートで夜を彩るイベントなどを開催している。

このような文化財の保存・活用に関わる各種団体について、活動への助成、活動に必要な情報の提供、団体間の相互連携の調整等の支援を行い、官民協働による活動を展開するように努める。

また、主馬神伝流保存会などの無形文化財・伝統芸能等の保存会に対しては、団体の活動や後継者育成のための支援を図る。（郷土芸能保存会補助金事業 平成17年度～）

また、八幡神社の御神幸行列をはじめとする地元住民等が中心となったまちづくり活動に対して支援を行い、住民と外来者との交流を促進することで、大洲城跡や歴史的な町並みと一体となった賑わいを創出する。（肱南地区まちづくり活動支援事業 平成24～29年度）

第5章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、大洲の歴史的風致の保全に寄与し、より一層向上させることができるよう関係機関と連携を図りながら整備を推進する。また、市の関連する既定計画との整合を図るとともに、整備を行う施設や周辺環境の歴史性を十分に調査した上で整備を行う。

また、歴史的風致維持向上施設の管理は、各施設に関連する法令に基づき行うこととし、その施設の価値を十分に發揮できるよう積極的な活用を図ることとする。また、維持管理にあたっては、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局が連携するとともに、地域住民や市民団体による施設の清掃などのボランティア活動を促進し、官民協働による維持管理を推進する。

これらの基本的な考えに基づき、歴史的風致の維持及び向上に資する事業は以下の視点をもって推進する。

(1) 歴史的風致の拠点となる施設の修理や整備に関する事業

- ① 城山公園整備事業
- ② 愛媛県指定有形文化財大洲城下台所保存修理事業
- ③ 重要文化財如法寺仏殿保存修理事業

(2) 文化財等の周辺環境の整備と活用を図る事業

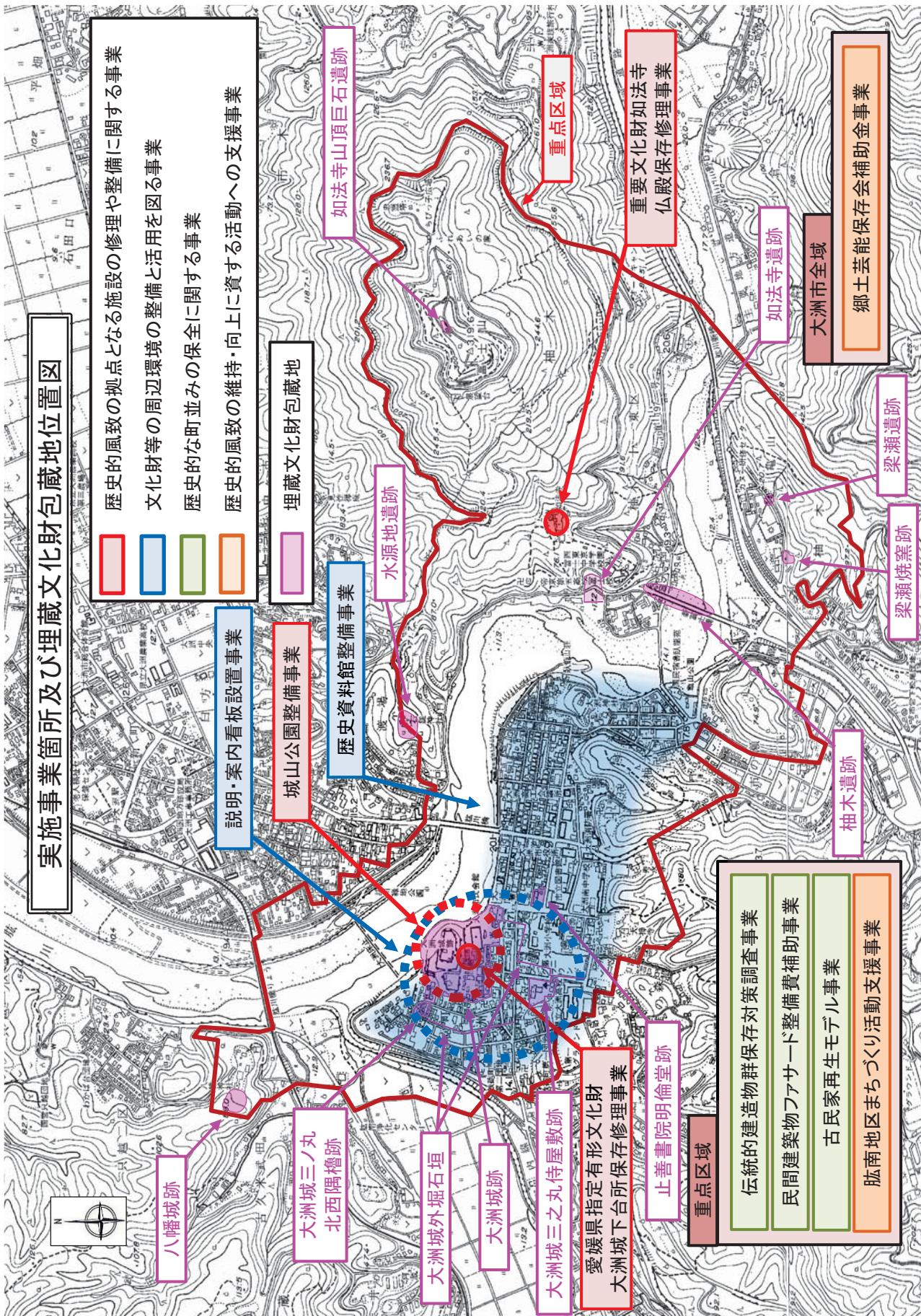
- ④ 歴史資料館整備事業
- ⑤ 説明・案内看板設置事業

(3) 歴史的な町並みの保全に関する事業

- ⑥ 伝統的建造物群保存対策調査事業
- ⑦ 民間建築物ファサード整備費補助事業
- ⑧ 古民家再生モデル事業

(4) 歴史的風致の維持・向上に資する活動への支援事業

- ⑨ 胱南地区まちづくり活動支援事業
- ⑩ 郷土芸能保存会補助金事業



2. 歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的風致の拠点となる施設の修理や整備に関する事業

① 城山公園整備事業

【整備主体】 大洲市

【事業期間】 平成 24～31 年度

【活用する国の支援事業の名称】

社会資本整備総合交付金（都市公園事業）

【事業の概要】

城山公園内の崩壊の危険性が高い石垣について改修を行う。改修方法については、文化財の価値を高めるため、原則伝統的な空石積みによるものとする。ただし、伝統的な空石積みの施工が困難な場合は、できる限り周囲の空石積みの価値を損なわない構造とする。この場合、現況を写真等で記録した上で改修を行う。

また、石垣に悪影響を与えていた樹木や大洲城跡の眺望景観を害している樹木を調査し、植栽計画を立てた上で、伐採・移植・新植などの適切な処置を行う。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

県指定史跡の大洲城跡を有する城山公園は、重要文化財に指定されている 3 つの櫓、県指定文化財の大洲城下台所など多くの文化財が存在し、市の歴史上も非常に重要な場所であることから来訪者の数も多い。また大洲城は、八幡神社の御神幸行列から見ても、江戸時代には崇敬の対象とされ、現在も公園区域内の二の丸大手門付近は御旅所となっており、地域にとっても重要な場所である。

また、大洲城は独立丘陵に築かれた平山城であるため、城下町としての風情が残る肱南・肱北地区のいたるところから、その姿を見ることができ、大洲城下町としての歴史的な景観の構成要素として重要な施設となっている。

本事業は、公園への来訪者・利用者の安全性を確保するための文化財の保全と眺望景観の向上を図るものであり、地域の歴史的風致の維持・向上に寄与する。



ズレが目立つ石垣

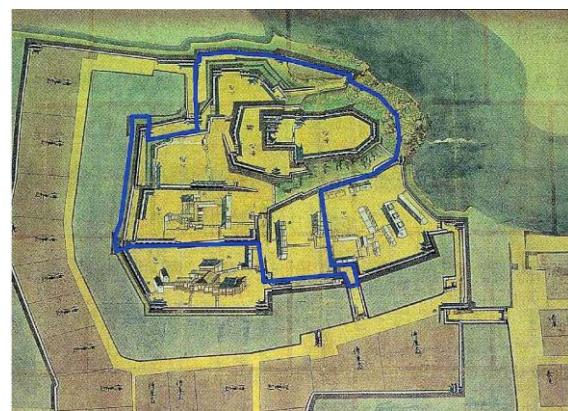


肱川上流から見た城山公園

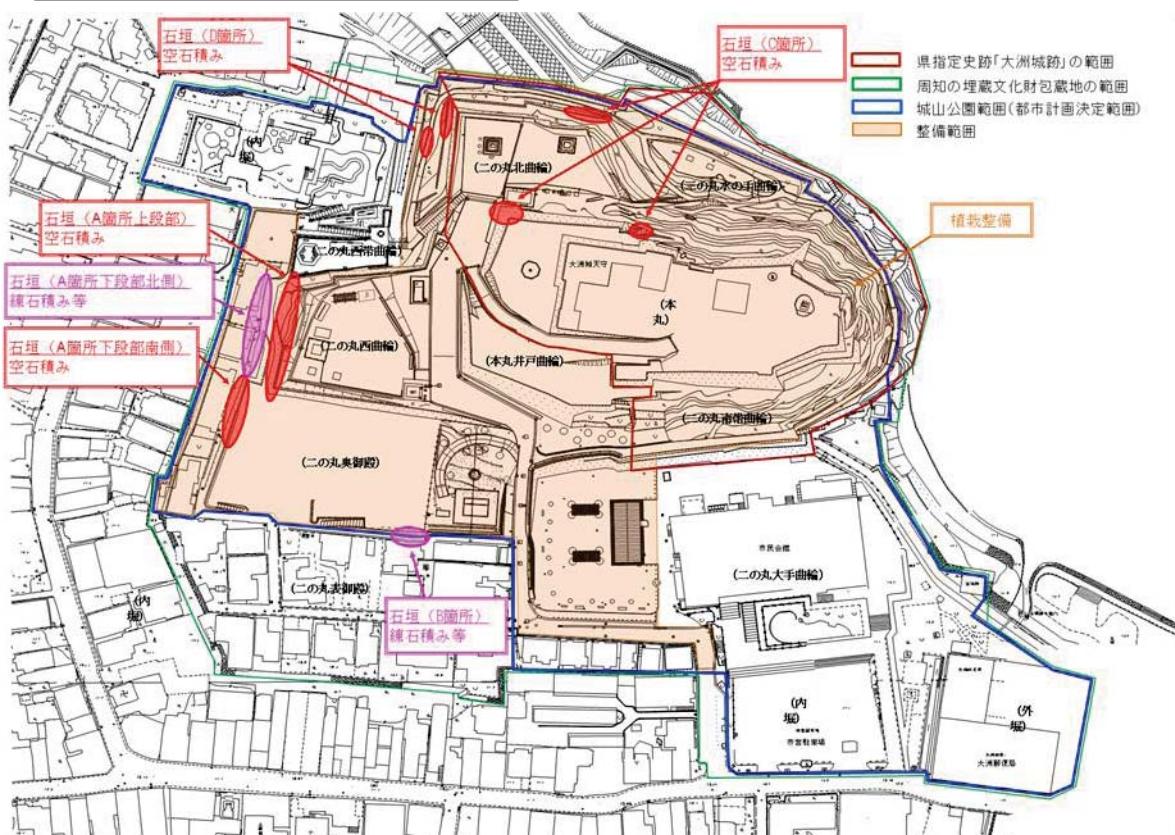


整備箇所

埋蔵文化財包蔵地



当該地区の古絵図



城山公園整備事業概要図

② 愛媛県指定有形文化財大洲城下台所保存修理事業

【整備主体】 大洲市

【事業期間】 平成 24～26 年度

【活用する国の支援事業の名称】

社会資本整備総合交付金（都市公園事業）

【事業の概要】

県指定文化財の大洲城下台所の漆喰壁が一部剥落し、屋根には雨漏りなどの損傷が見られることから保存修理を実施する。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

大洲城下台所は、重要文化財の櫓 4 棟とともに大洲城内に現存する数少ない建造物で、大洲城内の貯所・食料庫としての機能を果たした。

下台所は、現在の大洲城跡の登城口でもあり、城山公園の入り口にあたる箇所に位置することから、本事業により大洲城跡全体の文化財としての適切な保全と景観の向上を図るもので、地域の歴史的風致の維持・向上に寄与する。



大洲城下台所の位置図



大洲城下台所



当該箇所の古絵図

③ 重要文化財如法寺仏殿保存修理事業

【整備主体】 宗教法人 如法寺

【事業期間】 平成 22～26 年度

【活用する国の支援事業の名称】

国宝重要文化財等保存整備事業（文化庁補助事業）

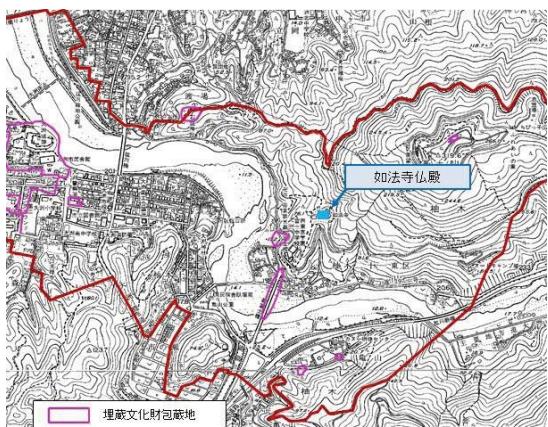
【事業の概要】

如法寺仏殿の屋根に雨漏りや一部崩落などの損傷が見られることから半解体修理を実施する。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

如法寺は、大洲藩 2 代藩主の加藤泰興によって創建された臨済宗妙心寺派の寺院で、大洲藩加藤家の菩提寺となっている。仏殿は創建当初の形態を残すもので唯一の重要文化財建造物である。このほか寺院内には市指定史跡の大洲藩主の墓所や、県指定天然記念物のツバキなど数多くの文化財が所在している。

本事業により、文化財的価値の維持が図られるとともに、寺院一帯の莊厳な風情と趣を高めることができ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。



如法寺仏殿の位置図



屋根にシートが掛けられた如法寺仏殿

(2) 文化財等の周辺環境の整備と活用を図る事業

④ 歴史資料館整備事業

【整備主体】 大洲市

【事業期間】 平成 32～33 年度

【活用する国の支援事業の名称】

市単独事業

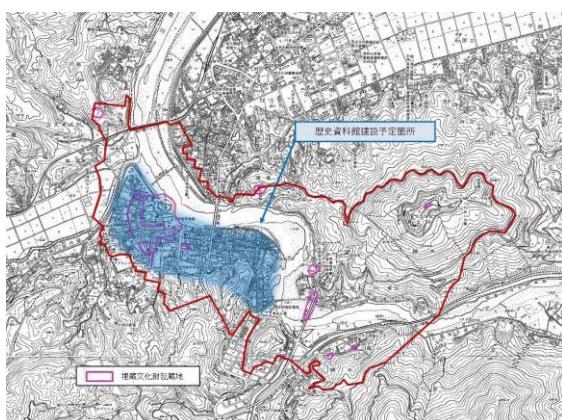
【事業の概要】

肱南地区に、市の歴史や文化財、大洲城に関連する資料などを紹介するための展示・解説に加え、来訪者自らが体験し学習できるような施設として歴史資料館を整備する。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

肱南地区は、多くの文化財を有し、市の歴史上も重要な地域で、来訪者も数多い状況にありながら、この地域の歴史・文化財を紹介する場所がほとんどないのが現状である。また大洲城に関する資料や歴史を展示・紹介するスペースも不足している。

このことから本事業を実施することにより、市民及び来訪者の市に関する歴史・文化財に対する理解が向上し、歴史的風致の維持・向上に寄与する。



大洲城の関連資料の一部

⑤ 説明・案内看板設置事業

【整備主体】 大洲市

【事業期間】 平成 25～26 年度

【活用する国の支援事業の名称】

社会資本整備総合交付金（都市公園事業の効果促進事業）

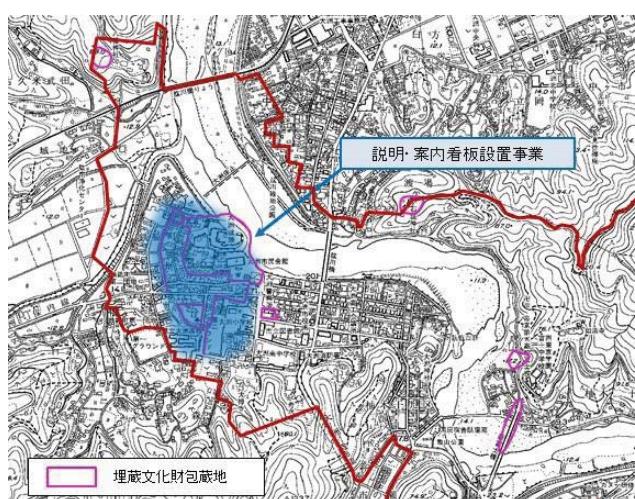
【事業の概要】

大洲城に関連する文化財の説明看板・案内看板について、必要に応じて新設及び改修を行う。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

城山公園及びその周辺には、大洲城に関連のある多くの文化財が存在しているが、それらを説明する看板や案内看板は、盤面が色あせているものやそれ自体が老朽化しているものも数多い状況であり、それら文化財が持っている価値を十分に伝えられていない。また案内看板については、設置された時期が様々で、デザインに統一性がなく、周辺の景観に馴染んでいないものもある。

のことから、老朽化している看板の改修を図るとともに、看板が不足している箇所に新設を行うことで、市民や来訪者の文化財に関する理解の向上と回遊性を高めることができるほか、それら文化財周辺の景観を向上させることができる。



色あせた説明看板（城山公園）

(3) 歴史的な町並みの保全に関する事業

⑥ 伝統的建造物群保存対策調査事業

【整備主体】 大洲市

【事業期間】 平成 29～30 年度

【活用する国の支援事業の名称】

市単独事業

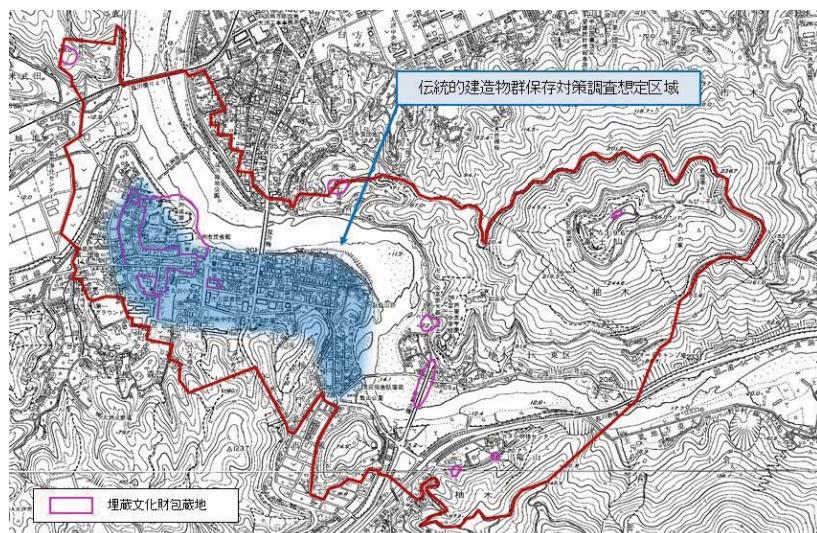
【事業の概要】

肱南地区の伝統的な町並みを構成する伝統的建造物の十分な把握ができていないため、保存対策を講じるための調査を実施する。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

大洲城跡のある肱南地区には、江戸時代から昭和時代初期にかけての伝統的建造物が数多く残っている。それら建造物については、これまでに個別の調査は実施されているものの、伝統的な町並みとしての総体的な学術調査は行われていない。

本事業により、伝統的な町並みの構成や固有性を把握し、今後の保存計画を構想することで歴史的風致の維持・向上に寄与する。



おはなはん通りの町並み

⑦ 民間建築物ファサード整備費補助事業

【整備主体】 大洲市

【事業期間】 平成 23 年度～

【活用する国の支援事業の名称】

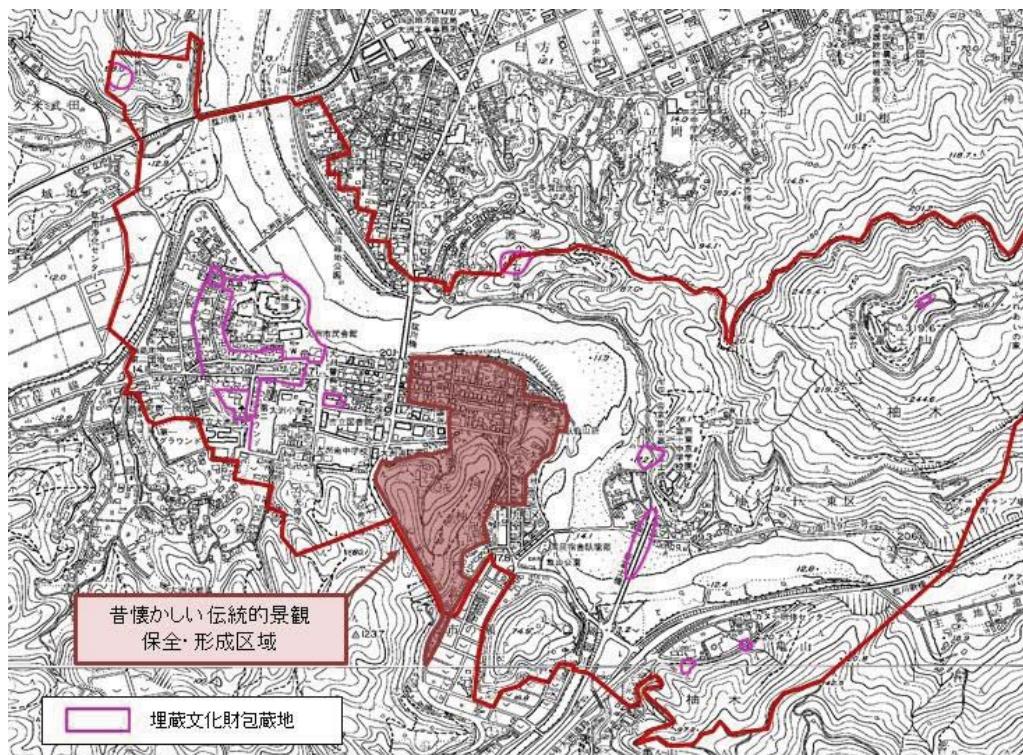
市単独事業

【事業の概要】

景観計画区域内における「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」で、建築物の外観の改修・新築等に係る新たな補助制度を創設し、補助金の交付を行う。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

景観計画にて位置づけている「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」は、明治時代から昭和時代初期に木蝋・製糸・舟運により繁栄した名残を色濃く残す区域であり、その時代の建造物も数多く残っている。しかし近年、その歴史的な町並みには馴染まない改装等が行われていることが問題となっており、それに対処するため、当該区域の建築行為について、景観計画にて規制を図っているところであるが、その規制に伴い増加する建築コストに対し、補助金を交付することで、連続性のある歴史的な町並みの保全を図ることができる。



⑧ 古民家再生モデル事業

【整備主体】 民間

【事業期間】 平成 25 年度～

【活用する国の支援事業の名称】

市単独事業

【事業の概要】

重点区域内にある古民家について、その建築物がもともと持っている外観と室内空間の良さを残しつつ、現代の暮らしとニーズにあった機能性・安全性を確保した建築物の活用につき、民間事業として実施する費用の一部を支援する。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

重点区域内には、歴史的な建築物である古民家が数多く現存しており、歴史的な町並みを形成している。しかし、それらの古民家は、時代の流れによるライフスタイルの変化に適合できず、空き家となるものが急増している。

このことから本事業で、古民家の良さを活かしつつ、活用ニーズに合わせた機能性の向上、構造補強による安全性の向上を図ったモデル住宅・店舗の活用を支援することにより、空き家対策に貢献し、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

(4) 歴史的風致の維持・向上に資する活動への支援事業

⑨ 胴南地区まちづくり活動支援事業

【整備主体】 民間

【事業期間】 平成 24～29 年度

【活用する国の支援事業の名称】

社会資本整備総合交付金（都市公園事業の効果促進事業）

【事業の概要】

八幡神社の御神幸行列をはじめとする大洲城を中心とした民間のまちづくり活動に対し、衣装や道具などの備品購入費等へ補助金を交付する。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

大洲城跡がある肱南地区では、八幡神社の御神幸行列をはじめとする大洲城を中心とした民間のまちづくり活動が展開されている。それらの活動を支援することで、住民と外来者との交流を促進し、大洲城と一体となった賑わいを創出することができ、歴史的なまちづくりに対する意識の向上を図ることができる。



八幡神社の御神幸行列

⑩ 郷土芸能保存会補助金事業

【整備主体】 大洲市

【事業期間】 平成 17 年～

【活用する国の支援事業の名称】

市単独事業

【事業の概要】

伝統芸能保存団体の活動を支援するための補助金を交付する。

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

伝統芸能を後世に保存継承するため各保存団体の活動に対し、その経費の一部を補助することにより、後継者の育成を図り歴史的風致の維持・向上に寄与する。



河辺鎮縄神楽



青島の盆踊り

第6章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 指定における基本的な考え方

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

具体的には、大洲城下町としての名残を強く感じさせる櫓、町家、寺社建築、史跡や、明治から大正時代の木蝋・製糸業による繁栄ぶりを今に伝える町家、蔵、近代洋風建築のほか、建築物と一体的に構成される門・塀などの工作物や庭園も対象とする。また、歴史的な価値が認められる石垣、水制、石碑、石造物などの構造物も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、次のいずれかに該当するものとする。

- i) 伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの。
- ii) 歴史性、地域性、希少性の観点から価値が高いもの。
- iii) 重点区域の歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの。

ただし、以下の条件を満たすものとする。

- ・ 昭和中期頃までに建造されたものであること。
- ・ 所有者、管理者等により、今後、当該建造物の適切な維持・管理が見込まれ、歴史的風致の維持及び向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること。

2. 指定の方針

歴史的風致形成建造物に指定する建造物は、上記の基本的な考え方を満たしたもので、次に示すものを対象とする。

- ア. 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財及び同法第 132 条第 1 項に規定する登録記念物
- イ. 愛媛県文化財保護条例第 10 条第 1 項の規定に基づく愛媛県指定有形文化財及び同条例第 37 条第 1 項の規定に基づく愛媛県指定記念物
- ウ. 大洲市文化財保護条例第 3 条第 1 項に基づく大洲市指定有形文化財及び大洲市指定記念物
- エ. 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物及び同法第 8 条第 2 項第 5 号ロに基づく景観重要公共施設
- オ. その他、大洲市の歴史的風致の維持及び向上に資するものとして特に市長が認める建造物

3. 指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりである。

	建造物名		住 所	所有者	備 考
1	大洲城跡		大洲 903	大洲市	県指定史跡 (景観重要公共施設)
2	大洲城下台所		大洲 891-1	大洲市	県指定文化財
3	至徳堂 (中江藤樹の邸跡)		大洲 737	愛媛県	県指定史跡
4	臥龍山荘		大洲 411	大洲市	国指定文化財
5	旧加藤家住宅主屋		大洲 848-1	大洲市	国登録有形 文化財
6	旧松井家住宅		柚木 317	大洲市	市指定文化財
7	旧大洲商業銀行 本店		大洲 60	大洲市	市指定文化財

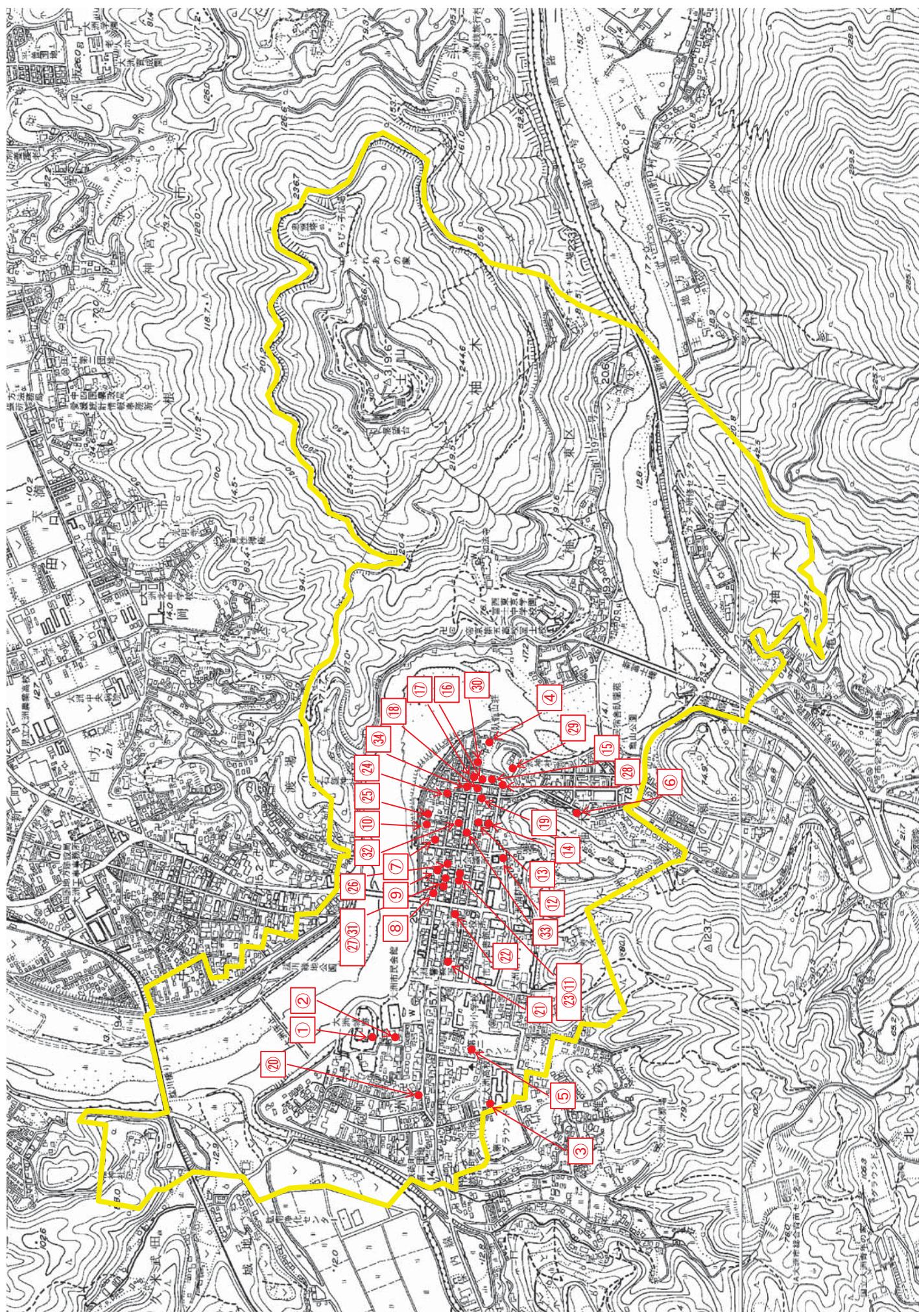
	建造物名		住 所	所有者	備 考
8	島田家住宅		大洲 28	民間	景観重要建造物候補
9	五百原七福堂		大洲 40	民間	景観重要建造物候補
10	沖本倉庫		大洲 103	大洲市	景観重要建造物候補
11	井関家住宅		大洲 485	民間	景観重要建造物候補
12	木藤家土蔵		大洲 694-1	民間	景観重要建造物候補
13	吉元家住宅① (郷土料理 旬)		大洲 652	民間	景観重要建造物候補
14	吉元家住宅②		大洲 652	民間	景観重要建造物候補

	建造物名		住 所	所有者	備 考
15	いづみや別館		大洲 387	民間	景観重要建造物候補
16	村上家土蔵		大洲 449	民間	景観重要建造物候補
17	比地町の長屋		大洲 392	民間	景観重要建造物候補
18	村上家住宅①		大洲 379	民間	景観重要建造物候補
19	村上家住宅②		大洲 450	民間	景観重要建造物候補
20	小谷商店		大洲 836-5	民間	景観重要建造物候補
21	中一地蔵堂		大洲 524	民間	景観重要建造物候補

	建造物名		住 所	所有者	備 考
22	北本呉服店		大洲 502	民間	景観重要建造物候補
23	那須家住宅		大洲 486	民間	景観重要建造物候補
24	一村家住宅		大洲 91	民間	景観重要建造物候補
25	井関家の蔵		大洲 102-1	民間	景観重要建造物候補
26	津田家住宅		大洲 151	民間	景観重要建造物候補
27	植田食品本舗		大洲 163	民間	景観重要建造物候補
28	大洲神社の 灯籠① (昭和燈)		大洲 387 地先	民間	景観重要建造物候補

	建造物名		住 所	所有者	備 考
29	大洲神社の 灯籠②		大洲 417-18	民間	
30	勘兵衛屋敷の 石垣		大洲 401	民間	
31	佐田家住宅		大洲 160	民間	
32	村田家住宅		大洲 261	民間	
33	磯崎家住宅		大洲 467	民間	
34	今岡家住宅		大洲 282	民間	

歷史的風致形成建造物位置図



第7章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 管理の指針の基本事項

歴史的風致形成建造物は、それぞれの建造物の価値に基づき適正な維持・管理に努めるものとする。また、歴史的風致の維持及び向上に資するため積極的な公開と活用を図る。特に公開については、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開に努める。

2. 個別の事項

(1) 県・市指定有形文化財及び国の登録有形文化財

県及び市の有形文化財に指定されているものについては、それぞれ対応する条例（愛媛県文化財保護条例または大洲市文化財保護条例）に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行う。

これらの建造物の維持・管理は、国指定有形文化財と同様に、建造物の内・外部とも現状保存を基本とし、破損が生じた場合には状況に応じた保存修理を行うこととする。

また、文化財保護法に基づく登録有形文化財については、建造物の外観の維持及び保存を基本とするが、その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全を図ることとする。

(2) 県・市指定記念物及び国の登録記念物

文化財保護法に基づく登録記念物及び県・市の文化財保護条例に基づく指定記念物については、敷地内の樹木の剪定、除草、清掃等の日常の管理を徹底する。

(3) 景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物は、関係法令に基づき、届出、勧告等を主体とする行為規制及び指導・助言を行う。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全に努めるものとする。

(4) その他未指定・未登録の建造物

歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして認められる未指定・未登録の建造物については、建造物の外観の維持及び保存を基本とし、文化財部局と協議の上、その価値を減じることのない範囲での変更は可能とする。その内部においても歴史的価値が高いものについては、適切な保全に努めるものとする。

なお、これらの建造物については、必要な調査等を行った上で、できる限り文化財又は景観重要建造物の指定等に努めることとする。

3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出を要しない行為については、以下の行為とする。

- ア. 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の届出をして行う行為
- イ. 文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物で、同法第133条の届出をして行う行為
- ウ. 愛媛県文化財保護条例第10条第1項に基づく県指定有形文化財で、同条例第20条第1項の許可を受けて行う行為
- エ. 愛媛県文化財保護条例第37条第1項に基づく県指定記念物で、同条例第42条第1項の許可を受けて行う行為
- オ. 大洲市文化財保護条例第3条第1項に基づく大洲市指定有形文化財または大洲市指定記念物で、同条例第8条第1項の許可を受けて行う行為
- カ. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の許可を受けて行う行為

■参考資料

1. 景観・歴史的風致に関するアンケート調査

市では、本計画の作成に取り組む前段で、肱南・肱北地区の住民を対象として景観及び歴史的風致に関するアンケートを実施し、計画作りの基礎資料として活用した。調査概要、調査結果は次のとおりである。

(1) 調査概要

調査対象：住民基本台帳より年齢 19 歳以上、75 歳以下で無作為抽出による

調査方法：郵便配布、郵便回収

調査期間：平成 21 年 6 月 24 日から平成 21 年 7 月 10 日まで

配布・回収：配布数 300 件・回収 114 件（回収率：38.0%）

調査項目：① 居住地域の景観について

② 今後の大洲市の景観への取り組みについて

③ 大洲市の歴史的建造物や伝統行事・祭礼について

④ 大洲城の公園整備について

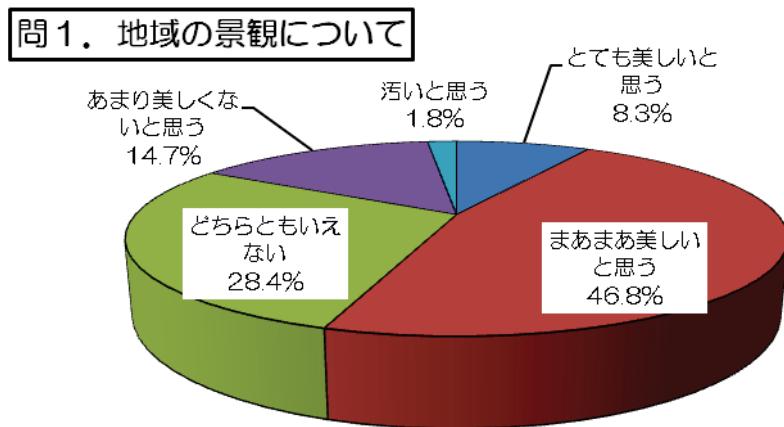
⑤ 回答者の属性

(2) 調査結果

① 居住地域の景観について

問1 現在お住まいの地域の景観は、美しいと感じますか？

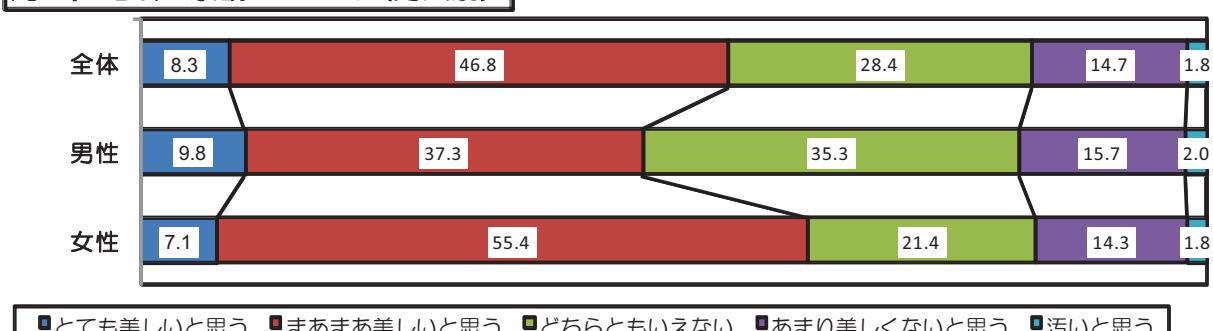
地域の景観については回答者の約 46.8% は「まあまあ美しいと思う」と感じており、「とても美しいと思う」8.3%を合わせると、全体の約 55% 以上の方は地域の景観を美しいと感じている。「あまり美しくないと思う」、「汚いと思う」は全体の約 17% に留まっている。



(男女別集計)

地域の景観についての回答は、女性の方が「とても美しいと思う」「まあまあ美しいと思う」を合わせると 62.5% で、男性の 47.1% と比べても地域の景観を美しいと思っている人が多いことが分かる。

問1. 地域の景観について（男女別）

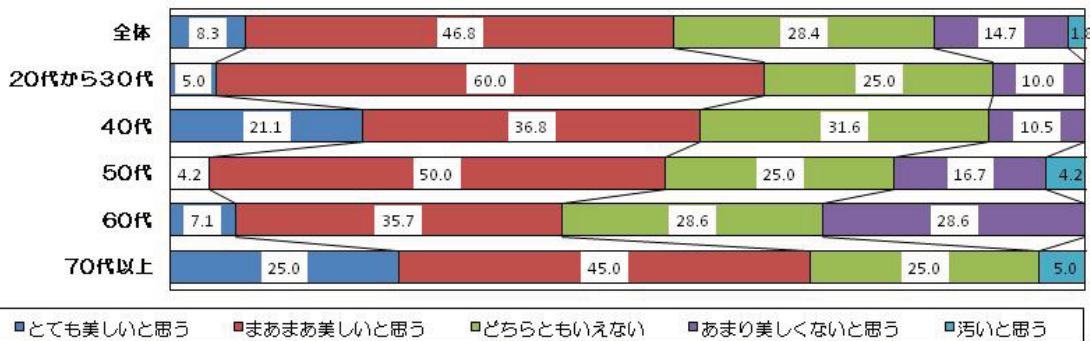


(年齢別集計)

地域の景観を「とても美しい」「まあまあ美しいと思う」と感じている人の合計は、60代を除く全ての年代で約5割を超えており、なかでも70代では7割を超えている。

また、「あまり美しくないと思う」「汚いとおもう」は50代・60代を除くと概ね1割前後になっている。

問1. 地域の景観について(年齢別)

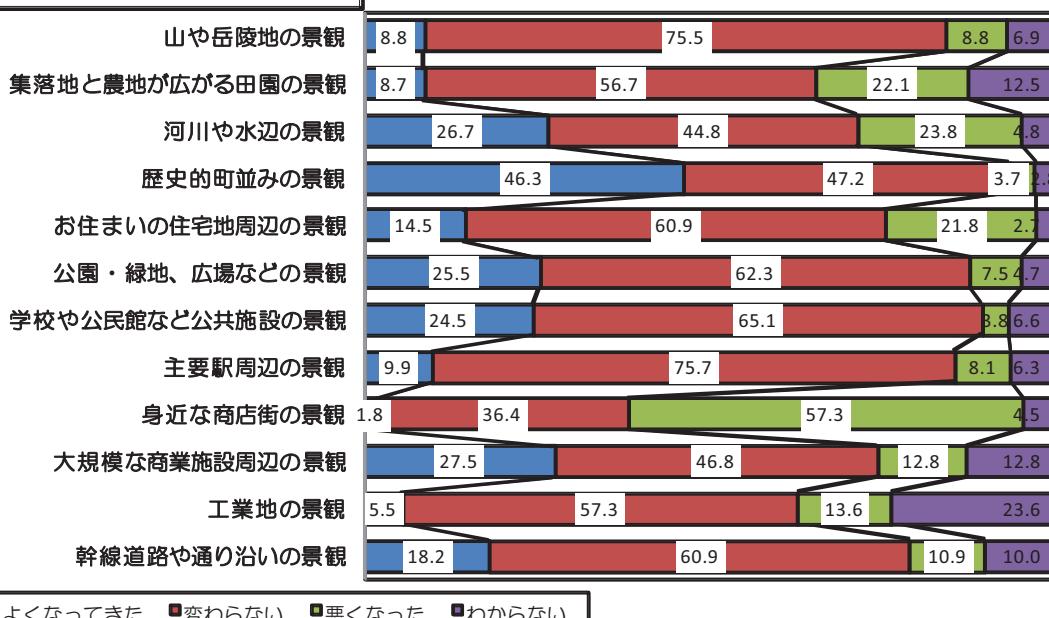


問2 近年、あなたのお住まいの地域や市の景観は良くなっていますか？

近年の地域や市の景観の変化については、“変わらない”が40%以上を占める評価項目がほとんどだが、「身近な商店街の景観」については、“悪くなった”が57.3%を占めている。また、「集落地と農地の広がる田園の景観」「河川や水辺の景観」「お住まいの住宅地周辺の景観」は20%以上の人人が“悪くなった”と感じている。

一方、「歴史的町並みの景観」は46.3%の人が“良くなつた”と感じており、「河川や水辺の景観」「公園・緑地、広場などの景観」「学校や公民館などの公共施設の景観」「大規模な商業施設の景観」についても20%以上の人人が良くなつたと感じている。

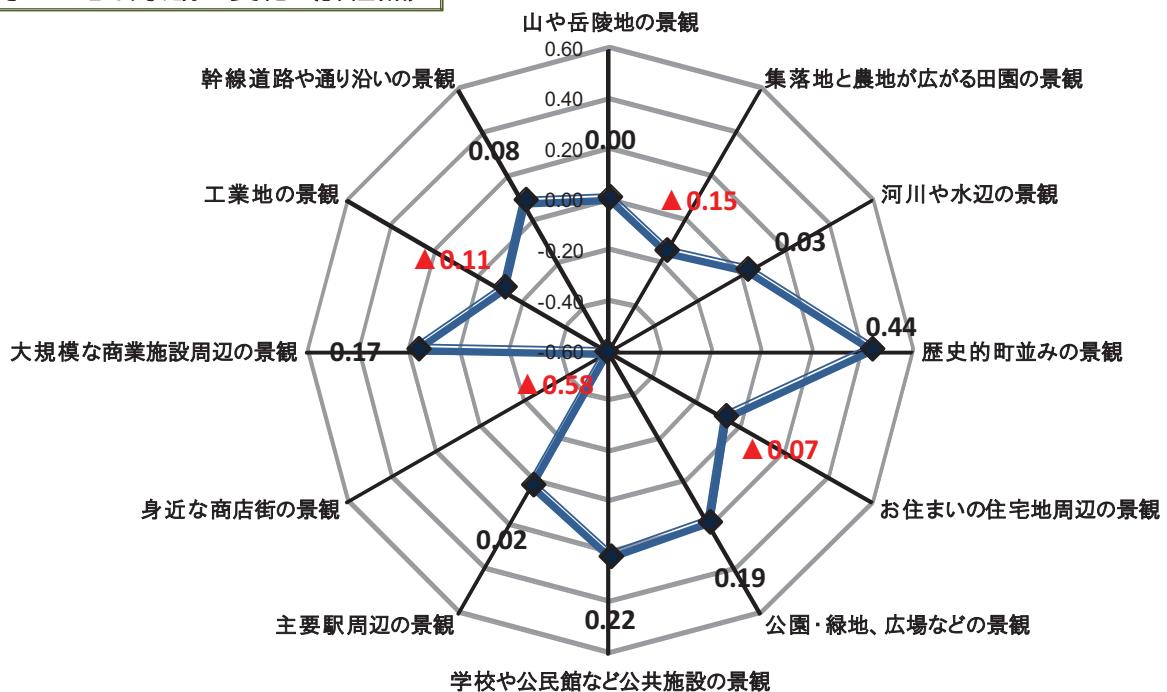
問2. 景観の変化について



各評価項目について、右に掲げるようない点を与える、「わからない」を除く回答数で除したものと評価点としてみると「歴史的町並みの景観」(0.44)・「学校や公民館など公共施設の景観」(0.22)・「公園・緑地、広場などの景観」(0.19)・「大規模な商業施設の景観」(0.17)・「幹線道路や通り沿いの景観」(0.08)・「河川や水辺の景観」(0.03)・「主要駅周辺の景観」(0.02)については、「良くなってきた」と感じている人が、「悪くなつた」と感じている人を上回っている。一方、「身近な商店街の景観」(▲0.58)・「集落地と農地の広がる田園の景観」(▲0.15)・「工業地の景観」(▲0.11)・「お住まいの住宅地周辺の景観」(▲0.07)については、「悪くなつた」と感じている人の方が上回っている。このことから、都市的な景観、新しく作られる景観、あるいは歴史的町並みについては良くなってきたが、身近な生活環境（商店街・工業地・住宅地）や田園景観については悪くなつたと感じられていることが分かる。

《評価ポイント》	
よくなってきた	+ 1 点
変わらない	0 点
悪くなつた	- 1 点

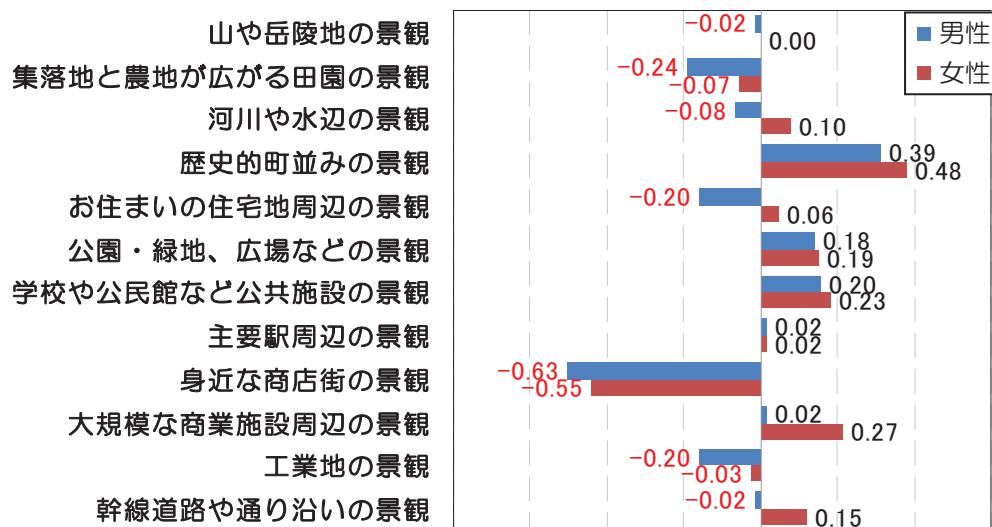
問2 地域景観の変化（評価点）



(男女別集計)

各評価項目の評価点は、男女ともほぼ同様の傾向にあるが、「河川や水辺の景観」「お住まいの住宅地周辺の景観」の2項目については、女性は“よくなってきた”と感じているのに対し、男性は“悪くなった”と感じている。全体的に、男性に比べて女性の方が“よくなってきた”と感じている人が多く、“悪くなった”と感じている人が少ない傾向にある。

問2. 景観の変化（男女別）

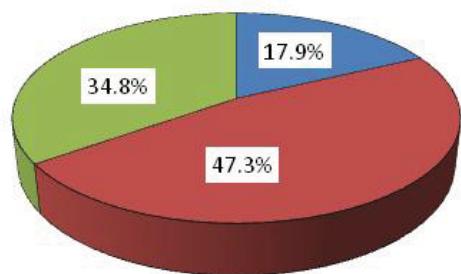


② 今後の大洲市の景観への取り組みについて

問3. これからの大洲市のより良い景観づくりを進めていくために、大洲市景観条例が制定されて、大洲市景観計画が策定を完了し、本年7月1日から一部地域で建築行為等に規制がかかることになっているのをご存知ですか？

大洲市景観条例が制定され、本年7月1日から一部地域で建築行為などに規制がかることについて、「条例が制定されたことは知っているが景観計画の内容についてはよく知らない」が47.3%で約半数を占めており、「景観計画の内容を含めよく知っている」34.8%を加えると、82.1%になる。全体の8割を超える方が景観条例について認知していることが分かる。

問3 景観条例制定について



- 景観計画の内容も含めよく知っている
- 条例等が制定されたことは知っているが、景観計画の内容については知らない。
- 全然知らなかった

(男女別集計)

景観計画制定について、「景観計画の内容を含めよく知っている」と回答している人は、女性より男性の方が約5%多い。逆に、「条例等が制定されたことは知っているが内容については知らない」は女性の方が多くなっている。

問3 景観条例制定について(男女別)

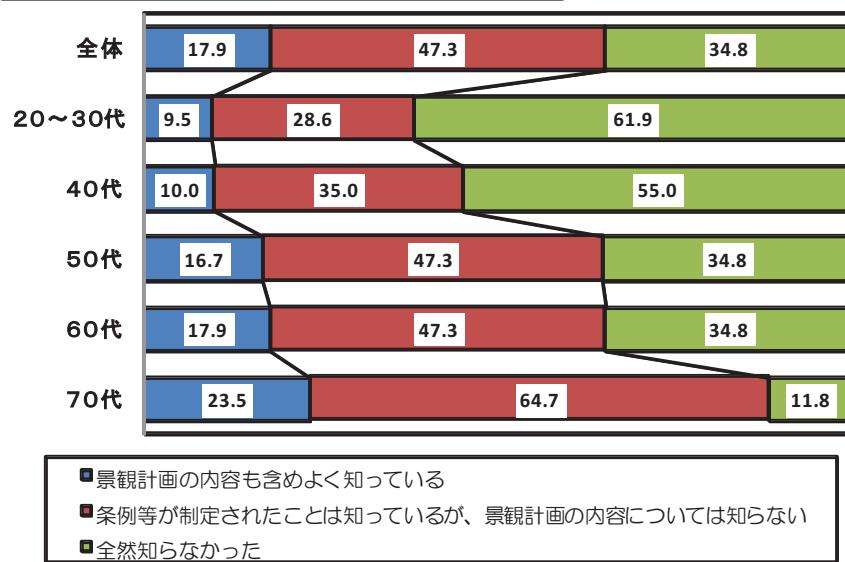


- 景観計画の内容も含めよく知っている
- 条例等が制定されたことは知っているが、景観計画の内容については知らない
- 全然知らなかった

(年齢別集計)

景観条例制定については、「景観計画の内容も含めよく知っている」「条例などが制定されたことは知っているが景観計画の内容については知らない」の2項目の合計をみると20~30代で38.1%、40代で45.0%、50代で64.0%、60代で65.2%、70代では88.2%となり、年代が上がるごとにその割合が大きくなっている。

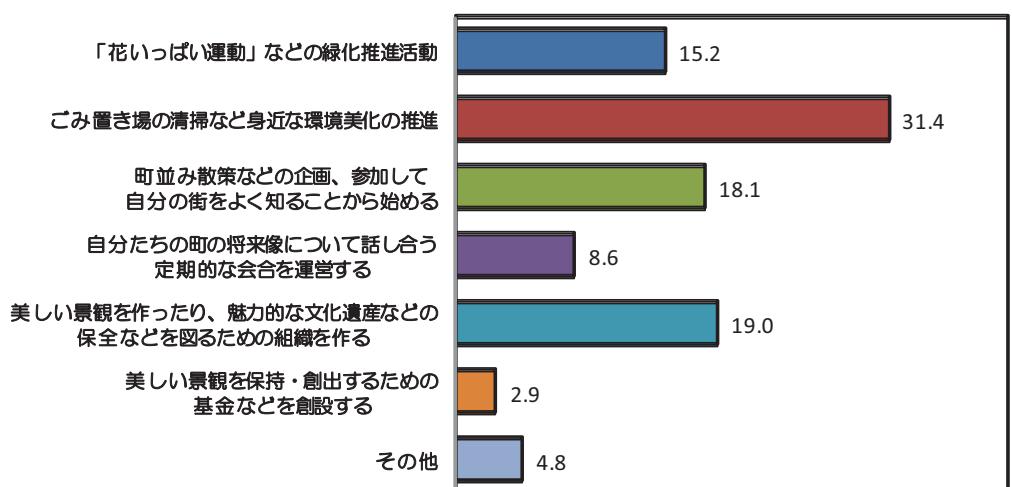
問3 景観条例制定について(年齢別)



問4 今後、住民が主体的に取り込むべきだとお考えの内容があれば1つだけ選んで○をつけてください。

住民が主体的に取り組むべき内容としては、「ごみ置き場の清掃など身近な環境美化の推進」を挙げる人が最も多く、全体の31.4%となっている。これに続き「美しい風景を作ったり、魅力的な文化遺産などの保全を図るための組織を作る」(19.0%)・「町並み散策などの企画、参加して自分のまちをよく知ることから始める」(18.1%)・「『花いっぱい運動』などの緑化推進運動」(15.2%)となっている。

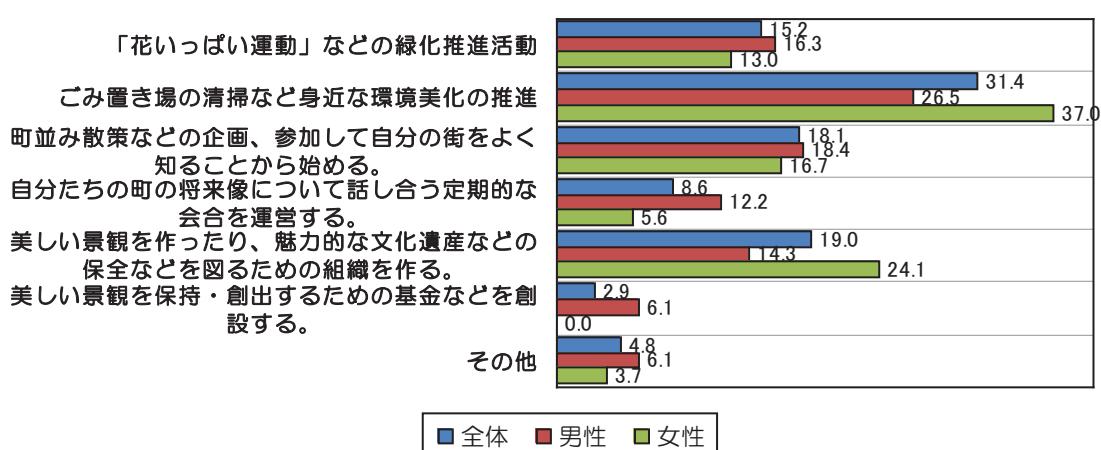
問4. 住民が主体的に取り組むべき内容



(男女別集計)

住民が主体的に取り組むべき内容に対する回答を男女別に見ると、ほぼ同様の傾向にあり男女で大きな差は見られない。男女ともに1位が「ごみ置き場の清掃など、身近な環境美化の推進」となっている。

問4 住民が主体的に取り組むべき内容（男女別）



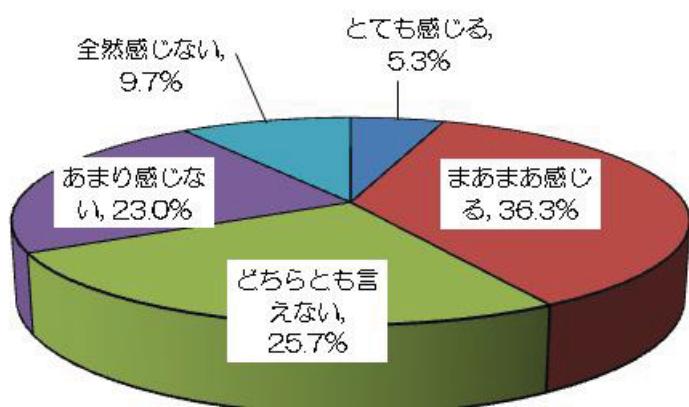
■ 全体 ■ 男性 ■ 女性

③ 大洲市の歴史的建造物や伝統行事・祭礼について

問5. 現在お住まいの地域に対して歴史や伝統を感じますか？1つだけ選んで○をつけてください。

問5については、回答者の36.3%は「まあまあ感じる」と答えており、「とても感じる」の5.3%を合わせると全体の4割を超える人が居住地に対して歴史や伝統を感じていることが分かる。一方、「あまり感じない」「全然感じない」は合計で全体の約3割を占めている。

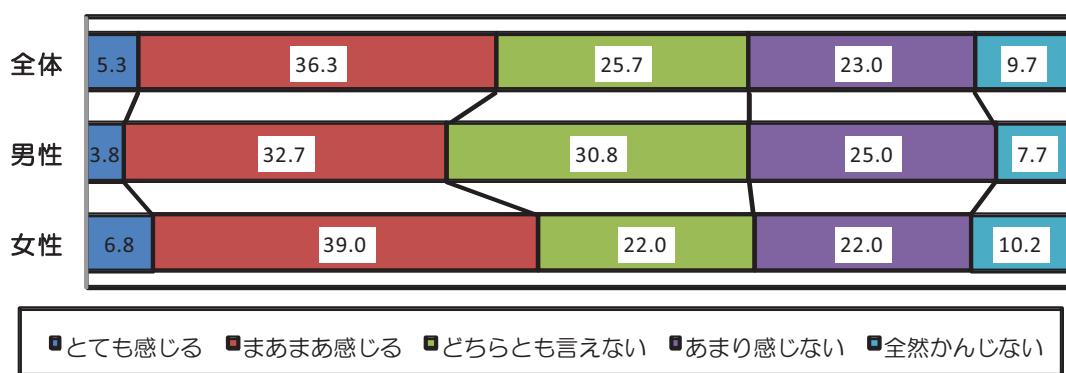
問5. 居住地に対して歴史・伝統を感じるか？



(男女別集計)

問5の男女別集計では、男性よりも女性の方が「とても感じる」、「まあまあ感じる」と回答した人が多い。「あまり感じない」「全然感じない」と回答した人は、男女とも同程度の割合になっている。

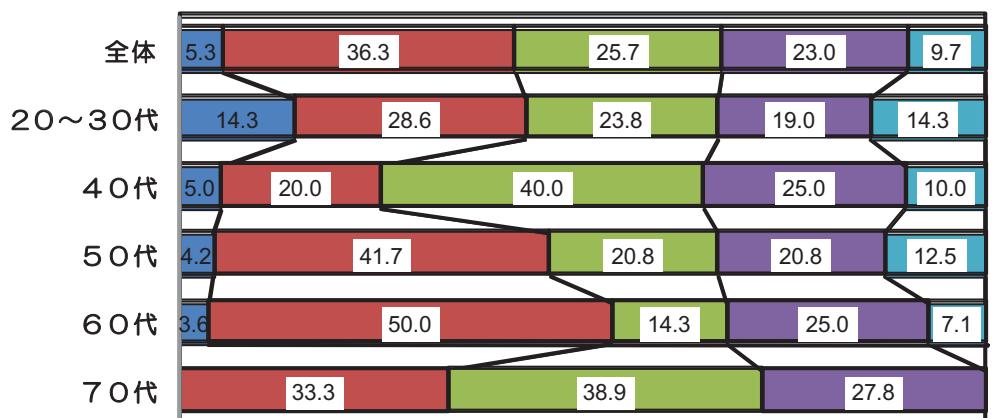
問5. 居住地に対して歴史・伝統を感じるか？(男女別)



(年齢別集計)

問5の年齢別集計では、「とても感じる」、「まあまあ感じる」と回答した人の合計は、40代と70代を除いて4割を超えており、40代は25.0%と比較的低い数字になっている。「あまり感じない」「全然感じない」と回答した人の合計は、どの年代もおよそ3割程度になっている。

問5. 居住地に対し歴史・伝統を感じるか？(年齢別)



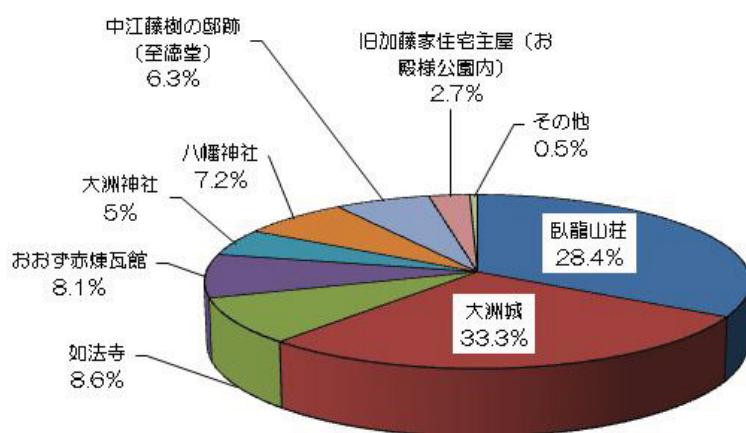
■とても感じる ■まあまあ感じる ■どちらとも言えない ■あまり感じない ■全然かんじない

問6. あなたが後世に残したいと思う建造物、伝統行事をそれぞれ各項目から2つずつ選んで○をつけてください。

【建造物】

後世に残したい建造物としては、1位が「大洲城」(33.3%)、2位に臥龍山荘(28.4%)が挙げられ、その合計は全体の6割を超えており。その他の項目は1割に満たない割合になっている。

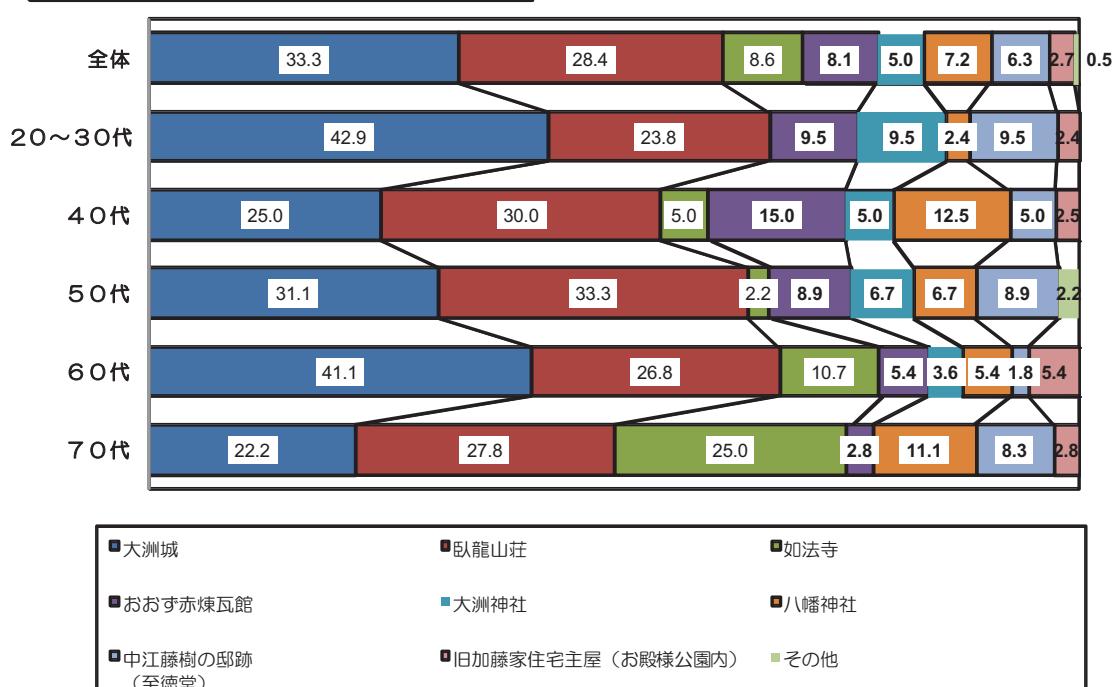
問6 後世に残したい建造物



(年代別集計)

後世に残したい建造物の年代別集計では、「大洲城」、「臥龍山荘」を挙げた人の合計は20代～30代、50代、60代で6割を超えており。70代では「如法寺」を挙げる人の割合が25.0%で他の年代よりも高くなっている。

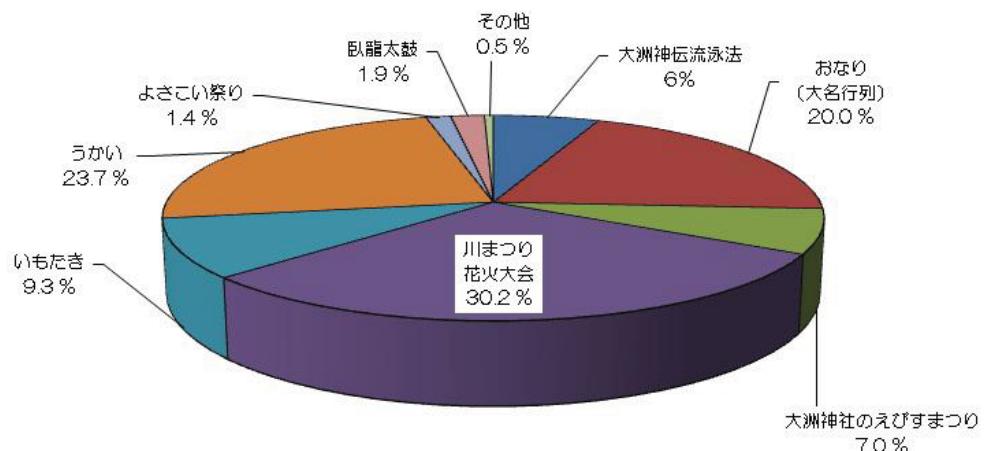
問6. 後世に残したい建造物（年代別）



【伝統行事】

後世に残したい伝統行事としては、1位が「川まつり花火大会」(30.2%)、2位が「うかい」(23.7%)、3位が「おなり（大名行列）」(20.0%)となり、合計で7割を超す人が挙げている。その他の伝統行事を挙げた人は、1割に満たない割合になっている。

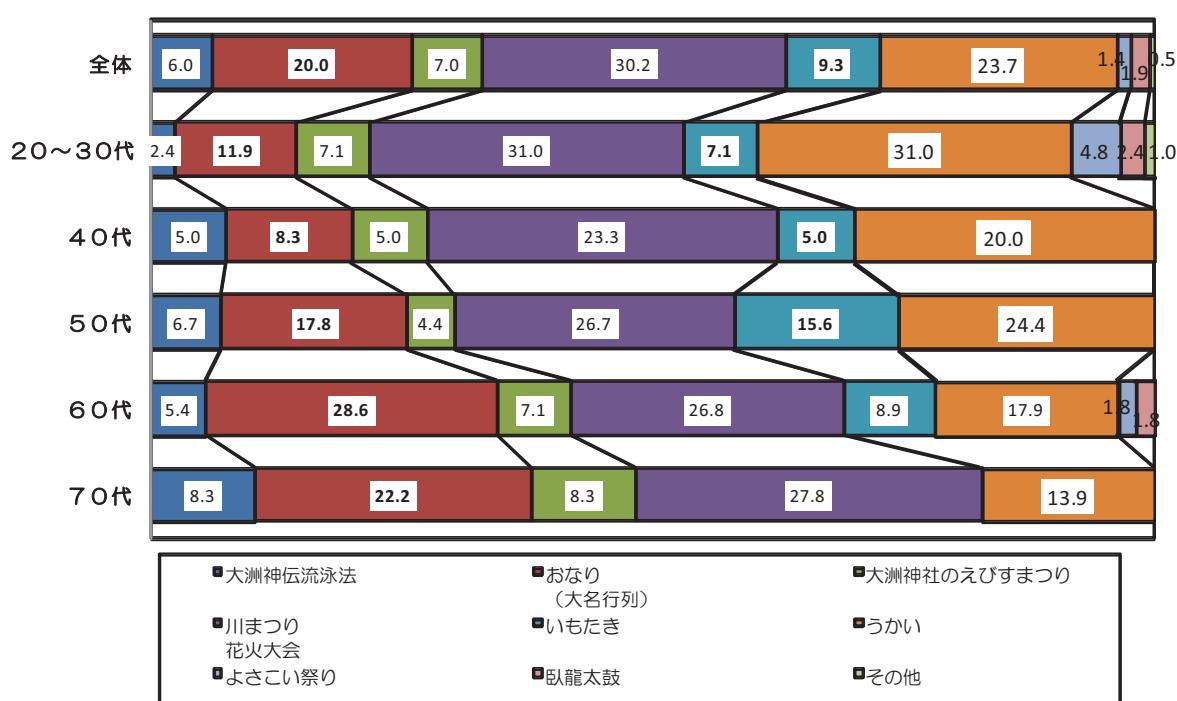
問6 後世に残したい伝統行事



(年代別集計)

後世に残したい伝統行事の年代別集計では、「川まつり花火大会」「うかい」「おなり（大名行列）」の3項目が、各年代で上位3位までに挙げられている。「おなり（大名行列）」を挙げた人は、年代が上がるにつれて、占める割合も高くなる傾向がある。逆に「うかい」を挙げた人は、年代が上がるにつれて占める割合が低くなる傾向にある。

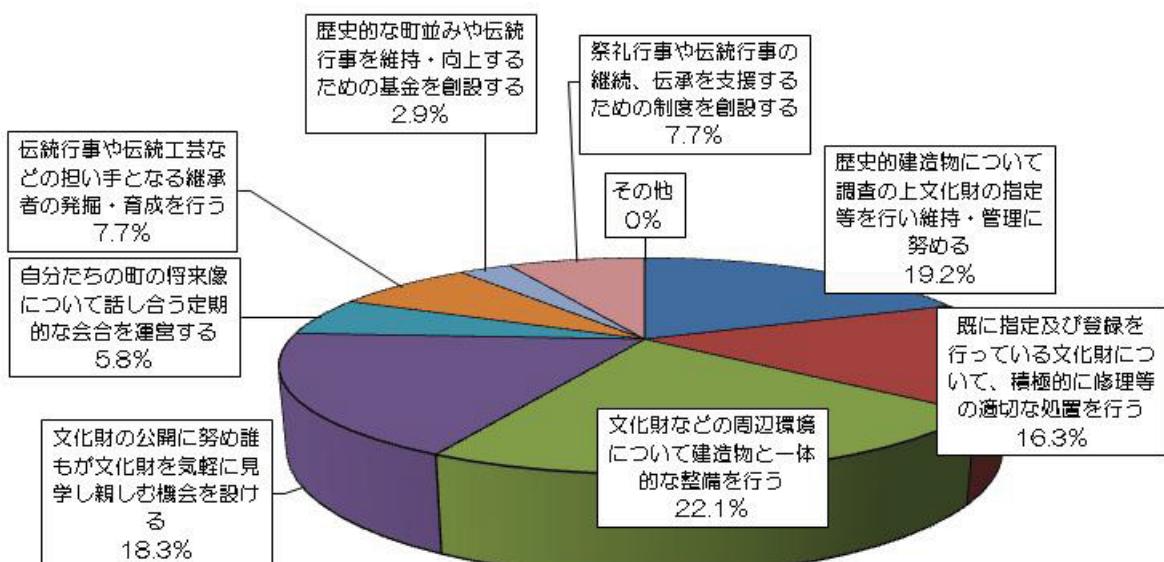
問6. 後世に残したい伝統行事（年代別）



問7 あなたが問6で選んだ建造物や伝統行事などを保存し、地域をより良いものにするにはどういう施策が必要だと思いますか？1つだけ選んで○をつけてください。

問7に対しては、「文化財等の周辺環境について、建造物と一体的な整備を行う」(22.1%)が1位に挙げられ、続いて2位「歴史的建造物について、調査上、文化財の指定を行い維持・管理に努める。」(19.2%)、3位「文化財の公開に努め、誰もが文化財を気軽に見学し親しむ機会を設ける。」(18.3%)、4位「既に指定及び登録を行っている文化財について、積極的に修理等の適切な処置を行う」(16.3%)となっており、この4項目を挙げる方が全体の約75%に達している。その他の項目については、1割に満たない割合になっている。

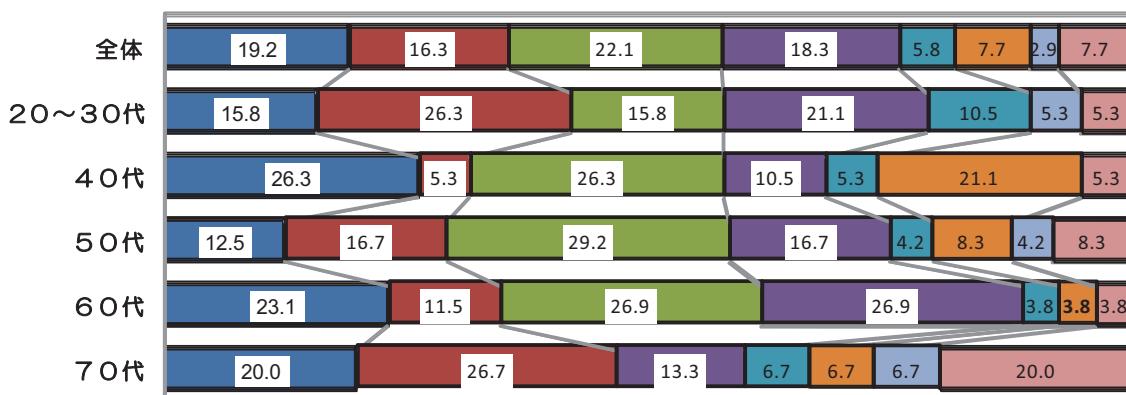
問7. 地域に必要な施策



(年代別集計)

問7の年代別集計では、「伝統行事や伝統工芸などの担い手となる継承者の発掘・育成を行う」の項目を挙げる40代の割合が他の年代に比べて高く、60代では「文化財の公開に努め誰もが文化財を気軽に見学し親しむ機会を設ける」の割合が高くなっている。70代では、全体で最も多く挙げられた「文化財などの周辺環境について建造物と一体的な整備を行う」の項目を挙げた人は0人になっている。

問7. 地域に必要な施策（年代別）



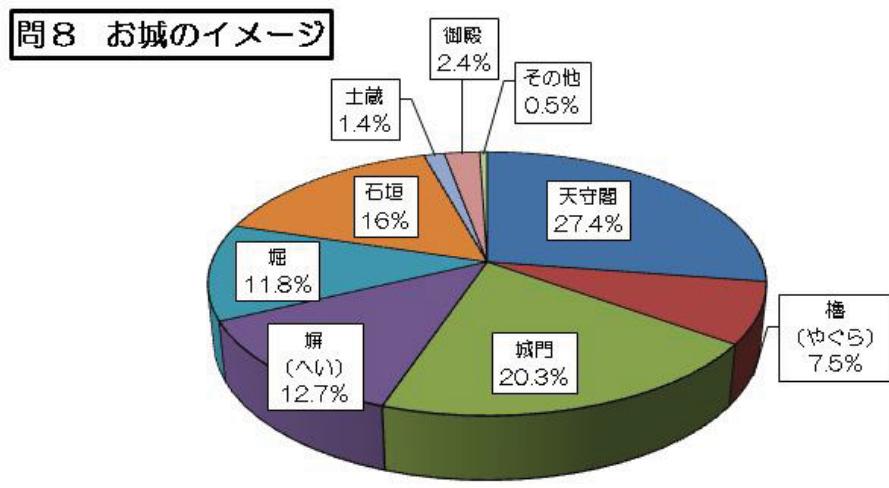
- 歴史的建造物について調査の上文化財等の指定を行い維持・管理に努める
- 既に指定及び登録を行っている文化財について、積極的に修理等の適切な処置を行う
- 文化財などの周辺環境について建造物と一体的な整備を行う
- 文化財の公開に努め誰もが文化財を気軽に見学し親しむ機会を設ける
- 自分たちの町の将来像について話し合う定期的な会合を運営する
- 伝統行事や伝統工芸などの担い手となる継承者の発掘・育成を行う
- 歴史的な町並みや伝統行事を維持・向上するための基金を創設する
- 祭礼行事や伝統行事の継続、伝承を支援するための制度を創設する
- その他

④ 大洲城の公園整備について

問8 お城でイメージするもの、今後の大洲城の公園整備で必要と思われるものをそれぞれ各項目から2つずつ選んで○をつけて下さい。

【お城のイメージ】

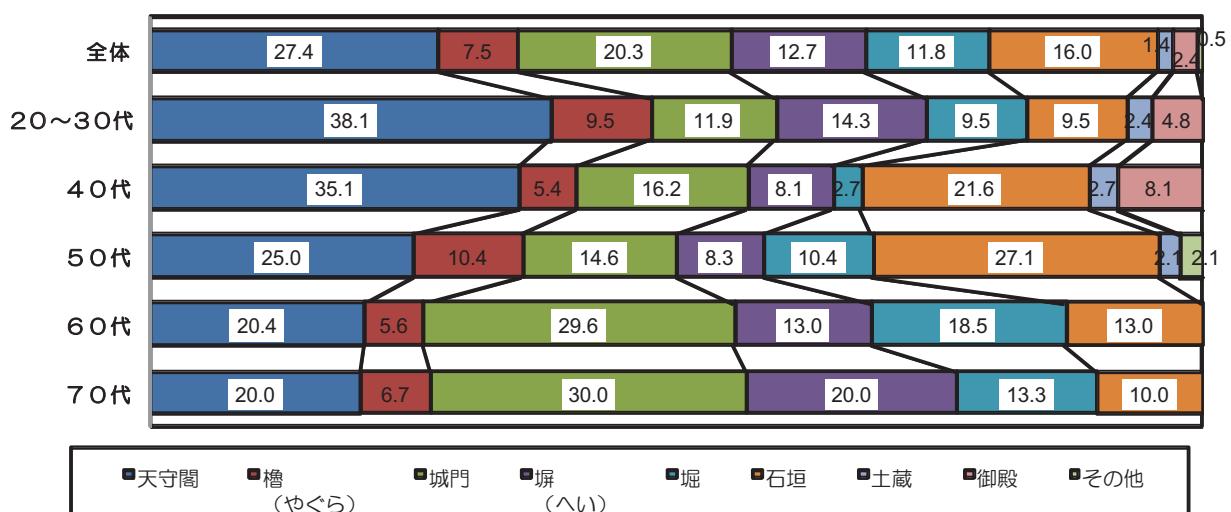
お城のイメージとしては、1位「天守閣」(27.4%)、2位「城門」(20.3%)がそれぞれ2割を超えており、「石垣」(16.0%)、「堀」(12.7%)、「堀」(11.8%)が続き、その他の項目は1割に満たない割合になっている。



(年代別集計)

お城のイメージの年代別集計では、20~30代、40代の若い世代に、「天守閣」を挙げる人の割合が他の世代に比べて高く、60代、70代の世代の方は、「城門」を挙げる人の割合が高くなっている。また、40代、50代においては、「石垣」を挙げる人の割合が高くなっている。

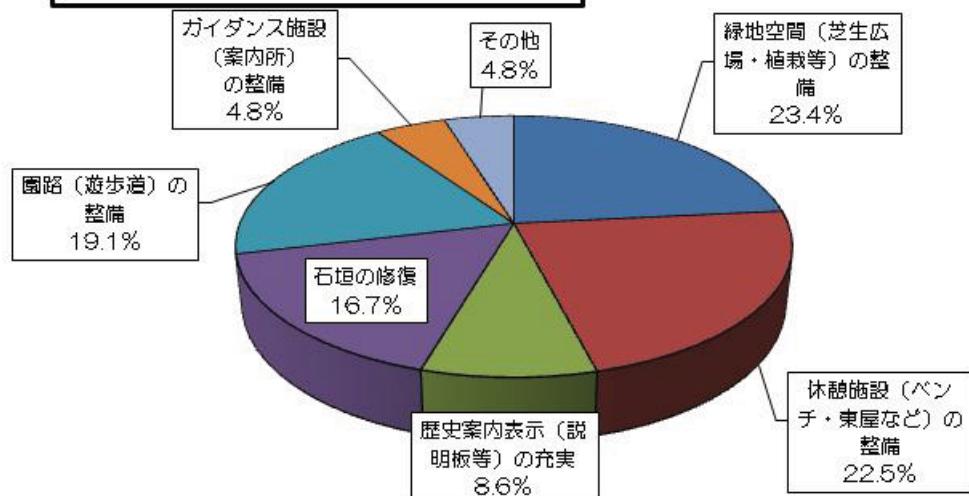
問8. お城のイメージ (年代別)



【今後必要な大洲城の公園整備】

今後必要な大洲城の公園整備としては、1位「緑地空間（芝生広場・植栽等の整備）」（23.4%）、2位「休憩施設（ベンチ、東屋などの整備）」（22.5%）、3位「園路（遊歩道の整備）」（19.1%）、4位「石垣の修復」（16.7%）が挙げられており、4項目を合計すると全体の8割以上を占めている。上位の3項目については、市民が直接利用できる施設の整備となっている。

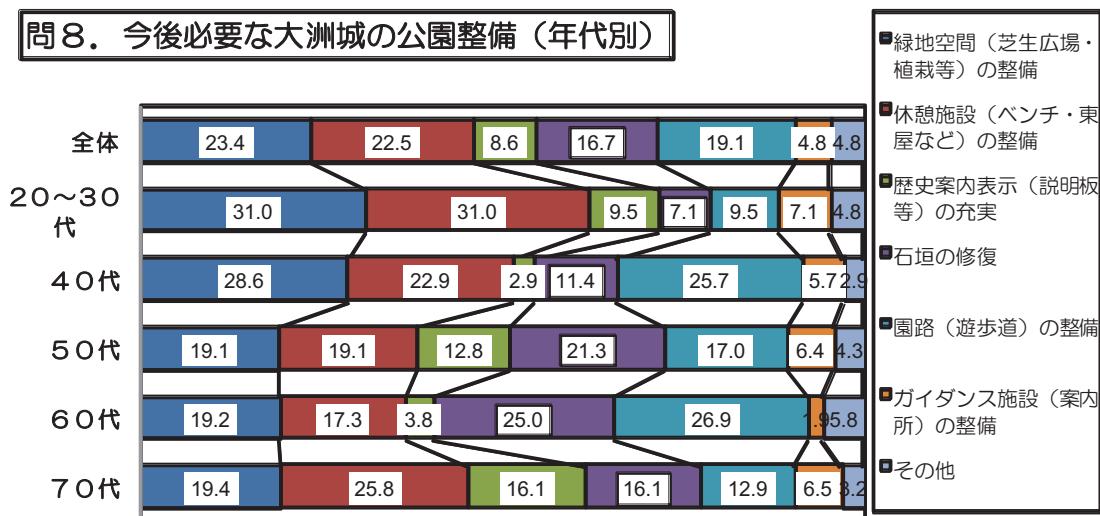
問8 今後必要な大洲城の公園整備



(年代別集計)

今後必要な大洲城の公園整備の年代別集計としては、「緑地空間（芝生広場・植栽等の整備）」の項目が20代～30代、40代の若い世代に多く挙げられている。また、50代、60代の年代の人は、他の年代に比べ、「石垣の修復」を挙げる割合が高くなっている。

問8. 今後必要な大洲城の公園整備（年代別）



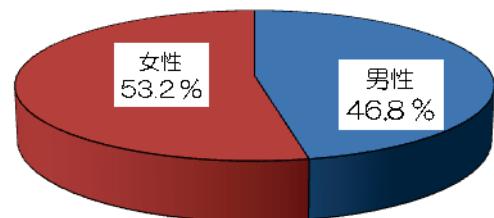
⑤ 回答者の属性

問9. あなたの性別は？

全回収数（114票）から、性別の回答がなかった3票を除き、男女の構成比をみると男性が46.8%、女性が53.2%であり、女性がやや多くなっているものの、概ね男女のバランスがとれた回答が得られた。

問9. 性別	全体	
	回答数	構成比
男性	52	46.8 %
女性	59	53.2 %
有効回答 (=N)	111	100.0 %

問9. 性別 (N=111)

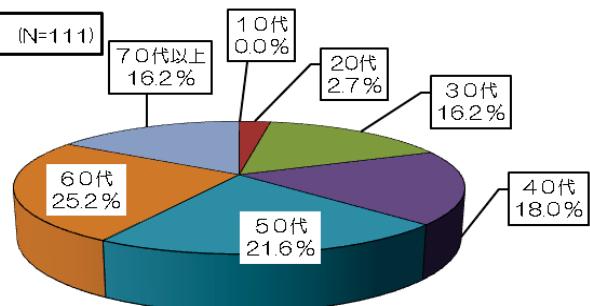


問10. あなたの年齢は？

全回収数（114票）から、年齢の回答がなかった3票を除いた年齢階層別構成比をみると、60代が28票（25.2%）で最も多く、10代は0票、20代は3票の回答数であった。その他の年代は、ほぼ同程度の割合になっている。

問10. 年齢	全体	
	回答数	構成比
10代	0	0.0 %
20代	3	2.7 %
30代	18	16.2 %
40代	20	18.0 %
50代	24	21.6 %
60代	28	25.2 %
70代以上	18	16.2 %
有効回答数 (=N)	111	100.0 %

問10. 年齢 (N=111)

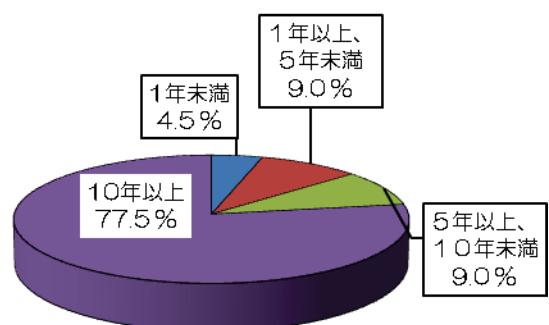


問 11. あなたが現在の場所で暮らしていらっしゃる期間はどのくらいですか？

現在の場所での居住年数は、「10 年以上」が 77.5% と大多数を占めている。

問 11. 居住年数	全体	
	回答数	構成比
1 年未満	5	4.5 %
1 年以上、 5 年未満	10	9.0 %
5 年以上、 10 年未満	10	9.0 %
10 年以上	86	77.5 %
有効回答数 (=N)	111	100.0 %

問 11. 居住年数 (N=111)



■参考文献

【書籍】

- ・愛媛県史編さん委員会『愛媛県史 古代II・中世』 愛媛県 昭和59年
- ・愛媛県史編さん委員会『愛媛県史 近世上』 愛媛県 昭和61年
- ・愛媛県史編さん委員会『愛媛県史 近世下』 愛媛県 昭和62年
- ・愛媛県史編さん委員会『愛媛県史 人物』 愛媛県 平成元年
- ・『愛媛県の民俗芸能—愛媛県民俗芸能緊急調査報告書—』 愛媛県教育委員会 平成11年
- ・『愛媛県近代化遺産総合調査報告書 愛媛県の近代化遺産』 愛媛県県民環境部県民交流課 平成15年
- ・『愛媛県の近代和風建築—近代和風建築総合調査報告書—』 愛媛県教育委員会 平成18年
- ・『身近な「地域のたからもの」発見—県民のための地域学入門—』 愛媛県教育委員会 平成23年
- ・『大洲市誌』 大洲市 平成8年
- ・『長浜町誌』 長浜町 昭和50年
- ・『長浜町誌 続編』 長浜町 平成16年
- ・『肱川町誌』 肱川町誌 平成15年
- ・『河辺村誌』 河辺村 昭和53年
- ・『ながはま風土記』 長浜町 平成17年
- ・『大洲市文化財調査書集』 大洲市教育委員会 平成元年
- ・『肱川水系河川整備計画（中下流圏域）』 国土交通省四国地方整備局・愛媛県 平成16年
- ・『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』 文化庁文化財部記念物課 平成17年
- ・『おはなはん通り及び周辺地区建物調査報告書』 大洲市 平成11年
- ・『大洲城天守閣復元工事事業報告書』 大洲市商工観光課 平成16年
- ・『大洲城の発掘調査 県指定史跡大洲城跡発掘調査概報』 大洲市教育委員会 平成12年
- ・『おおず赤煉瓦館築100周年記念誌 煉瓦百年物語』 大洲市 平成14年
- ・兵頭 正『長浜鎮座住吉神社沿革史概説』 大洲ライオンズクラブ 昭和44年

- ・『伊予史談会双書第7集 大洲秘録』 伊予史談会 昭和58年
- ・『肱川 人と暮らし』 財団法人愛媛県文化振興財団 昭和63年
- ・『肱川紀行』 アトラス出版 平成11年
- ・東 昇『大洲史談会文化叢書1 桜井久次郎編「大洲藩・新谷藩政編年史年表」』
大洲史談会 平成12年

【図 錄】

- ・『戦国南予風雲録 亂世を語る南予の名品』 愛媛県歴史文化博物館 平成19年
- ・『伊予の城めぐり—近世城郭の誕生—』 愛媛県歴史文化博物館 平成22年
- ・『大洲の中世領主展』 大洲市立博物館 平成13年
- ・『大大洲城 よみがえる大洲城』 大洲市立博物館 平成16年
- ・『近世大洲の夜明け～明治大正昭和のあゆみ』 大洲市立博物館 平成18年

【論 文】

- ・井上 淳「伊藤梅軒の伊予来訪と文化交流」（『伊予史談』第360号）伊予史談会 平成23年
- ・山内 治朋「戦国期の肱川下流域について—須戒・横松地域を中心に—」（『愛媛県歴史文化博物館研究紀要第14号』）愛媛県歴史文化博物館 平成21年
- ・東 昇「大洲藩加藤家の家臣団形成—文政「藩臣家譜」を素材に—」（『伊予史談』327号） 平成14年
- ・東 昇「日本近世における産物記録と土産・名物・時献上—伊予大洲藩の伊予簾と鮎—」（『洛北史學』第12号）洛北史学会 平成22年
- ・平井 誠「明治期における廃城の変遷と地域動向—愛媛県内の城郭・陣屋を例として」（『愛媛県歴史文化博物館研究紀要第7号』） 愛媛県歴史文化博物館 平成14年
- ・白石 尚寛「明治初期大洲城下町における旧武家屋敷地の変遷(上)」（『伊予史談』322号） 平成13年
- ・白石 尚寛「明治初期大洲城下町における旧武家屋敷地の変遷(下)」（『伊予史談』323号） 伊予史談会 平成13年
- ・白石 尚寛「文化・文政期における大洲藩祖社と廟所の形成について」（『伊予史談』350号） 伊予史談会 平成20年